

(案)

第3次花巻市男女共同参画基本計画（令和5年6月28日時点）	第3次花巻市男女共同参画基本計画
<p>第3次 花巻市男女共同参画基本計画</p> <p>令和6～13年度</p> <p>「（仮）だれもがお互いを尊重し、みんなが住みよいまち」</p> <p>の実現に向けて</p> <p>令和6年3月</p> <p>花巻市</p>	<p>第3次 花巻市男女共同参画基本計画</p> <p>令和6～13年度</p> <p>「（仮）だれもがお互いを尊重し、みんなが住みよいまち」</p> <p>の実現に向けて</p> <p>令和6年3月</p> <p>花巻市</p>

<p>はじめに</p> <p>議決後、計画を公表する際に 記載するもの</p>	<p>はじめに</p> <p>議決後、計画を公表する際に 記載するもの</p>
---	---

目次	ページ	目次	ページ
第1章 基本的事項	1	第1章 基本的事項	1
第1節 計画の社会的背景		第1節 計画の社会的背景	
1 男女共同参画に関する世界、国、県の動向		1 男女共同参画に関する世界、国、県の動向	
2 花巻市の取組		2 花巻市の取組	
第2節 計画の基本的な考え方		第2節 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の目的		1 計画策定の目的	
2 計画の位置づけ		2 計画の位置づけ	
3 計画の期間及び名称		3 計画の期間及び名称	
第2章 花巻市の現状と課題	8	第2章 花巻市の現状と課題	8
第1節 社会情勢の変化		第1節 社会情勢の変化	
1 少子高齢化・人口減少		1 少子高齢化・人口減少	
2 家族形態の変化		2 家族形態の変化	
3 女性の年齢階層別労働力（M字カーブ）		3 女性の年齢階層別労働力（M字カーブ）	
第2節 第2次花巻市男女共同参画基本計画（平成28～令和5年度）の成果と課題		第2節 第2次花巻市男女共同参画基本計画（平成28～令和5年度）の成果と課題	
1 第2次花巻市男女共同参画基本計画（平成28～令和5年度）の概要と今後の課題		1 第2次花巻市男女共同参画基本計画（平成28～令和5年度）の概要と今後の課題	
2 基本目標ごとの成果と課題		2 基本目標ごとの成果と課題	
・基本目標1 「男女共同参画の理解の促進」		・基本目標1 「男女共同参画の理解の促進」	
・基本目標2 「男女の社会における参画の促進」		・基本目標2 「男女の社会における参画の促進」	
・基本目標3 「男女のワーク・ライフ・バランスの促進」		・基本目標3 「男女のワーク・ライフ・バランスの促進」	
・基本目標4 「男女間の暴力の防止と根絶」		・基本目標4 「男女間の暴力の防止と根絶」	

第3章 計画の基本理念と基本目標	23	第3章 計画の基本理念と基本目標	23
第1節 基本理念		第1節 基本理念	
第2節 基本目標		第2節 基本目標	
第3節 計画の推進にあたっての施策		第3節 計画の推進にあたっての施策	
1 施策の体系		1 施策の体系	
2 基本目標ごとの施策の展開		2 基本目標ごとの施策の展開	
・基本目標1 「一人ひとりを尊重し合う意識づくり」		・基本目標1 「一人ひとりを尊重し合う意識づくり」	
・基本目標2 「誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり」		・基本目標2 「誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり」	
・基本目標3 「多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進」		・基本目標3 「多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進」	
・基本目標4 「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」		・基本目標4 「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」	
(花巻市配偶者暴力防止対策基本計画)		(花巻市配偶者暴力防止対策基本計画)	
3 成果指標一覧		3 成果指標一覧	
第4章 計画の推進	40	第4章 計画の推進	40
第1節 推進体制		第1節 推進体制	
1 庁内推進体制		1 庁内推進体制	
2 花巻市男女共同参画審議会		2 花巻市男女共同参画審議会	
3 花巻市男女共同参画推進員		3 花巻市男女共同参画推進員	
4 県や事業者などとの連携		4 県や事業者などとの連携	
第2節 計画の進行管理		第2節 計画の進行管理	
用語解説	41	用語解説	41
資 料	44	資 料	44
1 計画策定の経過		1 計画策定の経過	

- 2 花巻市男女共同参画審議会委員名簿
- 3 男女共同参画社会基本法
- 4 岩手県男女共同参画推進条例
- 5 花巻市男女共同参画推進条例
- 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 8 第3次花巻市男女共同参画基本計画策定にかかる アンケート調査
(R5) 報告書

- 2 花巻市男女共同参画審議会委員名簿
- 3 男女共同参画社会基本法
- 4 岩手県男女共同参画推進条例
- 5 花巻市男女共同参画推進条例
- 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 8 第3次花巻市男女共同参画基本計画策定に係るかかる アンケート調査
(R5) 報告書

第1章 基本的事項

第1節 計画の社会的背景

1 男女共同参画に関する世界、国、県の動向

(1) 世界の動き

◆女性の自立と地位の向上の取組の始まり

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」の3つを目標に掲げ、女性の自立と地位の向上を目指して世界的行動を行うことを宣言しました。

◆女性の地位向上の戦略目標と具体的行動の取組

平成7年（1995年）には、第4回世界女性会議（北京）が開催され、ナイロビ将来戦略の見直しと評価を行い、「行動綱領」とその実現への決意を示した「北京宣言」が採択されました。

平成12年（2000年）には、国連特別総会女性2000年会議がニューヨークで開催され、「行動綱領」が各国でどれだけ達成されたかを検討・評価し、また、今後の各国のとりべき行動目標が成果文書として採択されました。成果文書では、各国がとりべき行動として、①あらゆる形態の暴力から女性を保護する必要手段をとること、②政策決定過程への女性の参画について明白な目標設定をすること、③育児・介護について男女が責任を共有化する施策を促進することなどが盛り込まれています。

◆東アジアにおける取組

平成25年（2013年）には、平成18年（2006年）に日本が主導し東京で「第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催した「東アジアにおけるジェンダー*の平等を目指して」と題して、テーマ別討論が行わ

第1章 基本的事項

第1節 計画の社会的背景

1 男女共同参画に関する世界、国、県の動向

(1) 世界の動き

◆女性の自立と地位の向上の取組の始まり

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」の3つを目標に掲げ、女性の自立と地位の向上を目指して世界的行動を行うことを宣言しました。

◆女性の地位向上の戦略目標と具体的行動の取組

平成7年（1995年）には、第4回世界女性会議（北京）が開催され、ナイロビ将来戦略の見直しと評価を行い、「行動綱領」とその実現への決意を示した「北京宣言」が採択されました。

平成12年（2000年）には、国連特別総会女性2000年会議がニューヨークで開催され、「行動綱領」が各国でどれだけ達成されたかを検討・評価し、また、今後の各国のとりべき行動目標が成果文書として採択されました。成果文書では、各国がとりべき行動として、①あらゆる形態の暴力から女性を保護する必要手段をとること、②政策決定過程への女性の参画について明白な目標設定をすること、③育児・介護について男女が責任を共有化する施策を促進することなどが盛り込まれています。

◆東アジアにおける取組

平成25年（2013年）には、平成18年（2006年）に日本が主導し東京で「第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催した「東アジアにおけるジェンダー*の平等を目指して」と題して、テーマ別討論が行わ

れ、ワーク・ライフ・バランス*の重要性などが確認されたことから、第5回会合が開催され「ジェンダー主流化ー成果と課題」「女性に対する暴力撤廃」及び「雇用におけるジェンダー差別の撤廃」をテーマに討議が行われました。

れ、ワーク・ライフ・バランス*の重要性などが確認されたことから、第5回会合が開催され「ジェンダー主流化ー成果と課題」「女性に対する暴力撤廃」及び「雇用におけるジェンダー差別の撤廃」をテーマに討議が行われました。

◆持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年（2015）年の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を年限とする、世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し「持続可能な社会・経済・環境」を目指す、世界共通の目標「SDGs」の達成に向けた取組が進められています。

このうち、ゴール5として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うこと」が設定されており、すべてのゴールの実現に不可欠であり、あらゆる取組に必要な視点であることが、内閣府の第5次男女共同参画基本計画にも盛り込まれています。

◆持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年（2015）年の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を年限とする、世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し「持続可能な社会・経済・環境」を目指す、世界共通の目標「SDGs」の達成に向けた取組が進められています。

このうち、ゴール5として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うこと」が設定されており、すべてのゴールの実現に不可欠であり、あらゆる取組に必要な視点であることが、内閣府の第5次男女共同参画基本計画にも盛り込まれています。

ナイロビ将来戦略：昭和60年（1985年）「国連婦人の10年」の最終年となるこの年、ケニアのナイロビにおいて、137か国が出席し、世界会議が開催され、国連婦人の10年の成果の検討と評価を行ったほか、西暦2000年に向けて各国等が実情に応じて効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択した。

ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーという。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：老若男女誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

ナイロビ将来戦略：昭和60年（1985年）「国連婦人の10年」の最終年となるこの年、ケニアのナイロビにおいて、137か国が出席し、世界会議が開催され、国連婦人の10年の成果の検討と評価を行ったほか、西暦2000年に向けて各国等が実情に応じて効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択した。

ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーという。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：老若男女誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

(2) 国の動き

◆女子差別撤廃条約への署名と国内法の策定

昭和55年(1980年)に開催された第2回世界女性会議(コペンハーゲン)で、女子差別撤廃条約の批准を世界に約束する署名をし、その後、国籍法の改正や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法*」という。)の公布等により国内法を条約に合うように整備したうえで、昭和60年(1985年)に女子差別撤廃条約を批准しています。平成9年(1997年)に改正された男女雇用機会均等法は、平成11年に全面施行され、性的な言動に起因する問題(セクシュアル・ハラスメント*)に関する雇用管理上の配慮義務が事業主に求められました。平成18年(2006年)の改正においては、性差別禁止範囲が男性にも拡大されるとともに、妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化が盛り込まれました。

平成19年(2007年)には、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながら個人としても健康で豊かな生活を送るため、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のため行動指針」が策定されました。

◆男女共同参画推進における法律等の策定の取組

平成3年(1991年)に「育児休業法」が成立し、平成7年(1995年)に「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」に改定となり、平成21年(2009年)の改正では、3歳児未満の子どもを養育する従業員への短時間勤務や子の介護休暇制度、さらには、父親の育児休業制度の拡大に加えて、介護のための短期の休暇制度が盛り込まれました。

平成8年(1996年)に、第4回世界女性会議の成果も視野に入れた

(2) 国の動き

◆女子差別撤廃条約への署名と国内法の策定

昭和55年(1980年)に開催された第2回世界女性会議(コペンハーゲン)で、女子差別撤廃条約の批准を世界に約束する署名をし、その後、国籍法の改正や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法*」という。)の公布等により国内法を条約に合うように整備したうえで、昭和60年(1985年)に女子差別撤廃条約を批准しています。平成9年(1997年)に改正された男女雇用機会均等法は、平成11年に全面施行され、性的な言動に起因する問題(セクシュアル・ハラスメント*)に関する雇用管理上の配慮義務が事業主に求められました。平成18年(2006年)の改正においては、性差別禁止範囲が男性にも拡大されるとともに、妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化が盛り込まれました。

平成19年(2007年)には、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながら個人としても健康で豊かな生活を送るため、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のため行動指針」が策定されました。

◆男女共同参画推進における法律等の策定の取組

平成3年(1991年)に「育児休業法」が成立し、平成7年(1995年)に「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」に改定となり、平成21年(2009年)の改正では、3歳児未満の子どもを養育する従業員への短時間勤務や子の介護休暇制度、さらには、父親の育児休業制度の拡大に加えて、介護のための短期の休暇制度が盛り込まれました。

平成8年(1996年)に、第4回世界女性会議の成果も視野に入れた

「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。このプランでは、「男女共同参画を推進する社会システムの構築」、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」など4項目の基本目標を掲げ、その下に11の重点目標を設定し、施策の基本的方向と具体的施策の内容を示しています(計画の対象期間は平成12年度まで)。平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法*が制定されました。

平成13年(2001年)には、内閣府に「男女共同参画会議」が設置されるとともに「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(DV*防止法)」が施行されました。DV防止法は平成16年(2004年)及び平成19年(2007年)の改正で、基本方針も改正され、市町村の基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター*(DV相談支援センター)設置が努力義務化され、平成25年(2013年)の改正においては、保護の対象が交際相手に拡大され、名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」に改められました。

平成27年(2015年)6月に、人口減少社会を迎える中で、持続的成長を実現し、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠であり、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず、すべての人にとって暮らしやすい社会づくりにつなげるため、「すべての女性が輝く社会」の実現を目指すために「女性活躍加速のための重点方針2015」を掲げ、8月には、女性の働く意欲を実現につなげるねらいとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。

「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。このプランでは、「男女共同参画を推進する社会システムの構築」、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」など4項目の基本目標を掲げ、その下に11の重点目標を設定し、施策の基本的方向と具体的施策の内容を示しています(計画の対象期間は平成12年度まで)。平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法*が制定されました。

平成13年(2001年)には、内閣府に「男女共同参画会議」が設置されるとともに「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(DV*防止法)」が施行されました。DV防止法は平成16年(2004年)及び平成19年(2007年)の改正で、基本方針も改正され、市町村の基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター*(DV相談支援センター)設置が努力義務化され、平成25年(2013年)の改正においては、保護の対象が交際相手に拡大され、名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」に改められました。

平成27年(2015年)6月に、人口減少社会を迎える中で、持続的成長を実現し、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠であり、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず、すべての人にとって暮らしやすい社会づくりにつなげるため、「すべての女性が輝く社会」の実現を目指すために「女性活躍加速のための重点方針2015」を掲げ、8月には、女性の働く意欲を実現につなげるねらいとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。

平成30年に、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる「働き方改革関連法」が公布、施行されました。また、同年、政治分野における女性の参画拡大について、衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとするなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布、施行されました。

令和元年に、児童虐待と密接な関係があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として「児童相談所」を法律上明確化すること等を内容とした、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正」が行われました。

令和2年6月1日に改正労働施策総合推進法が施行され、職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主に対して義務化され、令和4年4月1日からは中小企業にも拡大されました。

令和4年6月17日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されます。生活困窮、性暴力、性犯罪被害などの困難な問題を抱える女性への福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった基本理念の下、民間団体との協働などの新たな支援の枠組みを構築を目指すこととなりました。

令和5年5月19日に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることとなり、被害者の保護命令制度の拡充・保護命令違反に対する厳罰化のほか、国の基本方針及び都道府県が定める基本的な計画について、被害者の自立支援のための施策などが記載事項として拡充されることとなりました。

平成30年に、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる「働き方改革関連法」が公布、施行されました。また、同年、政治分野における女性の参画拡大について、衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとするなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布、施行されました。

令和元年に、児童虐待と密接な関係があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として「児童相談所」を法律上明確化すること等を内容とした、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正」が行われました。

令和2年6月1日に改正労働施策総合推進法が施行され、職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主に対して義務化され、令和4年4月1日からは中小企業にも拡大されました。

令和4年6月17日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されます。生活困窮、性暴力、性犯罪被害などの困難な問題を抱える女性への福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった基本理念の下、民間団体との協働などの新たな支援の枠組みを構築を目指すこととなりました。

令和5年5月19日に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることとなり、被害者の保護命令制度の拡充・保護命令違反に対する厳罰化のほか、国の基本方針及び都道府県が定める基本的な計画について、被害者の自立支援のための施策などが記載事項として拡充されることとなりました。

<p>令和5年5月18日、全ての国民が性的指向・性同一性の多様な在り方を互いに自然に受け入れられる社会の実現を目指し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）が国会に提案され、令和5年6月16日に成立しました。</p>	<p>令和5年5月18日、全ての国民が性的指向・性同一性の多様な在り方を互いに自然に受け入れられる社会の実現を目指し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）が国会に提案され、令和5年6月16日に成立しました。</p>
<p>男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関し、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として昭和47年（1972年）に制定された法律。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。</p> <p>セクシュアル・ハラスメント：継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる性的な言動である。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。</p> <p>◆男女共同参画基本計画の策定</p> <p>ナイロビ将来戦略を受けて、昭和62年（1987年）には21世紀に向けて男女共同参画社会の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。</p> <p>平成12年（2000年）12月に、男女共同参画基本計画を策定しました。男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく国の計画であり、平成22年（2010年）までの施策の基本的方向と、各項目における平成17年度末（2005年度末）までに実施する国や地方公共団体、国民が具体的に取り組むべき課題や施策を掲げました。</p>	<p>男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関し、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として昭和47年（1972年）に制定された法律。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。</p> <p>セクシュアル・ハラスメント：継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる性的な言動である。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。</p> <p>◆男女共同参画基本計画の策定</p> <p>ナイロビ将来戦略を受けて、昭和62年（1987年）には21世紀に向けて男女共同参画社会の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。</p> <p>平成12年（2000年）12月に、男女共同参画基本計画を策定しました。男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく国の計画であり、平成22年（2010年）までの施策の基本的方向と、各項目における平成17年度末（2005年度末）までに実施する国や地方公共団体、国民が具体的に取り組むべき課題や施策を掲げました。</p>
<p>男女共同参画社会基本法：男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成11年（1999年）に制定された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本</p>	<p>男女共同参画社会基本法：男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成11年（1999年）に制定された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本</p>

理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振られる暴力のこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすものまたはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む）」を「配偶者からの暴力」としている。

平成17年12月に、防災など取組を必要とする新たな分野を加えて、女性の再チャレンジ支援や男性の参画の拡大などの事項が盛り込まれ、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの施策を掲げた「第2次基本計画」を策定しました。

平成22年12月には、実行性のあるアクション・プランとするため「男性、子どもにとっての男女共同参画」などの施策15項目を掲げた「第3次基本計画」を策定しました。

「第3次基本計画」の計画期間が平成27年度末に終期を迎えることから、日本社会全体における状況の変化、女性をめぐる状況の変化、男性の仕事と生活を取り巻く状況、東日本大震災の経験から得た教訓、女性に対する暴力をめぐる状況、国際社会への積極的な貢献など社会情勢の変化を踏まえ、平成27年度に「第4次基本計画」を策定しました。

現在の第5次計画は、令和2年度に策定され、社会情勢の現状を踏まえ、新たな課題として新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、人生100年時代の到来、デジタル化社会への対応、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などが挙げられています。また、重点的に取り組むものとして「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「雇用分野、仕事と生活の調和」「地域活動

理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振られる暴力のこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすものまたはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む）」を「配偶者からの暴力」としている。

平成17年12月に、防災など取組を必要とする新たな分野を加えて、女性の再チャレンジ支援や男性の参画の拡大などの事項が盛り込まれ、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの施策を掲げた「第2次基本計画」を策定しました。

平成22年12月には、実行性のあるアクション・プランとするため「男性、子どもにとっての男女共同参画」などの施策15項目を掲げた「第3次基本計画」を策定しました。

「第3次基本計画」の計画期間が平成27年度末に終期を迎えることから、日本社会全体における状況の変化、女性をめぐる状況の変化、男性の仕事と生活を取り巻く状況、東日本大震災の経験から得た教訓、女性に対する暴力をめぐる状況、国際社会への積極的な貢献など社会情勢の変化を踏まえ、平成27年度に「第4次基本計画」を策定しました。

現在の第5次計画は、令和2年度に策定され、社会情勢の現状を踏まえ、新たな課題として新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、人生100年時代の到来、デジタル化社会への対応、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などが挙げられています。また、重点的に取り組むものとして「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「雇用分野、仕事と生活の調和」「地域活動

における女性の活躍・男女共同参画の重要性」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が挙げられています。

(3) 県の動き

◆男女共同参画プラン及び女性施策専門部署設置

平成12年3月、男女共同参画社会基本法の趣旨、理念や県の現状を踏まえ、「いわて男女共同参画プラン」（平成12年プラン）を策定しました。

平成14年4月、福祉総合相談センターを配偶者暴力相談支援センターに指定し、10月には、男女共同参画の推進に向けた県の強い意思表示と県の地域特性に応じた男女共同参画施策を推進するための根拠を明確にするため、岩手県男女共同参画推進条例を制定しました。

平成15年4月、「青少年女性課」を「青少年・男女共同参画課」に改称しました。平成18年4月、男女共同参画センターを開設して、各広域振興局等保健福祉環境部とともに配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

における女性の活躍・男女共同参画の重要性」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が挙げられています。

(3) 県の動き

◆男女共同参画プラン及び女性施策専門部署設置

平成12年3月、男女共同参画社会基本法の趣旨、理念や県の現状を踏まえ、「いわて男女共同参画プラン」（平成12年プラン）を策定しました。

平成14年4月、福祉総合相談センターを配偶者暴力相談支援センターに指定し、10月には、男女共同参画の推進に向けた県の強い意思表示と県の地域特性に応じた男女共同参画施策を推進するための根拠を明確にするため、岩手県男女共同参画推進条例を制定しました。

平成15年4月、「青少年女性課」を「青少年・男女共同参画課」に改称しました。平成18年4月、男女共同参画センターを開設して、各広域振興局等保健福祉環境部とともに配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

配偶者暴力相談支援センター：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者からの相談、医学的・心理学的な指導、緊急時における安全確保・一時保護、就労・住居・保護施設の利用等に関する情報提供その他の援助を行う。都道府県の婦人相談所その他の施設においてその機能を果たすこととされ、また、平成19年（2007年）の法改正により、市町村の適切な施設においてもその機能を果たすよう努めるものとされた。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：配偶者からの暴力（DVの項目参照）に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年（2001年）に制定された法律。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、配偶者暴力相談支援センターや被害者の保護や保護命令制度に関する事項を定めている。

配偶者暴力相談支援センター：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者からの相談、医学的・心理学的な指導、緊急時における安全確保・一時保護、就労・住居・保護施設の利用等に関する情報提供その他の援助を行う。都道府県の婦人相談所その他の施設においてその機能を果たすこととされ、また、平成19年（2007年）の法改正により、市町村の適切な施設においてもその機能を果たすよう努めるものとされた。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：配偶者からの暴力（DVの項目参照）に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年（2001年）に制定された法律。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、配偶者暴力相談支援センターや被害者の保護や保護命令制度に関する事項を定めている。

◆法律に基づく計画や条例の策定

平成17年には、県における配偶者暴力対策を推進するため「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定しました。

平成20年には、DV防止法の改正を受けて平成12年9月に策定した「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を一部改正しましたが、「いわて男女共同参画プラン」（平成12年プラン）が平成22年度末に終期を迎えることから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「次世代育成支援対策推進法*」等との整合を図るため、平成23年3月に新しい「いわて男女共同参画プラン」を平成23年度から令和2年度までの10年を目標年次として策定し、DV被害者の相談・保護、自立に向けた施策の充実が図られました。

令和2年度には、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする新たなプランを策定し、あらゆる分野における女性の参画拡大、復興と防災における男女共同参画の推進、女性の活躍支援、多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備に取り組むことが示されました。

◆県の男女共同参画関連施策

東日本大震災津波からの復旧・復興に多くの若者・女性が様々な形で力を発揮している状況を踏まえ、「復興計画第2期復興実施計画」（平成26年）において、重視する視点として「参画」を掲げ、若者・女性をはじめとした地域住民の幅広い参画により復興の取組を推進することを掲げました。

少子高齢化社会において労働力人口の減少が見込まれる中、女性の労働力を活用することは経済活性化のために必要なことであるとともに、東日本大震災津波からの復興においては、オール岩手での取組が必要で

◆法律に基づく計画や条例の策定

平成17年には、県における配偶者暴力対策を推進するため「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定しました。

平成20年には、DV防止法の改正を受けて平成12年9月に策定した「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を一部改正しましたが、「いわて男女共同参画プラン」（平成12年プラン）が平成22年度末に終期を迎えることから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「次世代育成支援対策推進法*」等との整合を図るため、平成23年3月に新しい「いわて男女共同参画プラン」を平成23年度から令和2年度までの10年を目標年次として策定し、DV被害者の相談・保護、自立に向けた施策の充実が図られました。

令和2年度には、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする新たなプランを策定し、あらゆる分野における女性の参画拡大、復興と防災における男女共同参画の推進、女性の活躍支援、多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備に取り組むことが示されました。令和5年7月に見直しがあり、一部の指標等が改訂されています。

◆県の男女共同参画関連施策

東日本大震災津波からの復旧・復興に多くの若者・女性が様々な形で力を発揮している状況を踏まえ、「復興計画第2期復興実施計画」（平成26年）において、重視する視点として「参画」を掲げ、若者・女性をはじめとした地域住民の幅広い参画により復興の取組を推進することを掲げました。

少子高齢化社会において労働力人口の減少が見込まれる中、女性の労働力を活用することは経済活性化のために必要なことであるとともに、東日本大震災津波からの復興においては、オール岩手での取組が必要で

あり、特に女性の活躍が求められています。このため、岩手県の女性の活躍を推進することにより復興の加速化を進め、地域経済活性化に寄与することを目的として、経済団体や産業団体等の関係団体による、いわて女性の活躍促進連携会議が設置されました。

国土交通省が公表した「企業等の東京一極集中に関する懇談会とりまとめ」によると、考えられる東京一極集中の要因の一つとして、東京圏以外の出身地から東京圏に流入した女性は、それ以外の女性に比べて、「地元には『夫は外で働き、妻は家庭を守るべき』という意識を持っている人が多い」と考えている人の割合が高いことが指摘されています。このことから、いわて女性の活躍促進連携会議では、いわてで働こう推進協議会との連名で、「性別による固定的な役割分担をなくそう いわて宣言」を令和3年2月に行いました。

あり、特に女性の活躍が求められています。このため、岩手県の女性の活躍を推進することにより復興の加速化を進め、地域経済活性化に寄与することを目的として、経済団体や産業団体等の関係団体による、いわて女性の活躍促進連携会議が設置されました。

国土交通省が公表した「企業等の東京一極集中に関する懇談会とりまとめ」によると、考えられる東京一極集中の要因の一つとして、東京圏以外の出身地から東京圏に流入した女性は、それ以外の女性に比べて、「地元には『夫は外で働き、妻は家庭を守るべき』という意識を持っている人が多い」と考えている人の割合が高いことが指摘されています。このことから、いわて女性の活躍促進連携会議では、いわてで働こう推進協議会との連名で、「性別による固定的な役割分担をなくそう いわて宣言」を令和3年2月に行いました。

次世代育成支援対策推進法：急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として平成15年（2003年）に制定された法律。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取り組みに関し、基本理念を定め、国・地方公共団体・事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。

2 花巻市の取組

花巻市は、平成18年1月1日に花巻市、大迫町、石鳥谷町及び東和町の1市3町が合併し、新市発足と同時に「花巻市男女共同参画推進条例*」（平成18年条例第13号）を制定し、第8条において基本計画の策定について定めました。これを受け、平成19年3月に男女共同参画基本計画「パートナーシップ創造プラン・はなまき」を策定し、この計画に基づき、平成19年度か

次世代育成支援対策推進法：急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として平成15年（2003年）に制定された法律。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取り組みに関し、基本理念を定め、国・地方公共団体・事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。

2 花巻市の取組

花巻市は、平成18年1月1日に花巻市、大迫町、石鳥谷町及び東和町の1市3町が合併し、新市発足と同時に「花巻市男女共同参画推進条例*」（平成18年条例第13号）を制定し、第8条において基本計画の策定について定めました。これを受け、平成19年3月に男女共同参画基本計画「パートナーシップ創造プラン・はなまき」を策定し、この計画に基づき、平成19年度か

ら平成 27 年度までの 9 年間、施策を展開し事業を行ってきました。
男女共同参画基本計画については、平成 28 年 3 月に平成 28 年度から平成 35 (令和 5) 年度の 8 年間で期間とする第 2 次計画を策定しております。
平成 19 年には、女性団体がお互いの活動を紹介し合い、交流を持つことができるよう、まなび学園内に女性団体活動交流スペースを設置しました。

現在では、
話し合いや、活動の場として年間 1,000 人を超える人が利用しています。

また、女性たちがいきいきと暮らすことのできる社会を実現するため、市内女性団体間の交流と連携(ネットワークの構築)を目的に、任意団体として「花巻市女性団体ネットワークの会」が設立され、「女性のつどい」を開催するなど、各女性団体同士が協働して男女共同参画を推進しています。

庁内では、DV や多様な性について理解を促す研修など、男女共同参画に関する職員研修を実施してきました。

また、岩手県が実施している「男女共同参画サポーター*養成講座」を修了した市民の「知識と意欲」を地域における男女共同参画の推進に活かすため、市は男女共同参画推進員*を委嘱しています。男女共同参画推進員は、市民の男女共同参画に関する学習のサポートや市の主催事業のスタッフとして活躍しているほか、各種団体からの依頼により出前講座で寸劇等を行うなどして、男女共同参画の意味や必要性を広く周知してきました。

- ①男女共同参画サポーター養成講座修了者 97 名 (令和 5 年 5 月現在)
- ②男女共同参画推進員 16 名 (令和 5 年 5 月現在)

ら平成 27 年度までの 9 年間、施策を展開し事業を行ってきました。
男女共同参画基本計画については、平成 28 年 3 月に平成 28 年度から平成 35 (令和 5) 年度の 8 年間で期間とする第 2 次計画を策定しております。
平成 19 年には、女性団体がお互いの活動を紹介し合い、交流を持つことができるよう、まなび学園内に女性団体活動交流スペースを設置しました。

現在では、利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響等により変動があるものの、話し合いや、活動の場として多い年には年間 1,000 人を超える人が利用しています。

また、女性たちがいきいきと暮らすことのできる社会を実現するため、市内女性団体間の交流と連携(ネットワークの構築)を目的に、任意団体として「花巻市女性団体ネットワークの会」が設立され、「女性のつどい」を開催するなど、各女性団体同士が協働して男女共同参画を推進しています。

庁内では、DV や多様な性について理解を促す研修など、男女共同参画に関する職員研修を実施してきました。

また、岩手県が実施している「男女共同参画サポーター*養成講座」を修了した市民の「知識と意欲」を地域における男女共同参画の推進に活かすため、市は男女共同参画推進員*を委嘱しています。男女共同参画推進員は、市民の男女共同参画に関する学習のサポートや市の主催事業のスタッフとして活躍しているほか、各種団体からの依頼により出前講座で寸劇等を行うなどして、男女共同参画の意味や必要性を広く周知してきました。

- ①男女共同参画サポーター養成講座修了者 97 名 (令和 5 年 5 月現在)
- ②男女共同参画推進員 16 名 (令和 5 年 5 月現在)

花巻市男女共同参画推進条例：男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的として、市が平成18年（2006年）に制定した条例。男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市・市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めている。

男女共同参画サポーター：岩手県が行う男女共同参画サポーター養成講座を受講し、岩手県知事の認定を受けた方。

男女共同参画推進員：「花巻市男女共同参画推進条例」に基づき、地域における男女共同参画を円滑に推進するため、男女共同参画推進員を配置している。

2節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

平成28年策定の第2次花巻市男女共同参画基本計画の検証を行い、その成果、市民の意識及び社会情勢の変化等を踏まえ、新たな課題の解決を図るため、本市として男女共同参画社会実現のため、施策の基本的方向を定めた上で展開を行い、総合的・計画的に推進するために本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 本計画は、「花巻市男女共同参画推進条例」（平成18年条例第13号）第8条に基づいて平成28年3月に策定した「第2次花巻市男女共同参画基本計画」が令和6年3月に計画期間を満了することから、これまでの取組の成果、市民の意識及び社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを実施します。

花巻市男女共同参画推進条例：男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的として、市が平成18年（2006年）に制定した条例。男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市・市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めている。

男女共同参画サポーター：岩手県が行う男女共同参画サポーター養成講座を受講し、岩手県知事の認定を受けた方。

男女共同参画推進員：「花巻市男女共同参画推進条例」に基づき、地域における男女共同参画を円滑に推進するため、男女共同参画推進員を配置している。

2節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

平成28年策定の第2次花巻市男女共同参画基本計画の検証を行い、その成果、市民の意識及び社会情勢の変化等を踏まえ、新たな課題の解決を図るため、本市として男女共同参画社会実現のため、施策の基本的方向を定めた上で展開を行い、総合的・計画的に推進するために本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 本計画は、「花巻市男女共同参画推進条例」（平成18年条例第13号）第8条に基づいて平成28年3月に策定した「第2次花巻市男女共同参画基本計画」が令和6年3月に計画期間を満了することから、これまでの取組の成果、市民の意識及び社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを実施します。

(2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、基本目標4「男女間の暴力の防止と根絶」の取組をもって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を包含することとし、さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める「市町村推進計画」に位置づけ、一体で施策の推進を図ります。

3 計画の期間及び名称

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2032年度）までの8年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、本計画の名称を「第3次花巻市男女共同参画基本計画」とします。

(2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、基本目標4「男女間の暴力の防止と根絶」の取組をもって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を包含することとし、さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める「市町村推進計画」に位置づけ、一体で施策の推進を図ります。

3 計画の期間及び名称

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2032年度）までの8年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、本計画の名称を「第3次花巻市男女共同参画基本計画」とします。

第2章 花巻市の現状と課題

第1節 社会情勢の変化

1 少子高齢化・人口減少

国勢調査による本市の人口の推移をみると、総人口は平成12年の107,175人を頂点に減少を続けており、今後も減少傾向が続くものと見込まれます。また、年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の老年人口は増加しており、この傾向は今後も続くものと見込まれます。（ただし、国勢調査の最新の数値は令和2年ですが、

第2章 花巻市の現状と課題

第1節 社会情勢の変化

1 少子高齢化・人口減少

国勢調査による本市の人口の推移をみると、総人口は平成12年の107,175人を頂点に減少を続けており、今後も減少傾向が続くものと見込まれます。また、年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の老年人口は増加しており、この傾向は今後も続くものと見込まれます。（ただし、国勢調査の最新の数値は令和2年ですが、

一方では、住民基本台帳人口によると、老年人口が減少に転じているということもあるため、記述内容を検討します。)

岩手県人口動態統計によると、本市における合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの平均数）は、昭和59年の2.12を頂点に低下を続け、平成21年以降は1.40前後で横ばいとなっています。令和2年は1.29で全国の1.33、岩手県の1.30を下回り、人口を維持するために必要といわれる値の2.07を大きく下回っています。

高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇を続けており、令和2年は34.6%となっています。また、平成27年の65歳以上の高齢者がいる世帯57.9%のうち、高齢者夫婦のみの世帯は18.7%、高齢者のひとり暮らし世帯は18.5%で、高齢者のみで構成される世帯は増加していません。

このように、本市においても全国や岩手県の傾向と同様に、人口減少と少子高齢化がさらに進むことが予測されます。

なお、平成25年度末に297人だった外国人市民数は、年々増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響による減少もあるものの、令和4年には517人となりました。市全体の人口が減少傾向にある中、外国人市民数は増加しているため、その割合も年々増えています。※花巻市多文化共生プラン 住民登録人口集計より（令和5年3月）

一方では、住民基本台帳人口によると、老年人口が減少に転じているということもあるため、記述内容を検討します。)

岩手県人口動態統計によると、本市における合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの平均数）は、昭和59年の2.12を頂点に低下を続け、平成21年以降は1.40前後で横ばいとなっています。令和2年は1.29で全国の1.33、岩手県の1.30を下回り、人口を維持するために必要といわれる値の2.07を大きく下回っています。

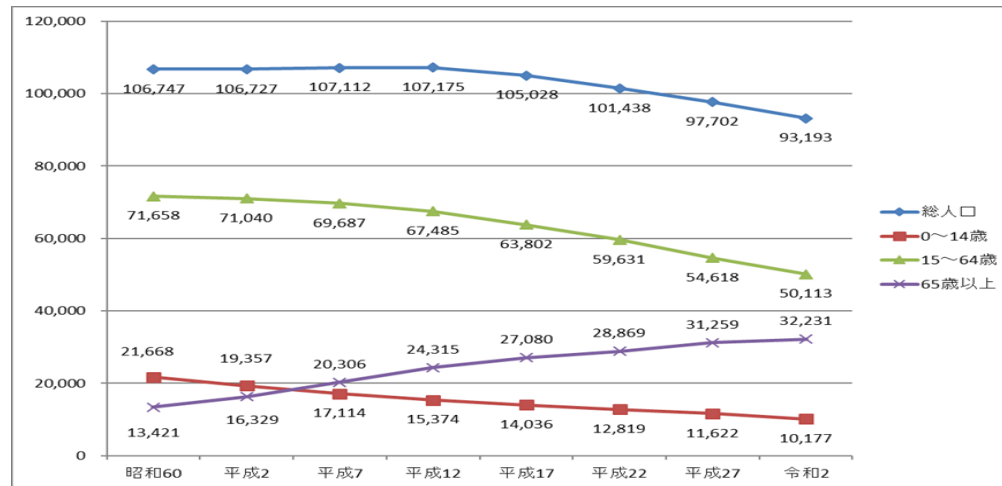
高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇を続けており、令和2年は34.6%となっています。また、平成27年の65歳以上の高齢者がいる世帯57.9%のうち、高齢者夫婦のみの世帯は18.7%、高齢者のひとり暮らし世帯は18.5%で、高齢者のみで構成される世帯は増加していません。

このように、本市においても全国や岩手県の傾向と同様に、人口減少と少子高齢化がさらに進むことが予測されます。

なお、平成25年度末に297人だった外国人市民数は、年々増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響による減少はあったもあるものの、令和4年には517人となりました。市全体の人口が減少傾向にある中、外国人市民数は増加しているため、その割合も年々増えています。※花巻市多文化共生プラン 住民登録人口集計より（令和5年3月）

<花巻市の人口>

単位：人



※総人口には年齢不詳を含むため、総人口と内訳（年齢3区分人口）の計は一致しない。
資料：国勢調査

<花巻市の外国人市民の数と割合>

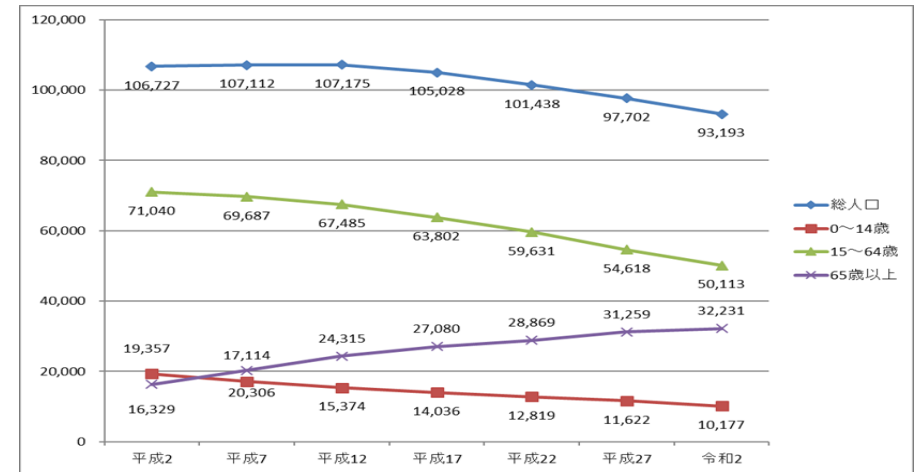
単位：人

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
人数	317	429	472	491	439	517
割合	0.33%	0.45%	0.50%	0.52%	0.47%	0.56%

資料：花巻市多文化共生推進プラン（令和5年3月）

<花巻市の人口>

単位：人



※総人口には年齢不詳を含むため、総人口と内訳（年齢3区分人口）の計は一致しない。
資料：国勢調査

<花巻市の外国人市民の数と割合>

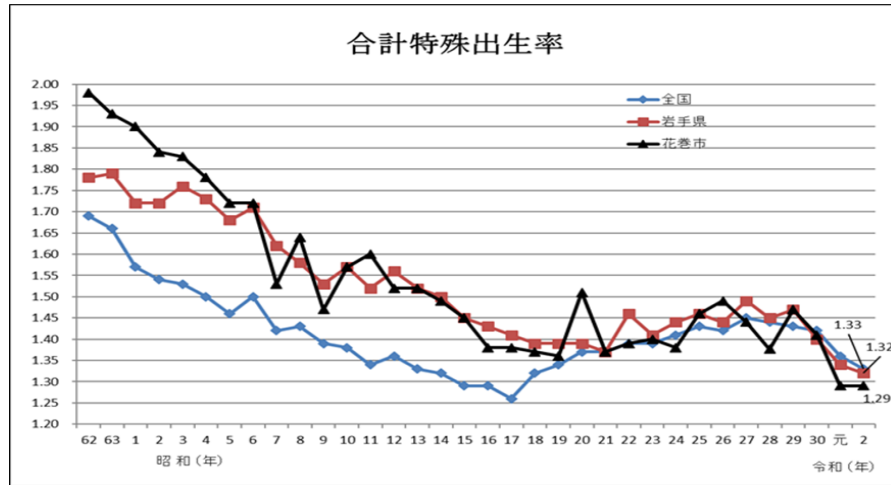
単位：人

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
人数	317	429	472	491	439	517
割合	0.33%	0.45%	0.50%	0.52%	0.47%	0.56%

資料：花巻市多文化共生推進プラン（令和5年3月）

<合計特殊出生率（全国・岩手県・花巻市）>

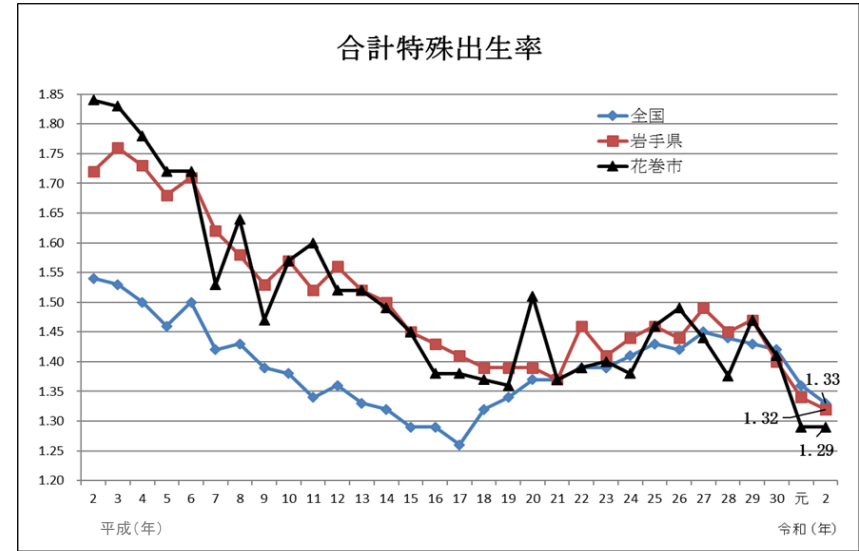
単位：人



資料：岩手県人口動態統計

<合計特殊出生率（全国・岩手県・花巻市）>

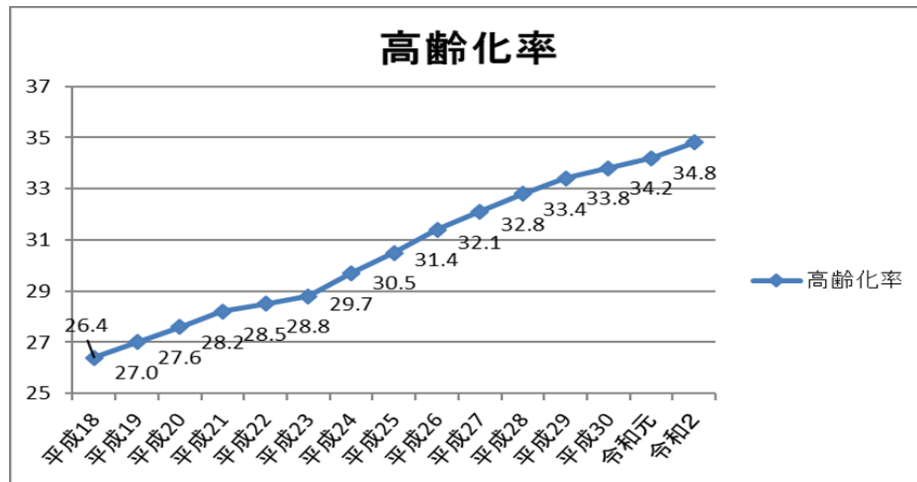
単位：人



資料：岩手県人口動態統計

<花巻市の高齢化率>

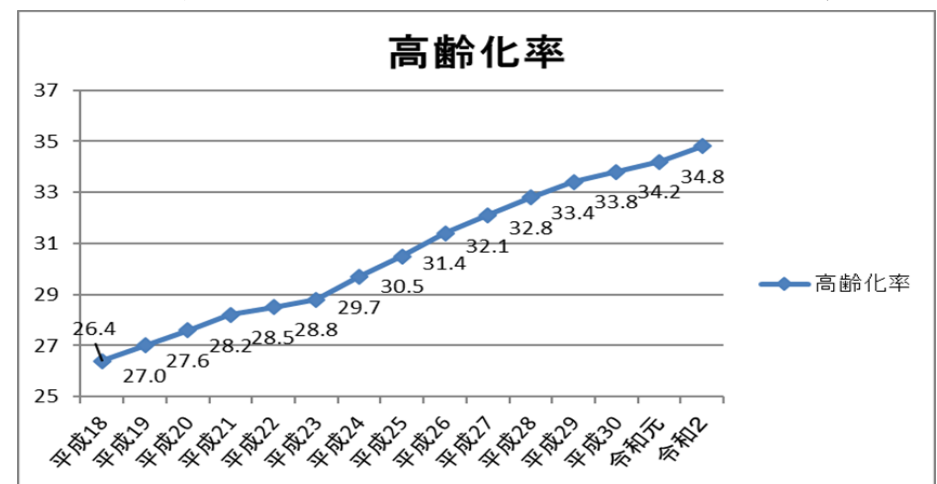
単位：%



資料：岩手県人口動態統計

<花巻市の高齢化率>

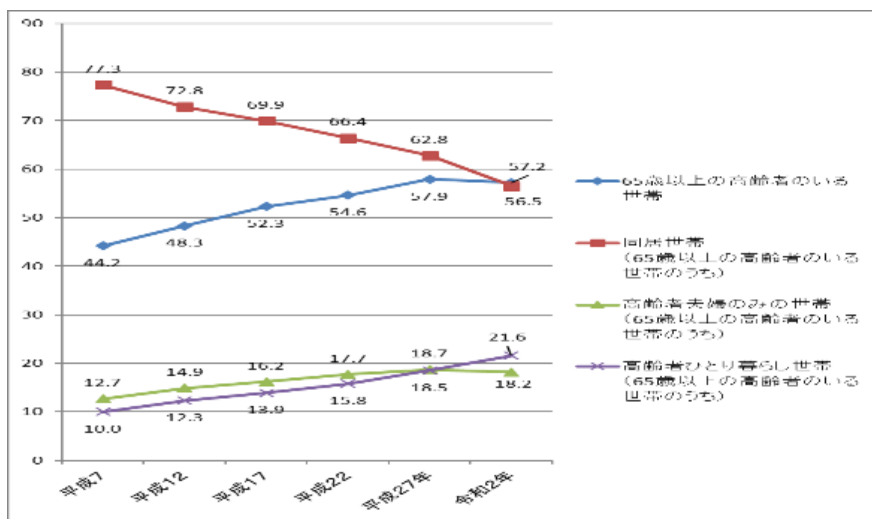
単位：%



資料：岩手県人口動態統計

<花巻市の高齢世帯の割合>

単位：%



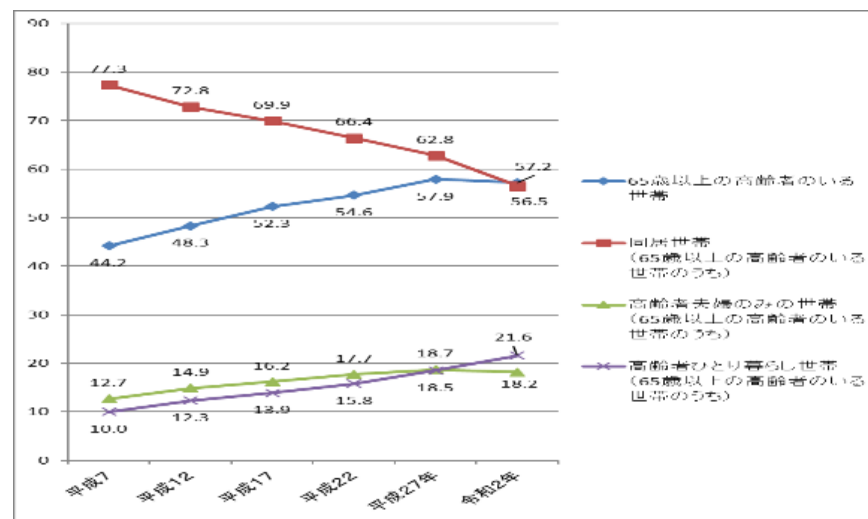
資料：花巻市高齢者いきいきプラン（令和3～5年度）

2 家族形態の変化

本市の世帯数の推移をみると、総数は増加していますが1世帯当たりの人数は減少しており、令和2年には2.68人となっています。また、世帯構成別では、「夫婦のみ世帯」や「夫婦と子どもからなる世帯」、「ひとり親と子どもからなる世帯」のいわゆる核家族が増加し、「三世帯世帯」は減少しています。人口の減少に加え、核家族や単身世帯の増加など家族形態の多様化が進んでいます。

<花巻市の高齢世帯の割合>

単位：%



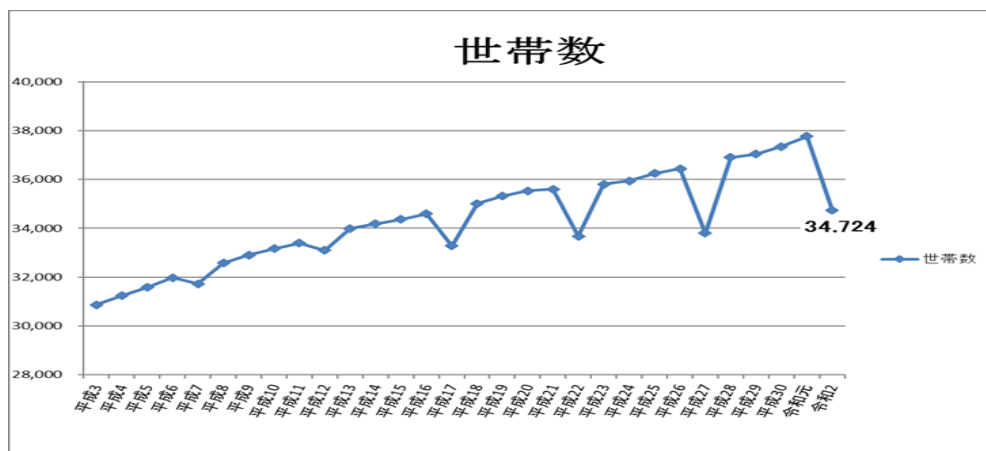
資料：花巻市高齢者いきいきプラン（令和3～5年度）

2 家族形態の変化

本市の世帯数の推移をみると、総数は増加していますが1世帯当たりの人数は減少しており、令和2年には2.68人となっています。また、世帯構成別では、「夫婦のみ世帯」や「夫婦と子どもからなる世帯」、「ひとり親と子どもからなる世帯」のいわゆる核家族が増加し、「三世帯世帯」は減少しています。人口の減少に加え、核家族や単身世帯の増加など家族形態の多様化が進んでいます。

＜花巻市の世帯数＞

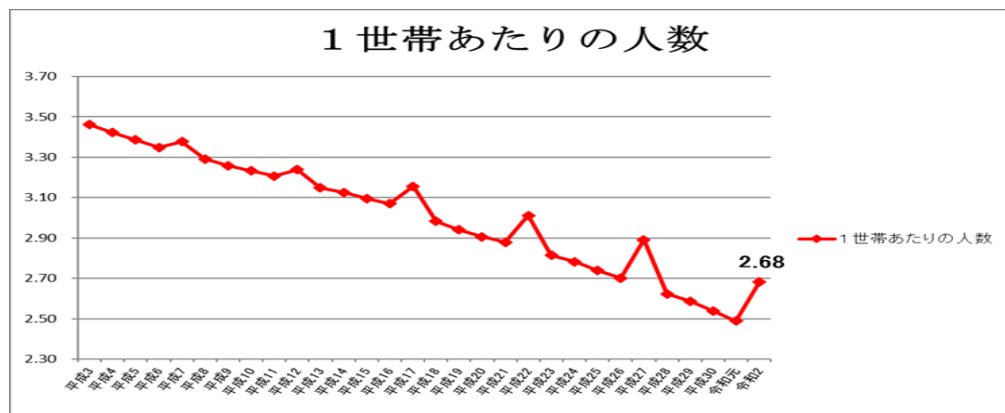
単位：世帯



資料：岩手県人口動態統計

＜花巻市の1世帯あたりの人数＞

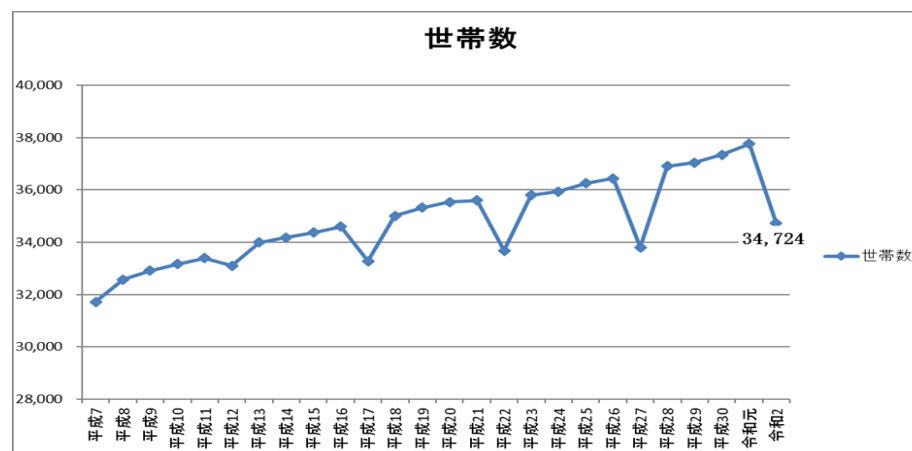
単位：人



資料：岩手県人口動態統計

＜花巻市の世帯数＞

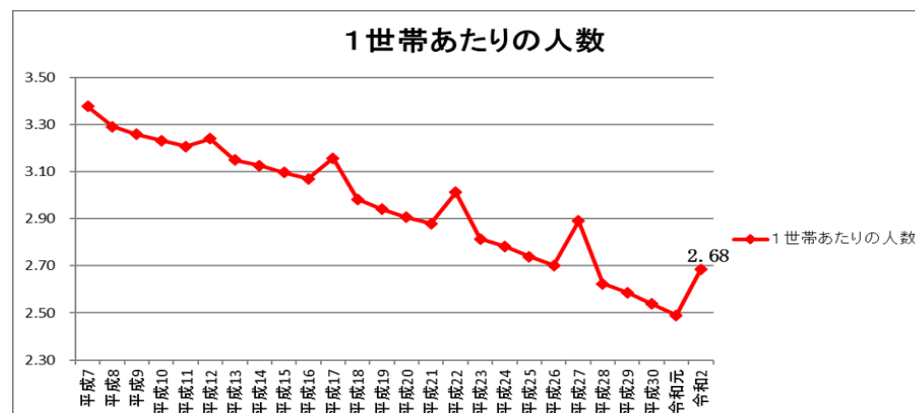
単位：世帯



資料：岩手県人口動態統計

＜花巻市の1世帯あたりの人数＞

単位：人



資料：岩手県人口動態統計

<花巻市の世帯構成別の世帯数>

	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7	R 2
一般世帯数 計	31,598	33,037	33,724	33,678	33,671	34,604
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
親族世帯	25,264	26,029	26,030	25,789	25,261	24,593
	80.2%	78.8%	78.2%	76.6%	75.0%	71.1%
うち核家族	14,368	15,451	15,924	16,603	16,988	17,817
	45.5%	46.8%	47.9%	49.3%	50.5%	51.5%
夫婦のみ世帯	4,625	5,183	5,358	5,685	5,946	6,400
夫婦と子どもからなる世帯	7,507	7,722	7,607	7,529	7,458	7,516
ひとり親と子どもからなる世帯	2,236	2,546	2,959	3,389	3,584	3,901
核家族以外の世帯のうち三世代世帯	集計項目に非ず	8,561	7,971	6,998	6,161	4,775
親族世帯以外 (非親族世帯+単独世帯)	6,252	7,008	7,244	7,885	8,397	9,929
	19.8%	21.2%	21.8%	23.4%	24.9%	28.7%

資料：国勢調査

<花巻市の世帯構成別の世帯数>

	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7	R 2
一般世帯数 計	31,598	33,037	33,724	33,678	33,671	34,604
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
親族世帯	25,264	26,029	26,030	25,789	25,261	24,593
	80.2%	78.8%	78.2%	76.6%	75.0%	71.1%
うち核家族	14,368	15,451	15,924	16,603	16,988	17,817
	45.5%	46.8%	47.9%	49.3%	50.5%	51.5%
夫婦のみ世帯	4,625	5,183	5,358	5,685	5,946	6,400
夫婦と子どもからなる世帯	7,507	7,722	7,607	7,529	7,458	7,516
ひとり親と子どもからなる世帯	2,236	2,546	2,959	3,389	3,584	3,901
核家族以外の世帯のうち三世代世帯	集計項目に非ず	8,561	7,971	6,998	6,161	4,775
親族世帯以外 (非親族世帯+単独世帯)	6,252	7,008	7,244	7,885	8,397	9,929
	19.8%	21.2%	21.8%	23.4%	24.9%	28.7%

資料：国勢調査

3 女性の年齢階級別労働力（M字カーブ*）

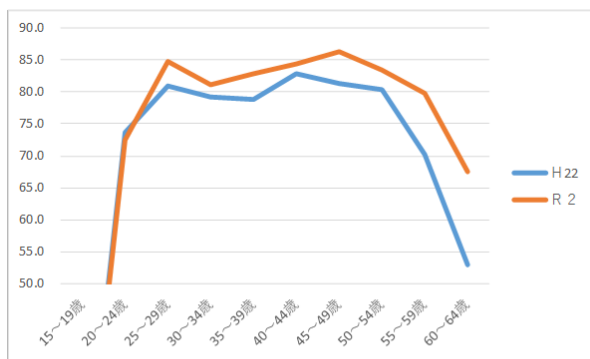
本市における令和2年の女性の年齢階級別労働力率は、大学や専門学校などを卒業し就業する20歳～24歳で急増し、25歳～29歳でさらに高くなりますが、結婚や出産・子育て期に当たる30歳代で減少します。子育てなどが一段落する40歳～44歳で再び上昇し、いわゆる「M字カーブ」を描きますが、M字の谷の部分にあたる30歳代の労働力率が平成22年に比べて上昇しています。また、15歳～19歳と20歳～24歳を除き、全ての年代で労働力率が上昇しています。

共働き世帯が増えており、出産・子育て期に当たる年代で働く女性が増えていることから、希望する人が働き続けるための取組が求められています。

<花巻市の女性の年齢階級別労働力率>

単位：%

女性の労働力率		
	H 22	R 2
15～19歳	13.0	11.5
20～24歳	73.6	72.4
25～29歳	81.0	84.8
30～34歳	79.2	81.1
35～39歳	78.8	82.9
40～44歳	82.9	84.4
45～49歳	81.3	86.2
50～54歳	80.4	83.4
55～59歳	70.2	79.7
60～64歳	53.0	67.5
65～69歳	34.0	47.5
70～74歳	24.6	33.5
75～79歳	15.3	19.8
80～84歳	8.0	11.5
85歳以上	2.7	4.0
総数	50.5	56.7
15～64歳	69.5	73.4



資料：国勢調査

3 女性の年齢階級別労働力（M字カーブ*）

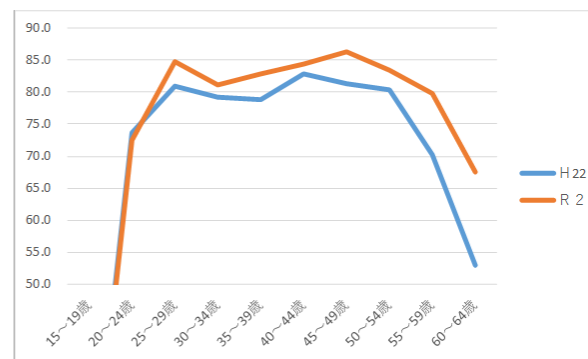
本市における令和2年の女性の年齢階級別労働力率は、大学や専門学校などを卒業し就業する20歳～24歳で急増し、25歳～29歳でさらに高くなりますが、結婚や出産・子育て期に当たる30歳代で減少します。子育てなどが一段落する40歳～44歳で再び上昇し、いわゆる「M字カーブ」を描きますが、M字の谷の部分に当たる30歳代の労働力率が平成22年に比べて上昇しています。また、15歳～19歳と20歳～24歳を除き、全ての年代で労働力率が上昇しています。

共働き世帯が増えており、出産・子育て期に当たる年代で働く女性が増えていることから、希望する人が働き続けるため、子育て支援等の取組が必要です。求められています。

<花巻市の女性の年齢階級別労働力率>

単位：%

女性の労働力率		
	H 22	R 2
15～19歳	13.0	11.5
20～24歳	73.6	72.4
25～29歳	81.0	84.8
30～34歳	79.2	81.1
35～39歳	78.8	82.9
40～44歳	82.9	84.4
45～49歳	81.3	86.2
50～54歳	80.4	83.4
55～59歳	70.2	79.7
60～64歳	53.0	67.5
65～69歳	34.0	47.5
70～74歳	24.6	33.5
75～79歳	15.3	19.8
80～84歳	8.0	11.5
85歳以上	2.7	4.0
総数	50.5	56.7
15～64歳	69.5	73.4



資料：国勢調査

M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産で退職し、子育てが一段落すると再就職する人が多いことを表している。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産で退職し、子育てが一段落すると再就職する人が多いことを表している。なお、国際的にみると、スウェーデンアメリカやドイツ、フランススウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

第2節 第2次花巻市男女共同参画基本計画（平成28～令和5年度）
の成果と課題

1 第2次花巻市男女共同参画基本計画（平成28～令和5年度）の概要と今後の課題

花巻市では、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、「^{みんな}男女が互いに認め合い、ともにきらめくまち」の実現のため、次の基本目標を掲げて計画の推進を図ってきました。

- 基本目標1 男女共同参画の理解の促進
- 基本目標2 男女の社会における参画の促進
- 基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの推進
- 基本目標4 男女間の暴力の防止と根絶

令和5年度の市民意識調査*では、男性と女性の地位が平等になっていると思う人の割合が 前回調査（平成26年度）に比べて なって いますが、

 その割合に男女間で差がみられることや、分野 によっても男女平等だと感じている人の割合が異なることが分かりました。

第2節 第2次花巻市男女共同参画基本計画（平成28～令和5年度）
の成果と課題

1 第2次花巻市男女共同参画基本計画（平成28～令和5年度）の概要と今後の課題

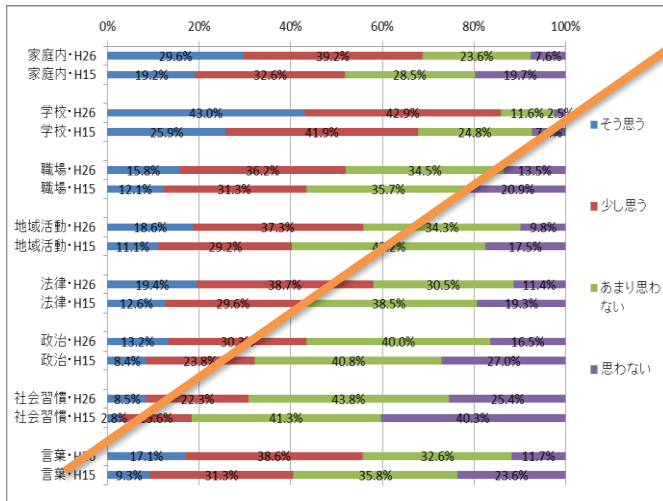
花巻市では、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、「^{みんな}男女が互いに認め合い、ともにきらめくまち」の実現のため、次の基本目標を掲げて計画の推進を図ってきました。

- 基本目標1 男女共同参画の理解の促進
- 基本目標2 男女の社会における参画の促進
- 基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの推進
- 基本目標4 男女間の暴力の防止と根絶

令和5年度の市民意識調査*では、男性と女性の地位が平等になっていると思う人の割合 がについては、 前回調査（平成26年度）に比べて ~~なっ~~ ていますが、と選択肢を変更し、「男性と女性のどちらが優遇されていると感じるか」についても調査したところ、「学校」や「言葉や文章の表現」においては「平等になっている」と感じる人の割合が高くなっているものの、そのほかの設問では「女性が優遇されている」と感じる人の割合よりも「男性が優遇されている」と感じる人の割合が高いという結果となりました。また、その割合に男女間で差がみられることや、設問分野によっても男女平等だと感じている人の割合が異なることが分かりました。

【男性と女性の地位が平等になっていると思うか】

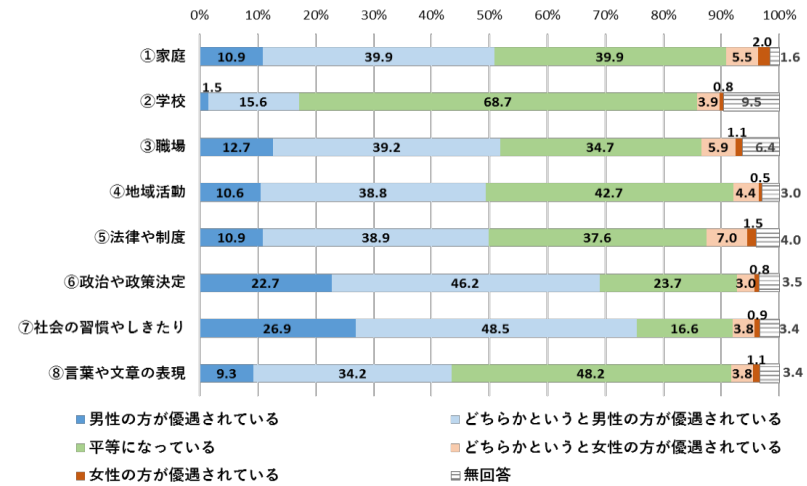
①年度別（令和5年度、平成26年度、平成15年度）



【男性と女性の地位が平等になっていると思うか】

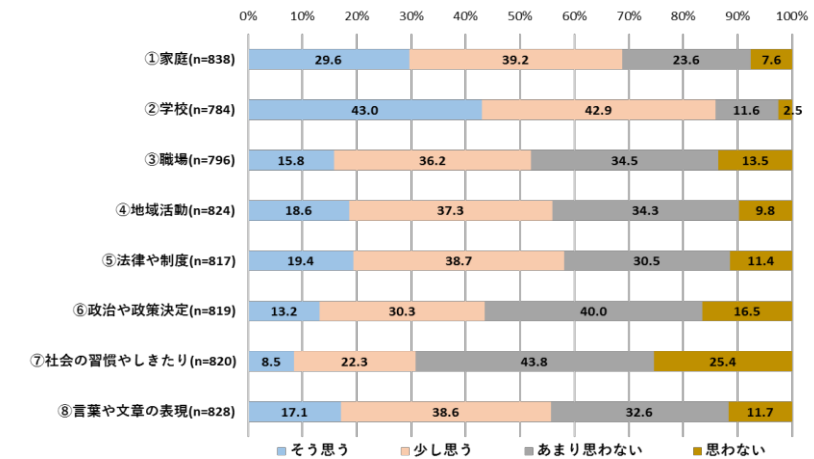
①年度別（令和5年度、平成26年度、平成15年度）

令和5年度調査 (n=796)



<参考>平成26年度調査

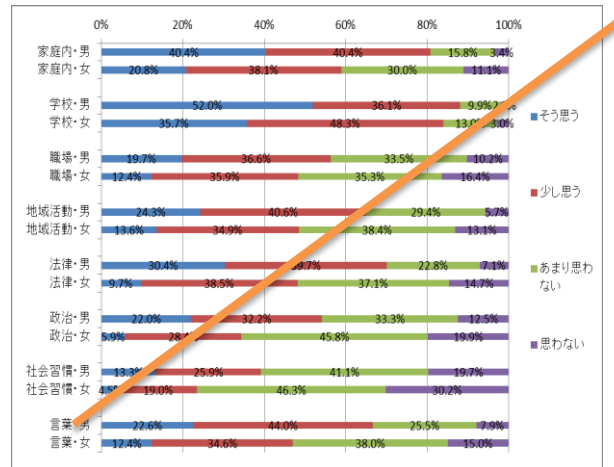
※今回調査の設問とは選択肢が異なるため、参考として掲載するもの。



※「無回答」が含まれていない集計値

市民意識調査：男女共同参画に関する現状を把握することを目的として、平成15年度、平成26年度、令和5年度に市が市民を対象に実施した意識調査をいう。

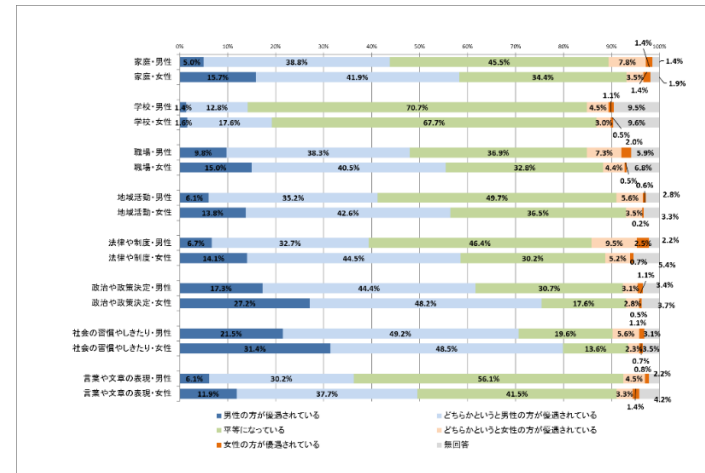
②男女別（令和5年度）



資料：市民意識調査（令和5年度、平成26年度、平成15年度）

市民意識調査：男女共同参画に関する現状を把握することを目的として、平成15年度、平成26年度、令和5年度に市が市民を対象に実施した意識調査をいう。

②男女別（令和5年度）



<参考>平成26年度調査

※今回調査の設問とは選択肢が異なるため、参考として掲載するもの。



※「無回答」が含まれていない集計値

資料：市民意識調査（令和5年度、平成26年度、平成15年度）

2 基本目標ごとの成果と課題

基本目標1 男女共同参画の理解の促進

(1) 成果

- 男女共同参画に関する講演会や学習講座の開催、市が委嘱している男女共同参画推進員による出前講座の実施、広報紙やホームページ等による情報提供などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを図ってきました。

中でも、新たに性的少数者への差別や偏見をなくすための取組として、 市民向けセミナーや職員研修を実施しました。また、全国の自治体で導入が進んでいる同性パートナーシップ制度について、条例による制度の導入の検討を行うこととし、男女共同参画審議会で意見を伺いました。性的少数者についての理解が広がり、当事者の方の生きづらさを少しでも軽減できるよう、引き続き取組を進めていきます。

- 男女共同参画を推進する人材の育成のため、いわて男女共同参画サポーター養成講座の市民への周知と受講を希望される方への支援を実施しました。いわて男女共同参画サポーター認定者は、令和5年度の目標数を上回るペースで増えており、認定者の中には、学んだ知識をいかし、男女共同参画推進員や花巻市男女共同参画審議会委員として活躍いただいている例もあります。また、令和4年度にはいわて男女共同参画サポーター養成講座花巻市開催の講師を花巻市男女共同参画推進員が務めるなど、活躍の場を広げています。

2 基本目標ごとの成果と課題

基本目標1 男女共同参画の理解の促進

(1) 成果

- 男女共同参画に関する講演会や学習講座の開催、市が委嘱している男女共同参画推進員による出前講座の実施、広報紙やホームページ等による情報提供などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを図ってきました。

中でも、新たに性的少数者への差別や偏見をなくすための取組として、新たに市民向けセミナーや職員研修を実施しました。また、全国の自治体で導入が進んでいる同性パートナーシップ制度について、条例による制度の導入の検討を行うこととし、男女共同参画審議会で意見を伺いました。性的少数者についての理解が広がり、当事者の方の生きづらさを少しでも軽減できるよう、引き続き取組を進めていきます。

- 男女共同参画を推進する人材の育成のため、いわて男女共同参画サポーター養成講座の市民への周知と受講を希望される方への支援を実施しました。いわて男女共同参画サポーター認定者は、令和5年度の目標数を上回るペースで増えており、認定者の中には、学んだ知識をいかし、男女共同参画推進員や花巻市男女共同参画審議会委員として活躍いただいている例もあります。また、令和4年度にはいわて男女共同参画サポーター養成講座花巻市開催の講師を花巻市男女共同参画推進員が務めるなど、活躍の場を広げています。

「男女共同参画サポーターの認定者数（累計）」 単位：人

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
73	77	82	85	87	91	97	93

○ 公益社団法人花巻国際交流協会が実施する定住外国人支援事業への補助を行い、定住外国人の日本語習得や生活についての基礎的な知識の習得を支援しました。また、市民の国際理解を促進するため、定住外国人等海外での経験が豊富な方を講師に迎え、市民向けの多文化サロンや市民語学講座を実施したほか、国際交流協会職員による出前講座等を実施しました。また、令和4年度には、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化のちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを目的に「花巻市多文化共生推進プランを策定しました。

(2) 課題

○ まちづくり市民アンケート「職場や学校、地域など身のまわりで男女の平等が図られていると感じる市民の割合」については、40%台で推移しており、いまだ半数以上の人が男女の平等が図られていないと感じています。特に令和2年度は、職場等で新型コロナウイルス感染症の拡大により全国に緊急事態宣言が発令され、全国的に女性の就業率が高い宿泊業、飲食業といったサービス業の業績が低下したこともあり、雇用にも影響があったことが一因と考えられるほか、地域等では固定的な性別役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が進まないことにより、意思決定の場に女性が参画できないことなどが男女

「男女共同参画サポーターの認定者数（累計）」 単位：人

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
73	77	82	85	87	91	97	93

○ 公益社団法人花巻国際交流協会が実施する定住外国人支援事業への補助を行い、定住外国人の日本語習得や生活についての基礎的な知識の習得を支援しました。また、市民の国際理解を促進するため、定住外国人等海外での経験が豊富な方を講師に迎え、市民向けの多文化サロンや市民語学講座を実施したほか、国際交流協会職員による出前講座等を実施しました。また、令和4年度には、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化のちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを目的に「花巻市多文化共生推進プランを策定しました。

(2) 課題

○ まちづくり市民アンケート「職場や学校、地域など身のまわりで男女の平等が図られていると感じる市民の割合」については、40%台で推移しており、いまだ半数以上の人が男女の平等が図られていないと感じています。特に令和2年度は、職場等で新型コロナウイルス感染症の拡大により全国に緊急事態宣言が発令され、全国的に女性の就業率が高い宿泊業、飲食業といったサービス業の業績が低下したこともあり、雇用にも影響があったことが一因と考えられるほか、地域等では固定的な性別役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が進まないことにより、意思決定の場に女性が参画できないことなどが男女

平等の意識 につながらない要因の一つと考えられます。

「職場や学校、地域など身の周りで男女の平等が図られていると感じる市民の割合（まちづくり市民アンケート）」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
46.0%	46.1%	41.7%	47.6%	41.0%	41.2%	41.2%	60.0%

○ 男女共同参画に関する講演会や学習講座の開催を継続して行っています。令和4年度時点で参加者の割合は令和5年度の目標よりも低い水準となっていますが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症による移動制限や会場の 制限等を 鑑み、希望する方が参加しやすく、また遠方の講師にも登壇いただきやすいよう、オンラインによる講座や、会場参集とオンラインの参加を選べる講座を実施するなど、時勢に合わせ新たな講座・セミナーの開催を行いました。今後も、より多くの方に関心を持っていただけるよう、各 団体と連携し、テーマの設定や企画、周知方法について検討するとともに、参加しやすい日時や場所の設定、託児を行うなど、参加者を増やす工夫に努めます。

「男女共同参画学習講座等の定員に占める参加者の割合」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
89.2%	87.8%	85.6%	74.2%	94.7%	43.5%	<u>33.3</u> <u> </u> %	100.0%

平等の意識 の醸成 につながらない要因の一つと考えられます。

「職場や学校、地域など身の周りで男女の平等が図られていると感じる市民の割合（まちづくり市民アンケート）」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
46.0%	46.1%	41.7%	47.6%	41.0%	41.2%	41.2%	60.0%

○ 男女共同参画に関する講演会や学習講座の開催を継続して行っています。令和4年度時点で参加者の割合は令和5年度の目標よりも低い水準となっていますが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症による移動制限や会場の 利用 制限等を 考慮し鑑み、希望する方が参加しやすく、また遠方の講師にも登壇いただきやすいよう、オンラインによる講座や、会場参集とオンラインの参加を選べる講座を実施するなど、時勢に合わせ新たな講座・セミナーの開催を行いました。今後も、より多くの方に関心を持っていただけるよう、関係 団体と連携し、テーマの設定や企画、周知方法について検討するとともに、参加しやすい日時や場所の設定、託児を行うなど、参加者を増やす工夫に努めます。

「男女共同参画学習講座等の定員に占める参加者の割合」 （まちづくり市民アンケート）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
89.2%	87.8%	85.6%	74.2%	94.7%	43.5%	33.3 <u>46.2</u> %	100.0%

まちづくり市民アンケート：「花巻市まちづくり総合計画」に掲げる施策ごとの成果指標の現状値を把握し、目標値を設定するための資料を作成するとともに、市政への市民参画を促進することを目的として、市が市民を対象に毎年度実施している意識調査をいう。

基本目標2 男女の社会における参画の促進

(1) 成果

- 防災会議における女性委員の割合は平成29年度から目標値（令和5年度において12.1%）を上回りました。引き続き自主防災組織等への女性の参画促進を図っていくほか、防災分野において、女性をはじめ、外国人、障がい者、性的少数者など様々な立場の方の視点を取り入れられるよう努めていきます。

「防災会議における女性委員の割合」

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 目標値
9.1%	14.3%	17.1%	17.1%	14.3%	14.3%	22.9%	12.1%

- 市の管理職の女性の割合は、令和4年度時点で目標値（令和5年度において18.0%）を達成しました。管理職への登用に当たっては、「男性だから」「女性だから」といった固定観念をなくし、管理職となる前の課長補佐級や係長級 から性別を問わず公平な登用を行っています。今後も継続して人材育成を図っていくことで、さらに市の女性管理職の割合を高めていきます。

まちづくり市民アンケート：「花巻市まちづくり総合計画」に掲げる施策ごとの成果指標の現状値を把握し、目標値を設定するための資料を作成するとともに、市政への市民参画を促進することを目的として、市が市民を対象に毎年度実施している意識調査をいう。

基本目標2 男女の社会における参画の促進

(1) 成果

- 防災会議における女性委員の割合は平成29年度から目標値（令和5年度において12.1%）を上回りました。引き続き自主防災組織等への女性の参画促進を図っていくほか、防災分野において、女性をはじめ、外国人、障がい者、性的少数者など様々な立場の方の視点を取り入れられるよう努めていきます。

「防災会議における女性委員の割合」

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 目標値
9.1%	14.3%	17.1%	17.1%	14.3%	14.3%	22.9%	12.1%

- 市の管理職の女性の割合は、令和4年度時点で目標値（令和5年度において18.0%）を達成しました。管理職への登用に当たっては、「男性だから」「女性だから」といった固定観念をなくし、管理職となる前の課長補佐級や係長級 の段階 から性別を問わず公平な登用を行っています。今後も継続して人材育成を図っていくことで、さらに市の女性管理職の割合を高めていきます。

「市の管理職の女性の割合」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
12.3%	13.1%	14.1%	14.5%	13.3%	16.7%	19.5%	18.0%

(2) 課題

- 市の審議会等に占める女性の割合は、令和4年度時点では目標値（令和5年度において40%）には達しておらず、審議会委員への就任を条例等で規定している職、登用する専門分野、団体のポストに就任している女性の割合が少ないことが要因と考えられます。市職員への男女共同参画に対する意識啓発を図り、それぞれの審議会等の目的を踏まえた上で、関係団体への協力依頼など、審議会等における女性の登用を増やすための取組を続けます。

「審議会委員等に占める女性の割合」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
29.4%	28.1%	28.8%	31.4%	28.8%	28.1%	30.8%	40.0%

- 市政懇談会に参加した女性の割合は、令和4年度時点では目標値（令和5年度において30.0%）に届かず、低い割合のまま推移しています。女性の声を市政に取り入れるため、誰もが参加、発言しやすい環境づくりに努め、女性の参画の促進を図っていきます。

「市の管理職の女性の割合」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
12.3%	13.1%	14.1%	14.5%	13.3%	16.7%	19.5%	18.0%

(2) 課題

- 市の審議会等に占める女性の割合は、令和4年度時点では目標値（令和5年度において40%）には達しておらず、審議会委員への就任を条例等で規定している職、登用する専門分野、団体のポストに就任している女性の割合が少ないことが要因と考えられます。市職員への男女共同参画に対する意識啓発を図り、それぞれの審議会等の目的を踏まえた上で、関係団体への協力依頼など、審議会等における女性の登用を増やすための取組を続けます。

「審議会委員等に占める女性の割合」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
29.4%	28.1%	28.8%	31.4%	28.8%	28.1%	30.8%	40.0%

- 市政懇談会に参加した女性の割合は、令和4年度時点では目標値（令和5年度において30.0%）に届かず、低い割合のまま推移しています。女性の声を市政に取り入れるため、誰もが参加、発言しやすい環境づくりに努め、女性の参画の促進を図っていきます。

「市政懇談会に参加した女性の割合」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
21.4%	19.7%	18.2%	19.7%	18.0%	15.8%	18.4%	30.0%

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、参集による開催は1地区のみであり、他は書面による開催又は開催を中止したものの。

- コミュニティ会議の役員における女性の割合は依然として低くなっていますが、令和3年度には、女性の会長が誕生しております。また、女性の行政区長も徐々に増えています。地域活動等の活性化には、男女共同参画の視点が重要であることから、引き続き、男女共同参画推進員による出前講座の周知や、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の啓発など、男女共同参画の意義について地域への普及啓発を行っていきます。

「コミュニティ会議における女性役員の割合」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
11.4%	11.1%	11.5%	11.1%	13.0%	12.8%	12.5%	30.0%

「市政懇談会に参加した女性の割合」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度※	令和4 年度	令和5 年度 目標値
21.4%	19.7%	18.2%	19.7%	18.0%	15.8%	18.4%	30.0%

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、参集による開催は1地区のみであり、他は書面による開催又は開催を中止したものの。

- コミュニティ会議の役員における女性の割合は依然として低くなっていますが、令和3年度には、女性の会長が誕生しております。また、女性の行政区長も徐々に増えています。地域活動等の活性化には、男女共同参画の視点が重要であることから、引き続き、男女共同参画推進員による出前講座の周知や、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の啓発など、男女共同参画の意義について地域への普及啓発を行っていきます。

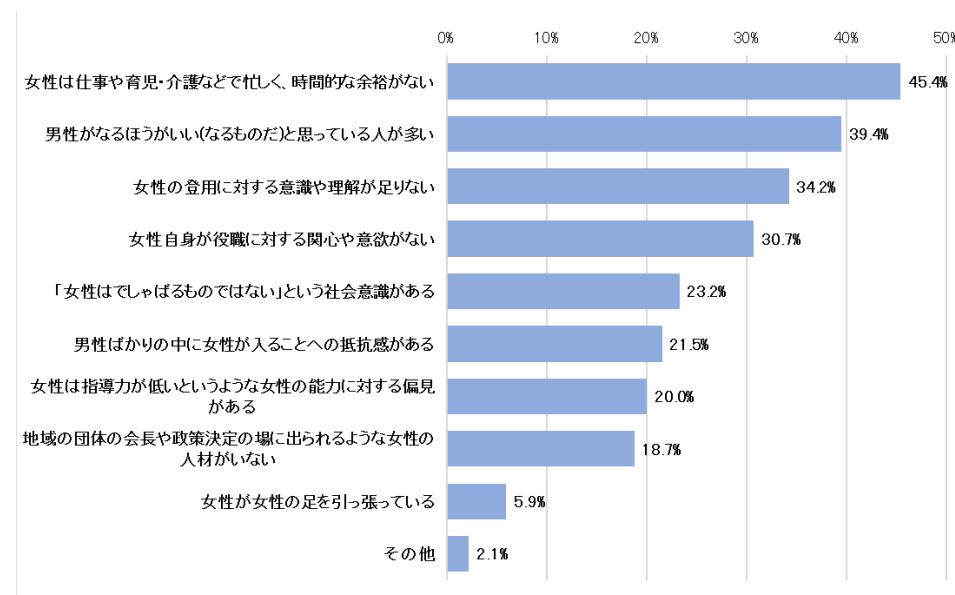
「コミュニティ会議における女性役員の割合」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
11.4%	11.1%	11.5%	11.1%	13.0%	12.8%	12.5%	30.0%

○ 市民意識調査では、自治会などの地域の役職、議員や審議会等委員などへの女性の進出が進まない原因として「女性は仕事や育児・介護などで忙しく、時間的な余裕がない」「男性になるほうがいい(なるものだ)と思っている人が多い」という回答が多く挙げられました。あらゆる意思決定過程における女性の参画を進めるためには、固定的な性別役割分担意識をなくすこととともに、保育サービスや学童サービスなどの充実を図ることによる、仕事や家事・育児・介護を男女共に担う環境づくりが必要です。

【自治会などの地域の役職、議員や審議会等委員などへの女性の進出が進まない原因はどこにあると思うか（3つ以内選択）】

令和5年度調査（n=796）



資料：市民意識調査（令和5年度）

○ まちづくり市民アンケートによると、生きがいを持って暮らしている高齢者の割合は、平成29年度をピークに減少しており、特に令和2年度から令和3年度に大きく下落しています。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出の自粛や人との交流の減少が影響していることが影響していると考えられます。高齢者生きがい就労創出支援事業や公益社団法人シルバー人材センターらと連携した高齢者の雇用の拡大等、高齢者の社会参加の促進を図るとともに、健康づくりや介護予防講座、敬老会事業への支援等により、高齢者の生きがいづくりを引き続き推進していきます。

「生きがいを持って暮らしている高齢者の割合」(まちづくり市民アンケート)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 目標値
74.7%	78.4%	77.4%	73.8%	71.9%	63.0%	58.9%	85.0%

○ 疾病の早期発見、早期治療につながるよう妊産婦検診、保健指導や乳がん検診、子宮頸がん検診を行いました。乳がん検診や子宮頸がん検診の受診率は、令和4年度時点では令和5年度の目標値に達しませんでした。女性が生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、検診受診率の向上に努めます。

「乳がん検診受診率」

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 目標値
41.4%	40.2%	37.8%	39.3%	39.5%	38.3%	40.8%	50.0%

○ まちづくり市民アンケートによると、生きがいを持って暮らしている高齢者の割合は、平成29年度をピークに減少しており、特に令和2年度から令和3年度に大きく下落しています。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出の自粛や人との交流の減少が影響していたことが影響している要因と考えられます。高齢者生きがい就労創出支援事業の活用や公益社団法人シルバー人材センターらなどと連携した高齢者の雇用の拡大等、高齢者の社会参加の促進を図るとともに、健康づくりや介護予防の講座への取組、社会福祉協議会が実施する敬老会事業への支援等により、高齢者の生きがいづくりを引き続き推進していきます。

「生きがいを持って暮らしている高齢者の割合」(まちづくり市民アンケート)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 目標値
74.7%	78.4%	77.4%	73.8%	71.9%	63.0%	58.9%	85.0%

○ 疾病の早期発見、早期治療につながるよう妊産婦検診、保健指導や乳がん検診、子宮頸がん検診を行いました。乳がん検診や子宮頸がん検診の受診率は、令和4年度時点では令和5年度の目標値に達しませんでした。女性が生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、検診受診率の向上に努めます。

「乳がん検診受診率」

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 目標値
41.4%	40.2%	37.8%	39.3%	39.5%	38.3%	40.8%	50.0%

「子宮頸がん検診受診率」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
33.3%	31.9%	30.2%	31.1%	30.7%	29.4%	32.6%	50.0%

基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの促進

(1) 成果

○ ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、育児休業などの制度を利用しやすいことや柔軟な勤務制度の導入など、職場の理解が欠かせないことから、ワーク・ライフ・バランス推進のためのチラシを市内事業所に配布するとともにホームページにも掲載し啓発を行ったほか、公益社団法人花巻青年会議所の協力により事業者向けセミナーを開催し、先進的な取組を行っている経営者のお話を伺う機会を設け、広く理解促進に努めました。

なお、このセミナーについては、一般市民の方々にも対象を広げたほか、オンラインでも参加可能とし、感染症の拡大防止のほか、交通手段等の面から会場での参加が難しい方々についても参加できるよう努めました。

市職員で構成する男女共同参画幹事会において、ワーク・ライフ・バランスについての研修を実施し、自身の働き方を見つめなおすとともに、市役所の業務効率の向上や市の施策に反映できないことがないか意見を交換しました。

「子宮頸がん検診受診率」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
33.3%	31.9%	30.2%	31.1%	30.7%	29.4%	32.6%	50.0%

基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの促進

(1) 成果

○ ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、育児休業などの制度を利用しやすいことや柔軟な勤務制度の導入など、職場の理解が欠かせないことから、ワーク・ライフ・バランス推進のためのチラシを市内事業所に配布するとともにホームページにも掲載し啓発を行ったほか、公益社団法人花巻青年会議所の協力により事業者向けセミナーを開催し、先進的な取組を行っている経営者のお話を伺う機会を設け、広く理解促進に努めました。

なお、このセミナーについては、一般市民の方々にも対象を広げたほか、オンラインでも参加可能とし、感染症の拡大防止のほか、交通手段等の面から会場での参加が難しい方々についても参加できるよう努めました。

市職員で構成する男女共同参画幹事会において、ワーク・ライフ・バランスについての研修を実施し、自身の働き方を見つめなおすとともに、市役所の業務効率の向上や市の施策に反映できないことがないか意見を交換しました。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、人材の確保、従業員の仕事への意欲向上 だけではなく、生産性の向上や事業所のイメージアップなどのメリットがあることについて、引き続き事業所へ啓発していきます。

- 仕事と家庭 生活 や地域活動の両立支援のために、病後児保育室の開設、学童クラブの移転新築や増築、ファミリーサポートセンター事業の充実など、子育て支援環境の整備に加え、こどもセンターや地域子育て支援センターにおける子育て相談や子育て講習会などを実施し、安心して子育てができるよう子育て支援体制の充実を図ってきました。

「職場の福利厚生やワーク・ライフ・バランスに満足している勤労者の割合」
(まちづくり市民アンケート)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
46.6%	48.3%	46.9%	51.1%	47.9%	45.7%	46.5%	50.0%

(2) 課題

○ まちづくり市民アンケートの「子育てしやすいまちだと感じる市民の割合」は いずれも 目標値を下回っています。これは、保育所等の新設や学童クラブの増設は行ったものの、従事する保育士の確保が進まないなど、依然として保育所等入所の待機児童が解消されないことや、学童クラブに従事する放課後児童支援員の不足により、児童の受け入れが予定どおり進まないことのほか、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子育て支援施設 に 利用 制限がかかった ことが要因と考えられます。また、このほか、市が実施する子どもの医療費助成は、県が行う医療費助成事業に市独

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、人材の確保、従業員の仕事への意欲向上 のほかだけではなく、生産性の向上や事業所のイメージアップなどのメリットがあることについて、引き続き事業所へ啓発していきます。

- 仕事と家庭 生活 や地域活動の両立支援のために、病後児保育室の開設、学童クラブの移転新築や増築、ファミリーサポートセンター事業の充実など、子育て支援環境の整備に加え、こどもセンターや地域子育て支援センターにおける子育て相談や子育て講習会などを実施し、安心して子育てができるよう子育て支援体制の充実を図ってきました。

「職場の福利厚生やワーク・ライフ・バランスに満足している勤労者の割合」
(まちづくり市民アンケート)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
46.6%	48.3%	46.9%	51.1%	47.9%	45.7%	46.5%	50.0%

(2) 課題

○ まちづくり市民アンケートの「子育てしやすいまちだと感じる市民の割合」は 令和5年度のいずれも 目標値を下回っています。これは、保育所等の新設や学童クラブの増設は行ったものの、従事する保育士の確保が進まないなど、依然として保育所等入所の待機児童が解消されないことや、学童クラブに従事する放課後児童支援員の不足により、児童の受け入れが予定どおり進まないことのほか、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子育て支援施設 に の利用 が制限がかかった された ことが要因と考えられます。また、このほか、市が実施する子どもの医療費助成は、県が行う医療費助成事業に市独

自の上乗せを行い、これまで対象者の拡大や助成額の増額などの拡充に努めてきましたが、市町村によって取組内容が異なることから、さらなる 拡充を求める声が市議会や市民より寄せられている状況にあります。

このため、引き続き子育て世帯のほか、これから子どもを育てていこうとする市民が、経済的な負担を心配することなく、安心して子育てをしていただけるよう、 保育士等の確保対策や、妊産婦の医療費助成拡充などの子育て支援に努めてまいります。

「子育てしやすいまちだと感じる市民の割合」(まちづくり市民アンケート)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 目標値
60.4%	58.3%	62.5%	64.0%	56.0%	54.2%	51.0%	65.0%

- 高齢者が必要なときに必要な介護保険や高齢福祉サービスを受けていると感じる市民の割合は、令和4年度時点で66.4%となり目標値よりも低くなっています。特に令和元年度から令和3年度にかけては新型コロナウイルス感染防止のための外出や集会の自粛など人との交流が減少し、直接のサービス利用機会そのものと情報交換をする機会が減っていることも影響していると推測されます。高齢者がこうしたサービスを利用できることは、現役世代が安心して働くことができる環境につながることも踏まえ、今後も介護サービスの充実を図るとともに、在宅介護者を対象とした家庭訪問による相談支援など、介護する人に対する支援を行います。

自の上乗せを行い、これまで対象者の拡大や助成額の増額などの拡充に努めてきましたが、市町村によって取組内容が異なることから、さらなる 拡充を求める声が市議会や市民より寄せられている状況にあります。

このため、引き続き子育て世帯のほか、これから子どもを育てていこうとする市民が、経済的な負担を心配することなく、安心して子育てをしていただけるよう、引き続き保育士等の確保対策や、妊産婦の医療費助成拡充などの子育て支援に努めてまいります。

「子育てしやすいまちだと感じる市民の割合」(まちづくり市民アンケート)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 目標値
60.4%	58.3%	62.5%	64.0%	56.0%	54.2%	51.0%	65.0%

- 高齢者が必要なときに必要な介護保険や高齢福祉サービスを受けていると感じる市民の割合は、令和4年度時点で66.4%となり目標値よりも低くなっています。特に令和2元年度から令和4-3年度にかけては新型コロナウイルス感染防止のための外出や集会の自粛など人との交流が減少し、直接のサービス利用機会そのものと情報交換をする機会が減っていることも影響していると推測されます。高齢者がこうしたサービスを利用できることは、現役世代が安心して働くことができる環境につながることも踏まえ、今後も介護サービスの充実を図るとともに、在宅介護者を対象とした家庭訪問による相談支援など、介護する人に対する支援を行います。

「高齢者が必要な時に必要な介護保険や高齢福祉サービスを受けていると感じる市民の割合」(まちづくり市民アンケート)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 目標値
72.5%	76.2%	67.4%	68.6%	67.4%	64.9%	66.4%	80.0%

- 市民意識調査では、「女性は職業をもったほうがよい」という回答が前回調査(平成26年度)に比べて増加しており、また、その考えに男女間で差がみられません。
しかし、同調査結果を見ると、家庭生活における食事の支度や洗濯などの家事、育児や介護などは、主に女性が担っているのが現状といえます。このことから、性別に基づく役割を固定的に捉える意識をなくし、男性の家事・育児・介護などを自発的に担う意識づくりと環境づくりが必要です。

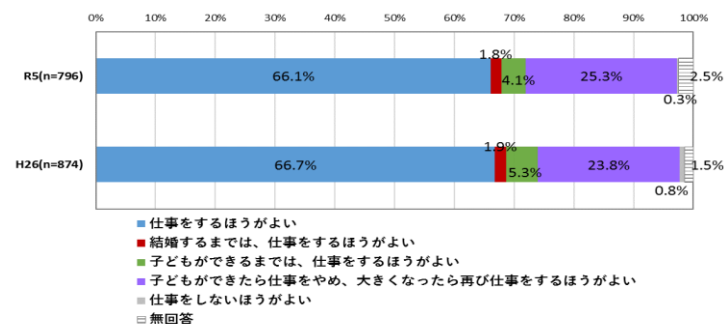
「高齢者が必要な時に必要な介護保険や高齢福祉サービスを受けていると感じる市民の割合」(まちづくり市民アンケート)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 目標値
72.5%	76.2%	67.4%	68.6%	67.4%	64.9%	66.4%	80.0%

- 市民意識調査では、「女性は職業をもった仕事をするほうがよい」という回答が前回調査(平成26年度)に比べて増加しており、と同程度であり、また、その考えに男女間で差がみられません。——は女性の方が多い結果となっています。しかし、また、同調査結果を見ると、家庭生活における食事の支度や洗濯などの家事、育児や介護などは、主に女性が担っているのが現状といえます。このことから、女性活躍の促進のためには性別に基づく役割を固定的に捉える意識をなくし、男性の家事・育児・介護などを自発的に担う意識づくりと環境づくりが必要です。

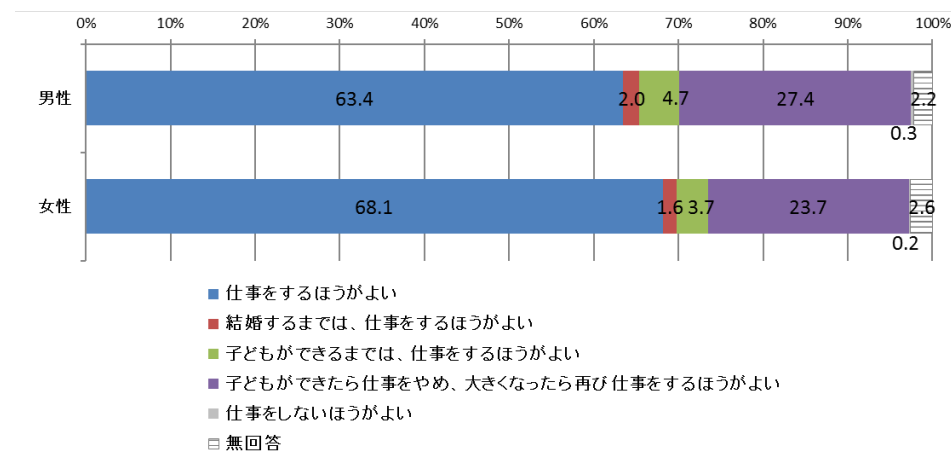
【女性が仕事に就くことについて】

①年度別(令和5年度、平成26年度)



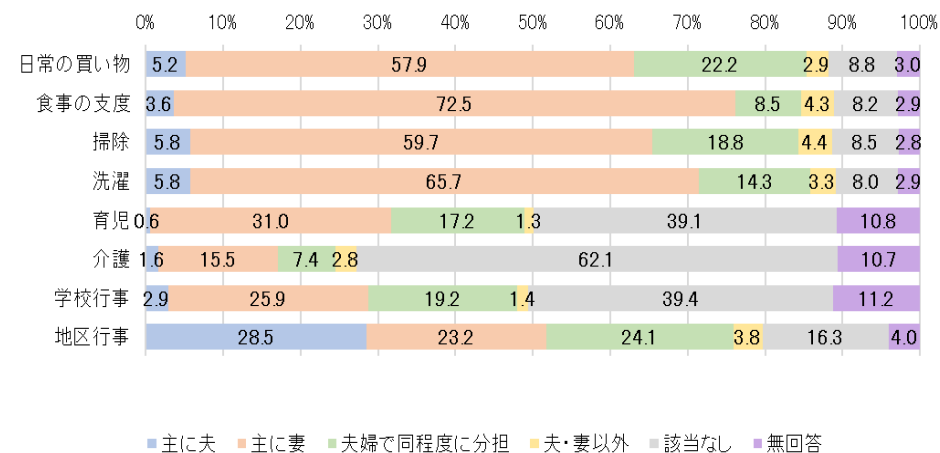
②男女別

令和5年度調査（男性 n=358、女性 n=427）



【家事などを主に誰が行っているか】

令和5年度調査（n=796）



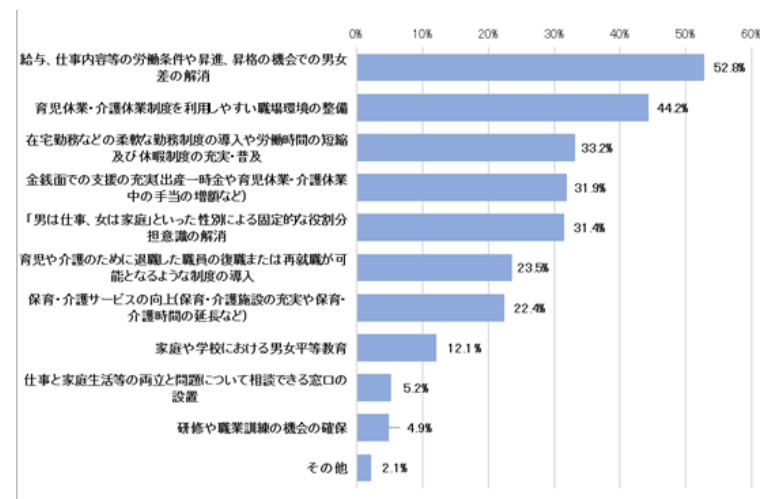
資料：市民意識調査（令和5年度、平成26年度）

○ 市民意識調査では、男女が共に仕事と家庭、地域生活を両立するためには、「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」を望む声が多く、また、女性が仕事を続けてくためには「職場の理解と協力」が必要と回答している人が多いという結果になっています。このことから、ワーク・ライフ・バランスを実現させるためには、長時間労働の削減や育児休業取得などの促進が図られるよう市民と事業所の双方に向けた啓発が必要であるとともに、保育サービスや学童クラブの充実、介護サービスやグループホーム、生きがい事業の充実を図ることが必要です。

○ 市民意識調査では、男女が共に仕事と家庭、地域生活を両立するためには「給与、仕事内容の労働条件や昇進、昇格の機会での男女差の解消」、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」を望む声が多く、また、女性が仕事を続けてくためには「職場の理解と協力」「男女ともに育児・介護を担う」ことが必要と回答している人が多いという結果になっています。このことから、ワーク・ライフ・バランスを実現させるためには、働く場において性別を理由とする差別的取扱いをなくすことや、長時間労働の削減是正や育児休業取得などの促進が図られるようことについて市民と事業所の双方に向けた啓発が必要です。また、あるとともに、保育サービスや学童クラブの充実、介護サービスやグループホーム、生きがい事業の充実を図ることと併せ、家庭においても、性別によって役割を固定的に捉える意識をなくすための啓発が必要です。

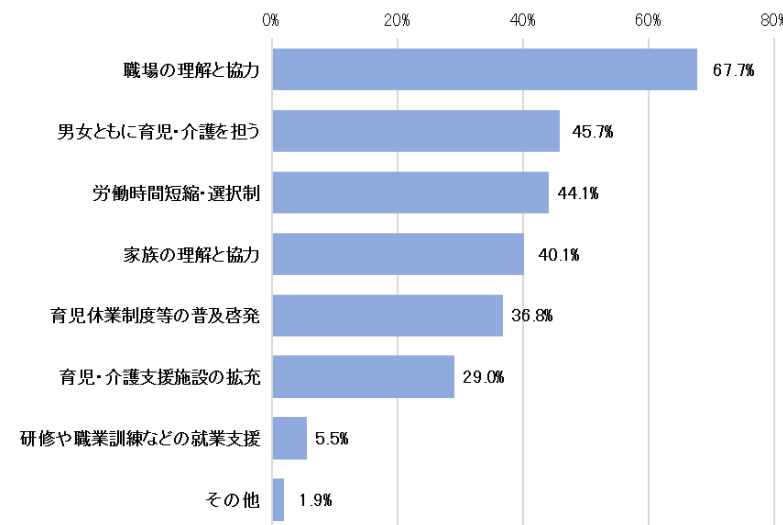
【男女が共に「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」を両立するには何が必要か（3つ以内選択）】

令和5年度調査（n=796）



【女性が仕事と育児等を両立していくために必要と考えるもの（3つ以内選択）】

令和5年度調査（n=796）



資料：市民意識調査（令和5年度）

基本目標4 男女間の暴力の防止と根絶

(1) 成果

- 男女の人権の尊重と暴力根絶に向けた意識づくりを推進するため、DV防止について、広報紙等による啓発、相談窓口の周知などを行ってきました。その結果、令和5年度の目標を上回る認識割合にありますが、この割合を100%に近づけられるよう、引き続き啓発に取り組みます。

基本目標4 男女間の暴力の防止と根絶

(1) 成果

- 男女の人権の尊重と暴力根絶に向けた意識づくりを推進するため、DV防止について、広報紙等による啓発、相談窓口の周知などを行ってきました。その結果、令和5年度の目標を上回る認識割合にありますが、この割合を100%に近づけられるよう、引き続き啓発に取り組みます。

「DVに関する相談窓口を知っている市民の割合」(まちづくり市民アンケート)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
82.3%	85.2%	84.1%	84.0%	80.7%	77.1%	<u>79.3</u> %	70.0%

- 夫婦等、親密な関係にある者の中で起こるDVや若年層によるデートDVなどは、当事者が自らの被害・加害に気づかない場合あることから、DVについて正しい知識を身に付けることを目的とした市民向けのセミナーを実施しました。
- 市が委嘱している男女共同参画推進員が女性に対する暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンやパープルリボンを飾ったパープルリボンツリーを作成し、市役所や市内商業施設などに配置したほか、市内商業施設でのパープルリボンの配布活動を行うなど、DV防止に関する相談窓口の周知、啓発活動を実施しました。

(2) 課題

- 花巻市におけるDV相談件数は平成 29 年度をピークに減少傾向ですが、一方では、警察署や配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加しており、令和 2 年 4 月から内閣府が開設した「DV相談プラス」には毎月 3000 件以上の相談が寄せられています。また、市民意識調査では、DVを受けたことや見たことがある人のうち、それを誰にも相談しなかった人が多いという結果になっており、どこに相談することができるのかを広く周知が必要であることから、今後も、早期発見につなが

「DVに関する相談窓口を知っている市民の割合」(まちづくり市民アンケート)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和 3 年度	令和4 年度	令和5 年度 目標値
82.3%	85.2%	84.1%	84.0%	80.7%	77.1%	<u>79.3</u> <u>79.4%</u>	70.0%

- 夫婦等、親密な関係にある者の中で起こるDVや若年層によるデートDVなどは、当事者が自らの被害・加害に気づかない場合あることから、DVについて正しい知識を身に付けることを目的とした市民向けのセミナーを実施しました。
- 市が委嘱している男女共同参画推進員が女性に対する暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンやパープルリボンを飾ったパープルリボンツリーを作成し、市役所や市内商業施設などに配置したほか、市内商業施設でのパープルリボンの配布活動を行うなど、DV防止に関する相談窓口の周知、啓発活動を実施しました。

(2) 課題

- 花巻市におけるDV相談件数は平成 29 年度をピークに減少傾向ですが、一方では、警察署や配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加しており、令和 2 年 4 月から内閣府が開設した「DV相談プラス」には毎月 3000 件以上の相談が寄せられています。また、市民意識調査では、DVを受けたことや見たことがある人のうち、それを誰にも相談しなかった人が多いという結果になっており、どこに相談することができるのかを広く周知がする必要があることから、今後も早期発見につなが

るよう広報はなまきやホームページ等によるDV相談窓口の周知に努めます。

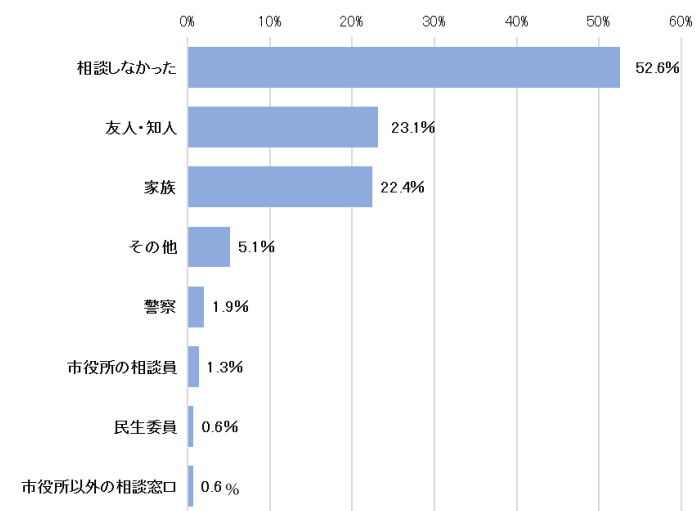
- 併せて、今後も、DVに関する正しい知識の啓発のため、市民向けにDV防止について考えるセミナーを実施していきます。

るよう広報はなまきやホームページ等によるDV相談窓口の周知に努めます。

- ⊖ 併せて、今後も、DVに関する正しい知識の啓発のため、市民向けにDV防止について考えるセミナーを実施していきます。

【DVを受けたことがある場合、誰かに相談したか（すべて選択）】

令和5年度調査（n=156）



資料：市民意識調査（令和5年度）

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 基本理念

□基本的人権が尊重され、急速な社会状況の変化に対応できる活力ある社会にするためには、「男女」にとどまらず、年齢、国籍、性的指向、ジェンダーアイデンティティなど、多様性を認め合う男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識のもと、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、この計画を推進していきます。

(1) 男女の人権の尊重

家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会の制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

(3) 男女の精神的・経済的・生活的自立

男女が、共に精神的、経済的及び生活的に自立することの必要性を自覚し、自ら主体的に責任を持ってあらゆる分野における活動を決定できるようにすること。

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 基本理念

基本的人権が尊重され、急速な社会状況の変化に対応できる活力ある社会にするためには、「男女」にとどまらず、年齢、国籍、性的指向、ジェンダーアイデンティティなど、多様性を認め合う男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識のもと、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとにに基づき、この計画を推進していきます。

(1) 男女の人権の尊重

家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会の制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

(3) 男女の精神的・経済的・生活的自立

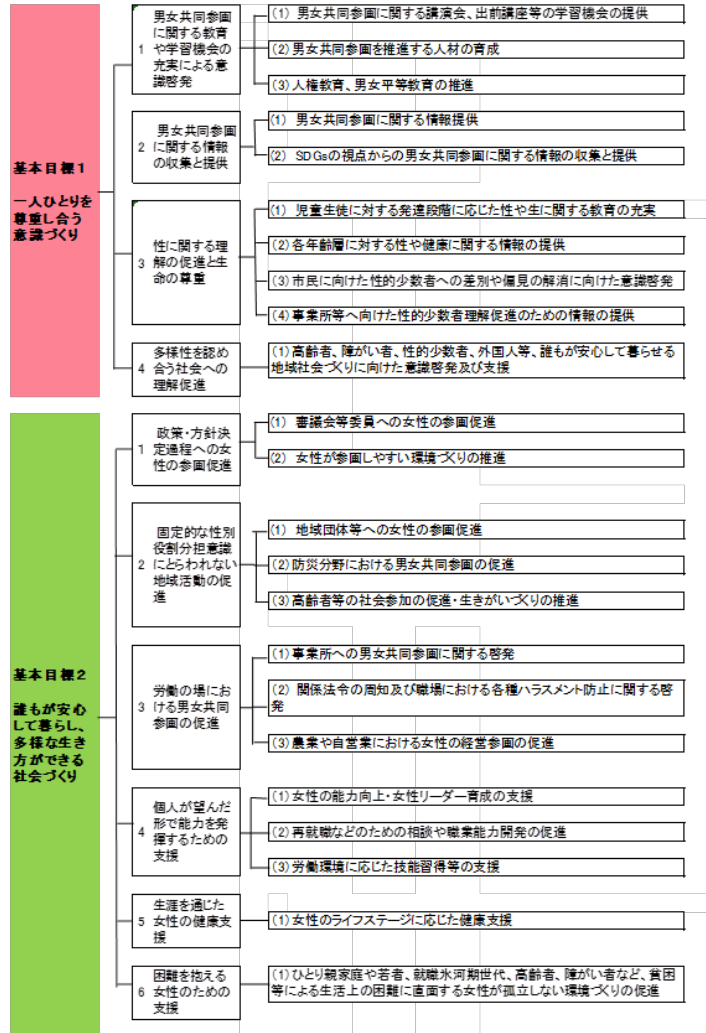
男女が、共に精神的、経済的及び生活的に自立することの必要性を自覚し、自ら主体的に責任を持ってあらゆる分野における活動を決定できるようにすること。

<p>(4) 施策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>(5) 家庭生活と職業等の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の理解と協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動に対等に参画することができるようにすること。</p> <p>(6) 性と生殖に関する健康と権利*の尊重 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠及び出産に関してその意思が尊重されるとともに、女性の生涯にわたる健康の維持が図られるようにすること。</p> <p>(7) 国際的な取組への理解及び協調 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協調の下に行われるようにすること。</p>	<p>(4) 施策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>(5) 家庭生活と職業等の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の理解と協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動に対等に参画することができるようにすること。</p> <p>(6) 性と生殖に関する健康と権利*の尊重 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠及び出産に関してその意思が尊重されるとともに、女性の生涯にわたる健康の維持が図られるようにすること。</p> <p>(7) 国際的な取組への理解及び協調 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協調の下に行われるようにすること。</p>
--	--

<p>第2節 基本目標</p> <p>基本理念に基づき、「(仮)だれもがお互いを^{そんちょう}尊重し、みんなが住みよいまち」の実現のため、次の4つの基本目標を掲げて、計画の推進を図ります。</p> <p>基本目標1 一人ひとりを尊重し合う意識づくり 基本目標2 誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり 基本目標3 多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進 基本目標4 誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶</p>	<p>第2節 基本目標</p> <p>基本理念に基づき、「(仮)だれもがお互いを^{そんちょう}尊重し、みんなが住みよいまち」の実現のため、次の4つの基本目標を掲げて、計画の推進を図ります。</p> <p>基本目標1 一人ひとりを尊重し合う意識づくり 基本目標2 誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり 基本目標3 多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進 基本目標4 誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶</p>
<p>第3節 計画の推進に当たっての施策</p> <p>1 施策の体系</p> <p>基本目標に基づく施策の体系は次頁のとおりです。</p>	<p>第3節 計画の推進に当たっての施策</p> <p>1 施策の体系</p> <p>基本目標に基づく施策の体系は次頁のとおりです。</p>
<p>性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識される。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。</p>	<p>性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識される。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。</p>

『(仮)だれもお互いを尊重し、みんなが住みよいまち』

【体系図】

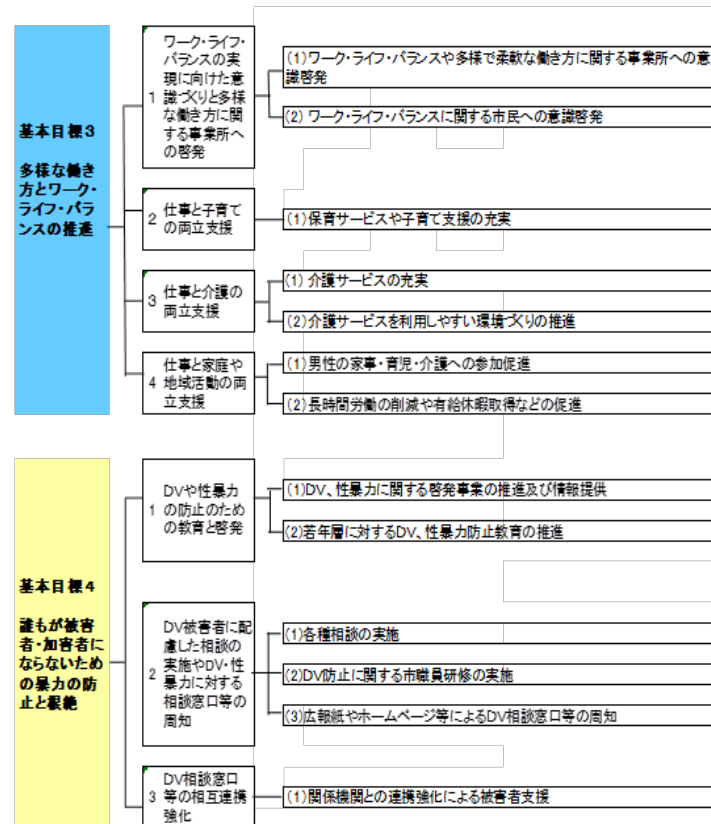


『(仮)だれもお互いを尊重し、みんなが住みよいまち』

【体系図】

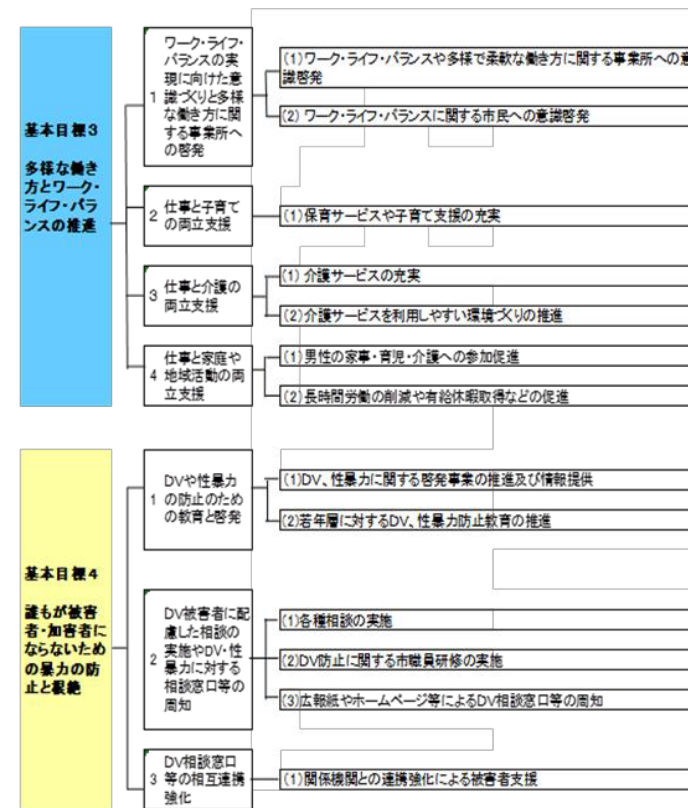


<施策の体系図>



- ※1 基本目標4「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」とし、この計画の名称を「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」とします。
- ※2 この計画全体を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」に位置づけ、「花巻市男女共同参画基本計画」と一体として施策を推進します。

<施策の体系図>



- ※1 基本目標4「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」とし、この計画の名称を「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」とします。
- ※2 この計画全体を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」に位置づけ、「花巻市男女共同参画基本計画」と一体として施策を推進します。

2 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1 一人ひとりを尊重し合う意識づくり

(1) 男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識啓発

男女共同参画社会の実現のためには、個人の尊厳と男女平等の理念を浸透させる必要があります。そのためには、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に対する偏見を解消することなどが必要です。

男女共同参画について理解することは、男女共同参画社会を形成していく上で最も基本となる重要な部分です。また、市が様々な取組を進めていく際にも、全ての取組の根幹となるものです。

これまで、男女共同参画について理解を促進させるため、市民セミナーなどの啓発事業や、地域において男女共同参画を円滑に推進するために市が委嘱した花巻市男女共同参画推進員による出前講座などを実施してきました。

しかし、市民意識調査によると、「男女共同参画社会」という用語についての意味を知っている人の割合は、若年層で広がりが見られる ものの、いまだ半数以上の人「意味が分からない」又は「知らない」と答えており、更なる意識づくりが必要です。

男女共同参画に関する意義について、男女問わず全ての世代の人が理解を深められるよう、地域や職場、学校、メディアなどあらゆる場と媒体を通じて、さらに啓発事業を推進します。

市は、地域における男女共同参画を円滑に推進するため、男女共同参画推進員を委嘱し、地域や学校、事業所などで出前講座を実施するなど、啓発を

2 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1 一人ひとりを尊重し合う意識づくり

(1) 男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識啓発

男女共同参画社会の実現のためには、個人の尊厳と男女平等の理念を浸透させる必要があります。そのためには、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に対する偏見を解消することなどが必要です。

男女共同参画について理解することは、男女共同参画社会を形成していく上で最も基本となる重要な部分です。また、市が様々な取組を進めていく際にも、全ての取組の根幹となるものです。

これまで、男女共同参画についての理解を促進させるのため、市民セミナーなどの啓発事業や、地域において男女共同参画を円滑に推進するために市が委嘱した花巻市男女共同参画推進員による出前講座などを実施してきました。

しかし、市民意識調査によると、「男女共同参画社会」という用語についての意味を知っている人の割合は、若年層で広がりが見られる半数を超える結果となったものの、いまだに「意味が分からない」又は「知らない」と答えている人も多いことから、更なる意識づくり啓発が必要です。

男女共同参画に関する意義について、男女問わず全ての世代の人が理解を深められるよう、地域や職場、学校、メディアなどあらゆる場と媒体を通じて、さらに啓発事業を推進します。

市は、地域における男女共同参画を円滑に推進するため、男女共同参画推進員を委嘱し、地域や学校、事業所などで出前講座を実施するなど、啓発を

行います。

また、男女共同参画サポーター養成講座の受講を推進することなどにより、男女共同参画を推進する人材の育成を行います。

さらに、就学前や学校教育において授業や様々な行事などを通じ、幼少時から人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さなどの教育を推進します。

<施策の展開>

- ①男女共同参画に関する講演会、出前講座等の学習機会の提供
- ②男女共同参画を推進する人材の育成
- ③人権教育、男女平等教育の推進

(2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

人の生き方が多様化する中で、男女共同参画に関する意識や実態などについて可能な限り男女別に把握し、効果的に男女共同参画の理解の促進を図るため、国などの取組や国内外の統計情報、関連する各種制度等について広報紙やホームページ等により情報提供を行います。

<施策の展開>

- ①男女共同参画に関する情報提供
- ②SDGsの視点からの男女共同参画に関する情報の収集と提供

(3) 性に関する理解の促進と生命の尊重

現在は、インターネット、SNS等の普及により、様々な情報が溢れていることもあり、特に若年層においては、デートDVや性犯罪など性をめぐる問題が拡大しています。そのため、学校教育における性教育やメデ

行います。

また、男女共同参画サポーター養成講座の受講を推進することなどにより、男女共同参画を推進する人材の育成を行います。

さらに、就学前や学校教育において授業や様々な行事などを通じ、幼少時から人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さなどの教育を推進します。

<施策の展開>

- ①男女共同参画に関する講演会、出前講座等の学習機会の提供
- ②男女共同参画を推進する人材の育成
- ③人権教育、男女平等教育の推進

(2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

人の生き方が多様化する中で、男女共同参画に関する意識や実態などについて可能な限り男女別に把握し、効果的に男女共同参画の理解の促進を図るため、国などの取組や国内外の統計情報、関連する各種制度等について広報紙やホームページ等により情報提供を行います。

<施策の展開>

- ①男女共同参画に関する情報提供
- ②SDGsの視点からの男女共同参画に関する情報の収集と提供

(3) 性に関する理解の促進と生命の尊重

現在は、インターネット、SNS等の普及により、様々な情報が溢れていることもあり、特に若年層においては、デートDVや性犯罪など性をめぐる問題が拡大しています。そのため、学校教育における性教育やメデ

イアリテラシー教育などにより児童生徒が互いの性を尊重し、責任ある行動をとることができるよう、発達段階に応じた性や生命に関する教育の充実に努めるとともに、若年層に向けてデートDVや性犯罪の相談先について周知啓発を行います。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことができるよう、各年齢層において性に関する理解の促進を図ります。

さらに、性的少数者*への差別や偏見の解消に向けた情報の提供を市民及び事業所等へ行い、理解促進に努めるとともに、パートナーシップ制度の導入について検討を行います。

<施策の展開>

- ①児童生徒に対する発達段階に応じた性と生に関する教育の充実
- ②各年齢層に対する性や健康に関する情報の提供
- ③性的少数者への差別や偏見の解消に向けた意識啓発
- ④事業所等へ向けた性的少数者理解促進のための情報の提供

(4) 多様性を認め合う社会への理解促進

男女共同参画を推進するためには、高齢者、障がい者、性的少数者、外国人など誰もが安心して暮らせるよう、多様性を認め合う社会を構築していく必要があります。高齢者や障がい者に対するサービスや性的少数者への理解の促進のための情報提供や支援を行います。

また、政治や経済、文化、地域社会などあらゆる分野で国際化が進む中、多様な文化、伝統、習慣の違いなどを理解し、人種や国籍などによらずお互いの人権を尊重することが重要です。そのため、国際理解を深めるための事業を推進しながら外国人市民等と積極的に交流を図るとともに、日本語講座

イアリテラシー教育などにより児童生徒が互いの性を尊重し、責任ある行動をとることができるよう、発達段階に応じた性や生命に関する教育の充実に努めるとともに、若年層に向けてデートDVや性犯罪の相談先について周知啓発を行います。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことができるよう、各年齢層において性に関する理解の促進を図ります。

さらに、性的少数者*への差別や偏見の解消に向けた情報の提供を市民及び事業所等へ行い、理解促進に努めるとともに、パートナーシップ制度の導入について検討を行います。

<施策の展開>

- ①児童生徒に対する発達段階に応じた性と生に関する教育の充実
- ②各年齢層に対する性や健康に関する情報の提供
- ③性的少数者への差別や偏見の解消に向けた意識啓発
- ④事業所等へ向けた性的少数者理解促進のための情報の提供

(4) 多様性を認め合う社会の構築

男女共同参画を推進するためには、高齢者、障がい者、性的少数者、外国人など誰もが安心して暮らせるよう、多様性を認め合う社会を構築していく必要があります。高齢者や障がい者に対するサービスや性的少数者への理解の促進のための情報提供や支援を行います。

また、政治や経済、文化、地域社会などあらゆる分野で国際化が進む中、多様な文化、伝統、習慣の違いなどを理解し、人種や国籍などによらずお互いの人権を尊重することが重要です。そのため、国際理解を深めるための事業を推進しながら外国人市民等と積極的に交流を図るとともに、日本語講座

<p>や生活支援事業など_____により外国人市民等の暮らしを支援します。</p> <p><施策の展開></p> <p>①高齢者、障がい者、性的少数者、外国人等誰もが安心して暮らせる地域社会<u>づくり</u>_____に向けた意識啓発及び支援</p>	<p>や生活支援事業など<u>の実施</u>により外国人市民等の暮らしを支援します。</p> <p><施策の展開></p> <p>① 高齢おう者、障がい者、性的少数者、外国人等誰もが安心して暮らせる地域社会<u>づくりの構築</u>_____に向けた意識啓発及び支援</p>
<p>性的少数者：LGBT<u>や自分を男女どちらとも思わないXジェンダーなど、</u>_____多数派とは違う性のあり方をもつ人<u>を含む。</u>LGBTはレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー<u>（性同一性障害を含む身体_____の性に違和感をもつ人）</u>の頭文字。_____</p>	<p>性的少数者：LGBT<u>や自分を男女どちらとも思わないXジェンダーなど、等、</u>_____多数派とは違う性のあり方をもつ人<u>を含む。</u>LGBTはレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー<u>（性同一性障害を含む身体_____からの性が一致しない人や、からだの性に違和感を持つ人）</u>の頭文字<u>。で、性的少数者の総称として用いられることもある。LGBTを含む性的少数者を広く表現する「クィア」と、性自認や性的指向について迷っている人・あえて決めていない人などをいう「クエスチョニング」の頭文字「Q」を付けて「LGBTQ」と表記することもある。</u></p>
<p>基本目標2 <u>誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり</u></p> <p>(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>社会のあらゆる分野において、誰もがともにいきいきと参画するためには、多様な人材の能力活用や多様な視点の導入が必要ですが、現状では、政策・方針決定過程への女性の参画が十分に図られているとは言えない状況です。</p> <p>市では、令和5年度までに審議会等委員に占める女性の割合<u>40.0%</u>_____を目標に取組を進めてきましたが、令和4年4月1日時点での割合は、30.8%で目標<u>を達成することができていない</u>_____状況です。また、市の審議会等については、条例<u>等</u>で委員を職指定する規定があること</p>	<p>基本目標2 <u>誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり</u></p> <p>(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>社会のあらゆる分野において、誰もがともにいきいきと参画するためには、多様な人材の能力活用や多様な視点の導入が必要ですが、現状では、政策・方針決定過程への女性の参画が十分に図られているとは言えない状況です。</p> <p>市では、令和5年度までに審議会等委員に占める女性の割合<u>を40.0%とすること</u>を目標に取組を進めてきましたが、令和4年4月1日時点での割合は、30.8%で目標<u>を達成することができていないしていない</u>_____状況です。また、市の審議会等については、条例<u>で</u>委員を職指定する規定があること</p>

や登用する分野に女性の専門家が少ない、団体に推薦を依頼する場合に団体が推薦し得るポストに女性が就任していないなどという課題があることも明らかになりました。

市政への女性の参画促進のためには、今後も継続して審議会等への女性委員の登用の促進を図る必要があります。登用率の向上に当たっては、男女いずれかの割合が30%以下、割合とならないよう委嘱の事務を行う職員の意識啓発を図るとともに、女性が参画しやすい環境づくりを推進します。

また、市において方針決定過程への女性の参画を促進させるため、人材育成を図りながら、市の管理職のうちの女性の割合（令和4年4月1日現在19.5%）を高めることに引き続き努めます。

<施策の展開>

- ① 審議会等委員への女性の登用促進
- ② 女性が参画しやすい環境づくりの推進

(2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域活動の促進

高齢者の生活支援や子育て支援、防災や環境保全活動など地域における様々な活動は、性別や年齢によって役割が固定されることがないよう、男女ともに各年齢層の参画が必要です。このことから、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう、地域へ男女共同参画の意義などについて普及啓発を行うとともに、男女共同参画を推進する団体などの活動を支援しています。

特に防災分野では、これまで女性の活躍の場が少なく、女性をはじめ様々な立場の視点に立ったニーズが反映されにくい状況もあったことから、東日本大震災の経験を踏まえて防災における意思決定過程の場への女性の参画も

や登用する分野に女性の専門家が少ない、団体に推薦を依頼する場合に団体が推薦し得るポストに女性が就任していないなどという課題があることも明らかになりました。

市政への女性の参画促進のためには、今後も継続して審議会等への女性委員の登用の促進を図る必要があります。登用率の向上に当たっては、男女いずれかの割合が30%以下、割合とならないよう委嘱の事務を行う職員の意識啓発を図る留意するとともに、女性が参画しやすい環境づくりを推進します。

また、市において方針決定過程への女性の参画を促進させるため、人材育成を図りながら、市の管理職のうちの女性の割合（令和4年4月1日現在19.5%）を高めることに引き続き努めます。

<施策の展開>

- ① 審議会等委員への女性の登用促進
- ② 女性が参画しやすい環境づくりの推進

(2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域活動の促進

高齢者の生活支援や子育て支援、防災や環境保全活動など地域における様々な活動は、性別や年齢によって役割が固定されることがないよう、男女ともに各年齢層の参画が必要です。このことから、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう、地域へ男女共同参画の意義などについて普及啓発を行うとともに、男女共同参画を推進する団体などの活動を支援しています。

特に防災分野では、これまで女性の活躍の場が少なく、女性をはじめ様々な立場の視点に立ったニーズが反映されにくい状況もあったことから、東日本大震災の経験を踏まえて防災における意思決定過程の場への女性の参画も

含めて、自主防災組織等への女性の参画を促進します。

また、近年では高齢化に加え、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が年々増加していること、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため人との接触の機会を減らしてきたこともありましたが、高齢者等が地域でいきいきと活動できるよう、生涯学習・スポーツ・芸術文化活動などの生きがいがづくりや心身の健康づくりに加え、ボランティア活動・地域活動などの社会参加を促進します。

<施策の展開>

- ①地域団体等への女性の参画促進
- ②防災分野における男女共同参画の促進
- ③高齢者等の社会参加の促進・生きがいがづくりの推進

(3) 労働の場における男女共同参画の促進

労働の場において女性の活躍が進むことは、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながります。このことから、男女共同参画に関する出前講座などにより事業所への周知・啓発を行うほか、広報紙等により女性活躍などに率先して取り組んでいる事業所を紹介するなどの情報提供を行います。

また、雇用の場において、男女が個人としての能力を発揮しながらいきいきと働き続けるためには、均等な機会と待遇を確保することが不可欠です。性別を理由とする採用・配置・昇格などの差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント*などの職場における各種ハラスメントをなくす社会環境づくりを進める必要があります。このことから、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法の趣旨が正しく理解されるよう、事業主と労働者双方への周知・啓発を行います。

含めて、自主防災組織等への女性の参画を促進します。

また、近年では高齢化に加え、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が年々増加していること、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため人との接触の機会を減らしてきたこともありましたが、高齢者等が地域でいきいきと活動できるよう、生涯学習・スポーツ・芸術文化活動などの生きがいがづくりや心身の健康づくりに加え、ボランティア活動・地域活動などの社会参加を促進します。

<施策の展開>

- ①地域団体等への女性の参画促進
- ②防災分野における男女共同参画の促進
- ③高齢者等の社会参加の促進・生きがいがづくりの推進

(3) 労働の場における男女共同参画の促進

労働の場において女性の活躍が進むことは、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながります。このことから、男女共同参画に関する出前講座などにより事業所への周知・啓発を行うほか、広報紙等により女性活躍などに率先して取り組んでいる事業所を紹介するなどの情報提供を行います。

また、雇用の場において、男女が個人としての能力を発揮しながらいきいきと働き続けるためには、均等な機会と待遇を確保することが不可欠です。性別を理由とする採用・配置・昇格などの差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント*などの職場における各種ハラスメントをなくす社会環境づくりを進める必要があります。このことから、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法の趣旨が正しく理解されるよう、事業主と労働者双方への周知・啓発を行います。

<施策の展開>

- ①女性の能力向上・女性リーダー育成の支援
- ②再就職などのための相談や職業能力開発の促進
- ③労働環境に応じた技能習得等の支援

(5) 生涯を通じた女性の健康支援

男女があらゆる場面でともに参画するためには、男女がお互いの身体的性差を理解し合い、人権が尊重される社会・環境づくりが必要です。

特に女性は、生涯を通じて心身の状況が大きく変化する特性があることから、女性が体力的・気力的に安心して活動することができるよう、妊娠・出産に対する支援や婦人科健診の実施などライフステージに応じた切れ目のない心身の健康支援を行います。

<施策の展開>

- ①女性のライフステージに応じた健康支援

(6) 困難を抱える女性のための支援

全国の世帯の家族累計別構成割合（※1）を見ると、「ひとり親と子ども」世帯は増加し、令和2年には「3世代等」世帯を上回っています。父子家庭と比較すると、母子家庭は、正規の職員・従業員でない場合や年収が低い傾向にあります。このため、支援を必要とする家庭が将来的に自立した生活を送れるよう、相談体制の充実や就業・生活面での制度・環境整備などにより、世帯や子どもの実情に応じた支援を継続して行います。また、父子家庭に対しても必要に応じて、こうした支援を行います。

このほか、高齢化や障がいなどの多様な困難を抱えた女性が必要な支援につながるよう、相談窓口の周知や対応に当たる職員への研修の実施など相談しやすい環境の構築を図ります。

<施策の展開>

- ①女性の能力向上・女性リーダー育成の支援
- ②再就職などのための相談や職業能力開発の促進
- ③労働環境に応じた技能習得等の支援

(5) 生涯を通じた女性の健康支援

男女があらゆる場面でともに参画するためには、男女がお互いの身体的性差を理解し合い、人権が尊重される社会・環境づくりが必要です。

特に女性は、生涯を通じて心身の状況が大きく変化する特性があることから、女性が体力的・気力的に安心して活動することができるよう、妊娠・出産に対する支援や婦人科健診の実施などライフステージに応じた切れ目のない心身の健康支援を行います。

<施策の展開>

- ①女性のライフステージに応じた健康支援

(6) 困難を抱える女性のための支援

全国の世帯の家族累計類型別構成割合（※1）を見ると、「ひとり親と子ども」世帯は増加し、令和2年には「3世代等」世帯を上回っています。父子家庭と比較すると、母子家庭は、正規の職員・従業員でない場合や年収が低い傾向にあります。このため、支援を必要とする家庭が将来的に自立した生活を送れるよう、相談体制の充実や就業・生活面での制度・環境整備などにより、世帯や子どもの実情に応じた支援を継続して行います。また、父子家庭に対しても必要に応じて、こうした支援を行います。

このほか、高齢化や障がいなどの多様な困難を抱えた女性が必要な支援につながるよう、相談窓口の周知や対応に当たる職員への研修の実施など相談しやすい環境の構築を図ります。

※（内閣府男女共同参画局）男女共同参画白書（令和4年度版）

＜施策の展開＞

①ひとり親家庭や若者、就職氷河期世代、高齢者、障がい者など、貧困等による生活上の困難に直面する女性が孤立しないための支援

基本目標3 多様な働き方と男女のワーク・ライフ・バランスの推進

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、個人の事情や希望、人生の段階に応じて、自ら希望するバランスで展開できる状態を進めようとする事です。

具体的には、働き方を見直して仕事の効率を高めることで、時間的余裕が生まれ、それとともに、仕事の成果も高まり、個人の生活全般が充実します。このことによって、個人の意欲や創造性が高まり、さらなる仕事の充実にもつながるといふ、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環が、多様性に富んだ活力ある社会を創出するとする考え方です。

なお、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するために、国は「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、平成19年12月18日に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

（平成19年7月の『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向報告」（男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会）より）※H22に改正されている

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりと多様な働き方に関する事業所への啓発

少子高齢化や人口減少、核家族や単身世帯の増加などが進む中、地域のつ

※（内閣府男女共同参画局）男女共同参画白書（令和4年度版）

＜施策の展開＞

①ひとり親家庭や若者、就職氷河期世代、高齢者、障がい者など、貧困等による生活上の困難に直面する女性が孤立しないための支援

基本目標3 多様な働き方と男女のワーク・ライフ・バランスの推進

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、個人の事情や希望、人生の段階に応じて、自ら希望するバランスで展開できる状態を進めようとする事です。

具体的には、働き方を見直して仕事の効率を高めることで、時間的余裕が生まれ、それとともに、仕事の成果も高まり、個人の生活全般が充実します。このことによって、個人の意欲や創造性が高まり、さらなる仕事の充実にもつながるといふ、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環が、多様性に富んだ活力ある社会を創出するとする考え方です。

なお、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するために、国は「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、平成19年12月18日に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

（平成19年7月の『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向報告」（男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会）より）※H22に改正されている

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりと多様な働き方に関する事業所への啓発

少子高齢化や人口減少、核家族や単身世帯の増加などが進む中、地域のつ

なかりが希薄化しています。

すべての人が、「仕事」と子育てや介護、趣味や学習、休養、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させた働き方・生き方をするのが重要です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、自宅からのリモートワークなどの多様な働き方が実践され、感染症の影響が縮小しても一つの働き方として定着しつつあります。

仕事と仕事以外の生活の好循環を生み出すワーク・ライフ・バランスを実現することは、事業所にとっては、人材の確保や定着、従業員の仕事への意欲向上だけではなく、生産性や売上げの向上、事業所自体のイメージアップなどのメリットがあります。また、社会全体には、経済の活性化や一人ひとりの生活の充実にもつながるものです。

長時間労働の削減など働き方の見直しや子育て・介護などのライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方が社会全体で推進されるよう、その趣旨が正しく理解され、性別や世代に関わりなく、社会全体で推進されるよう、事業所はもちろん、市民への周知・啓発を行います。

<施策の展開>

- ①ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方に関する事業所への啓発
- ②ワーク・ライフ・バランスに関する市民への意識啓発

(2) 仕事と子育ての両立支援

市では、子育て支援や介護サービスの充実を図り、仕事との両立ができるよう取り組んできましたが、自らの希望する形でワーク・ライフ・バランスを実現するためには、社会全体でその趣旨が理解されることが必要です。

市が平成30年度に行った「子ども・子育て支援に関するニーズ調査*」

なかりが希薄化しています。

すべての人が「仕事」と子育てや介護、趣味や学習、休養、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させた働き方・生き方をするのが重要です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、自宅からのリモートワークなどの多様な働き方が実践され、感染症の影響が縮小しても一つの働き方として定着しつつあります。

仕事と仕事以外の生活の好循環を生み出すワーク・ライフ・バランスを実現することは、事業所にとっては、人材の確保や定着、従業員の仕事への意欲向上だけではなく、生産性や売上げの向上、事業所自体のイメージアップなどのメリットがあります。また、社会全体には、経済の活性化や一人ひとりの生活の充実にもつながるものです。

長時間労働の削減是正など働き方の見直しや子育て・介護などのライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方が社会全体で推進されるよう、その趣旨が正しく理解され、性別や世代に関わりなく、社会全体で推進されるよう、事業所はもちろん、市民への周知・啓発を行います。

<施策の展開>

- ①ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方に関する事業所への啓発
- ②ワーク・ライフ・バランスに関する市民への意識啓発

(2) 仕事と子育ての両立支援

市では、子育て支援や介護サービスの充実を図り、仕事との両立ができるよう取り組んできましたが、自らの希望する形でワーク・ライフ・バランスを実現するためには、社会全体でその趣旨が理解されることが必要です。

市が平成30年度に行った「子ども・子育て支援に関するニーズ調査*」

では、小学生以下の子どもをもつ母親の約8割が仕事を持っており、共働き世帯が増加傾向にあることから、多様な働き方に対応した子育て支援が必要です。

令和4年4月1日には、改正育児・介護休業法が施行され、父親も含めた育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が全企業に義務化されており、合わせて育休取得者に対しての不利益取~~り~~扱いの禁止やハラスメントの防止措置についても義務化されています。

市としても子育て中の男女が安心して働き続けることができるよう、延長保育や一時保育・病後児保育など多様な保育サービスや学童クラブの充実に努めるとともに、子育てに関する相談体制の充実や情報提供などにより、働きながら子育てする人の支援を行います。

<施策の展開>

① 保育サービスや子育て支援の充実

(3) 仕事と介護の両立支援

高齢者の割合は年々増加しており、本市でも介護や支援を必要とする人が一定数いることが見込まれます。(住民基本台帳人口によると、老年人口が減少に転じているということもあるため、記述内容を検討します。)

市民意識調査では、男女がともに 仕事 と仕事以外の生活の両立を可能にするために「介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」や「介護サービスの向上」が必要であると答えた人が多いことから、高齢者の生活支援サービスや地域ニーズにあった介護サービスの充実が必要です。介護を必要とする人の希望に応じた介護サービスの提供と利用しやすい環境づくりを進め、介護する人の支援を行います。

では、小学生以下の子どもをもつ母親の約8割が仕事を持っており、共働き世帯が増加傾向にあることから、多様な働き方に対応した子育て支援が必要です。

令和4年4月1日には、改正育児・介護休業法が施行され、父親も含めた育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が全企業に義務化されており、合わせて育休取得者に対しての不利益取~~り~~扱いの禁止やハラスメントの防止措置についても義務化されています。

市としても子育て中の男女が安心して働き続けることができるよう、延長保育や一時保育・病後児保育など多様な保育サービスや学童クラブの充実に努めるとともに、子育てに関する相談体制の充実や情報提供などにより、働きながら子育てする人の支援を行います。

<施策の展開>

① 保育サービスや子育て支援の充実

(3) 仕事と介護の両立支援

高齢者の割合は年々増加しており、本市でも介護や支援を必要とする人が一定数いることが見込まれます。(住民基本台帳人口によると、老年人口が減少に転じているということもあるため、記述内容を検討します。)

市民意識調査では、男女が共に「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」仕事以外の生活の両立を可能にするために「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」や「介護サービスの向上」が必要であると答えた人が多いことから、高齢者の生活支援サービスや地域ニーズにあった介護サービスの充実が必要です。介護を必要とする人の希望に応じた介護サービスの提供と利用しやすい環境づくりを進め、介護する人の支援を行います。

<施策の展開>

- ①介護サービスの充実
- ②介護サービスを利用しやすい環境づくりの推進

子ども・子育て支援に関するニーズ調査：幼児期の学校教育・保育及び地域子育て支援事業の需要の量を把握し、見込みを推計するとともに、子育て支援に係る保護者のニーズを把握することを目的として、平成30年度に市が小学4年生までの児童の保護者を対象に実施した意識調査をいう。

(4) 仕事と家庭や地域活動の両立支援

近年では核家族や単身世帯の増加など家族形態が多様化したほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自治会やコミュニティ会議など地域の団体の活動自粛の影響もあり、地域のつながりが希薄化しています。誰もが地域活動に参加し、地域の活性化を推進するためにも、仕事と家庭と地域活動の3つのバランスを保つことが重要です。

働く人々は、長時間労働や不安定な雇用状況などにより、自らが希望する形で家庭や地域活動などに関わるのが難しく、心身ともに疲弊する状況もあることから、長時間労働の削減や年次有給休暇取得などの促進を図ります。

また、市民意識調査では、地区行事には男女で同程度関わっており大きな差がない一方、家庭においては、食事の支度や洗濯などの家事全般を「主に妻が行っている」という回答が半数以上であったことから、特に家庭において女性の負担が大きいことが伺えます。このことから、性別によって役割を固定的に捉える意識をなくすとともに、家族を構成する一人ひとりが、家事・

<施策の展開>

- ①介護サービスの充実
- ②介護サービスを利用しやすい環境づくりの推進

子ども・子育て支援に関するニーズ調査：幼児期の学校教育・保育及び地域子育て支援事業の需要の量を把握し、見込みを推計するとともに、子育て支援に係る保護者のニーズを把握することを目的として、平成30年度に市が小学4年生までの児童の保護者を対象に実施した意識調査をいう。

(4) 仕事と家庭や地域活動の両立支援

近年では核家族や単身世帯の増加など家族形態が多様化したほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自治会やコミュニティ会議など地域の団体の活動自粛の影響もあり、地域のつながりが希薄化しています。誰もが地域活動に参加し、地域の活性化を推進するためにも、仕事と家庭と地域活動の3つのバランスを保つことが重要です。

働く人々は、長時間労働や不安定な雇用状況などにより、自らが希望する形で家庭や地域活動などに関わるのが難しく、心身ともに疲弊する状況もあることから、長時間労働の削減是正や年次有給休暇取得などの促進を図ります。

また、市民意識調査では、地区行事には男女で同程度関わっており大きな差がない一方、家庭においては、食事の支度や洗濯などの家事全般を「主に妻が行っている」という回答が半数以上であったことから、特に家庭において女性の負担が大きいことが伺えます。このことから、性別によって役割を固定的に捉える意識をなくすとともに、家族を構成する一人ひとりが、家事・

育児・介護といった家庭の役割を果たせるよう意識啓発を行い、女性が地域で活躍できる環境づくりの促進を図ります。

<施策の展開>

- ①男性の家事・育児・介護への参加促進
- ②長時間労働の削減や有給休暇取得などの促進

基本目標4 誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶
～花巻市配偶者暴力防止対策基本計画～

第3次花巻市男女共同参画基本計画（令和6～13年度）の「基本目標4 男女間の暴力の防止と根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」とし、この計画の名称を「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」とします。

そのため、施策の展開のほか、計画策定の目的や計画の位置づけなどについても記述します。

◆ 計画策定の目的

ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、性犯罪などの男女間の暴力は、身体的・精神的などの痛みをもたらす重大な人権侵害です。男女が社会の対等なパートナーとしてお互いの人権を尊重し、あらゆる分野においてともに参画することができる男女共同参画社会の実現のために

育児・介護といった家庭の役割を果たせるよう意識啓発を行い、女性が地域で活躍できる環境づくりの促進を図ります。

<施策の展開>

- ② 男性の家事・育児・介護への参加促進
- ② 長時間労働の削減~~是正~~や有給休暇取得などの促進

基本目標4 誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶
～花巻市配偶者暴力防止対策基本計画～

第3次花巻市男女共同参画基本計画（令和6～13年度）の「基本目標4 誰もが被害者・加害者にならないため男女間の暴力の防止と根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」とし、この計画の名称を「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」とします。

そのため、施策の展開のほか、計画策定の目的や計画の位置づけなどについても記述します。

◆ 計画策定の目的

ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、性犯罪などの男女間の暴力は、身体的・精神的などの痛みをもたらす重大な人権侵害です。男女が社会の対等なパートナーとしてお互いの人権を尊重し、あらゆる分野においてともに参画することができる男女共同参画社会の実現のために

は、暴力を許さない安全な社会づくりが重要です。

花巻市では、これまでも「男女共同参画基本計画」に基づき男女の人権の尊重と暴力根絶に向けた意識づくりに取り組んできました。

さらに、令和6年度からの同計画においても引き続き男女間の暴力の防止と根絶について取り組むこととし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号、以下「DV防止法」）」の趣旨を踏まえながら、施策を総合的に進めるため本計画を策定します。

◆ 計画の位置づけ

「基本目標4 誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」を「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に位置づけます。

本計画は、「DV防止法」第2条の2に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」や「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」に即して策定しました。

◆ 計画の期間及び名称

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2032年度）までの8年間とします。

また、本計画の名称を「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」とします。

◆ 現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、人間としての尊厳を傷つける重大な人権侵害です。DV被害者は女性が多く、それが起こる背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、これまでの社会的・構造的な問題があると言われていました。男女が社会の対等なパートナーとしてお互いの人権を尊重し、あらゆる分野においてともに参画するため

は、暴力を許さない安全な社会づくりが重要です。

花巻市では、これまでも「男女共同参画基本計画」に基づき男女の人権の尊重と暴力根絶に向けた意識づくりに取り組んできました。

さらに、令和6年度からの同計画においても引き続き男女間の暴力の防止と根絶について取り組むこととし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号、以下「DV防止法」）」の趣旨を踏まえながら、施策を総合的に進めるため本計画を策定します。

◆ 計画の位置づけ

「基本目標4 誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」を「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に位置づけます。

本計画は、「DV防止法」第2条の2に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」や「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」に即して策定しました。

◆ 計画の期間及び名称

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2032年度）までの8年間とします。

また、本計画の名称を「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」とします。

◆ 現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、人間としての尊厳を傷つける重大な人権侵害です。DV被害者は女性が多く、それが起こる背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、これまでの社会的・構造的な問題があると言われていました。男女が社会の対等なパートナーとしてお互いの人権を尊重し、あらゆる分野においてともに参画するため

には、暴力を許さない安全な社会づくりが重要です。

国の「男女間における暴力に関する調査（令和2年度内閣府調査）」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがある人は、女性が25.9%、男性が18.4%となっています。また、何度も被害を受けている人は、女性が10.3%、男性が4.0%となっており、女性の約10人に1人が配偶者からの被害を何度も受けているという結果になっています。

市民意識調査でDVを受けたことや見たことがあると答えた人は %に上っており、そのうち相談しなかった人は %となっています。このことから、多くのDVが表面化していないことが伺えます。

また、DVは夫婦など親密な関係にある者の中で起こることから、当事者が自らの被害・加害に気づかない場合があり、相談しにくいことなどからも、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという傾向があります。特に令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、生活不安やストレス、外出自粛により家庭内で過ごす時間が増えたことからDVの発生件数は全国的に増加傾向にありました。

また、内閣府の調査によると若年層のデートDV被害も深刻な状況にあることから、若年層も含めたDVに関する正しい知識と暴力を許さない意識づくり、DV被害者に配慮した相談体制が重要です。

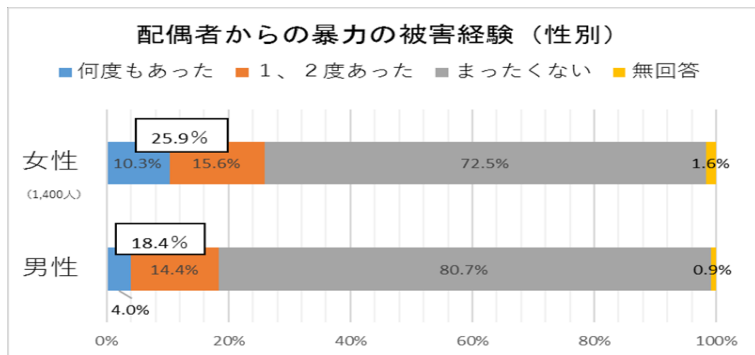
には、暴力を許さない安全な社会づくりが重要です。

国の「男女間における暴力に関する調査（令和2年度内閣府調査）」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがある人は、女性が25.9%、男性が18.4%となっています。また、何度も被害を受けている人は、女性が10.3%、男性が4.0%となっており、女性の約10人に1人が配偶者からの被害を何度も受けているという結果になっています。

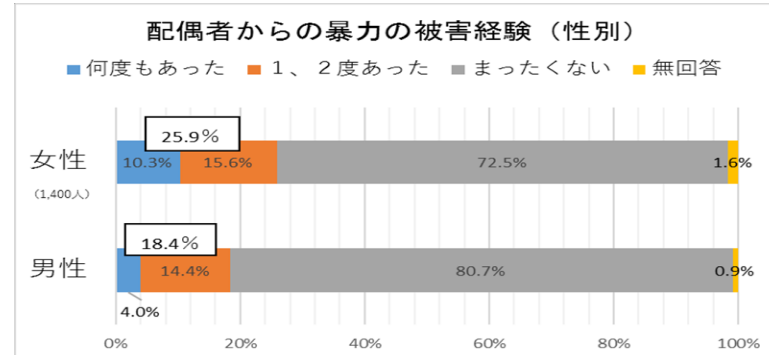
市民意識調査でDVを受けたことや見たことがあると答えた人は26.8%に上っており、DVを受けたことがある人のそのうち誰にも相談しなかった人は52.6%となっています。このことから、多くのDVが表面化していないことが伺えます。

また、DVは夫婦など親密な関係にある者の中で起こることから、当事者が自らの被害・加害に気づかない場合があり、相談しにくいことなどからも、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという傾向があります。特に令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、生活不安やストレス、外出自粛により家庭内で過ごす時間が増えたことからDVの発生件数は全国的に増加傾向にありました。

また、内閣府の調査によると若年層のデートDV被害も深刻な状況にあることから、若年層も含めたDVに関する正しい知識と暴力を許さない意識づくり、DV被害者に配慮した相談体制が重要です。



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（令和2年度）



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（令和2年度）

デートDV：交際相手からの暴力。

デートDV：交際相手からの暴力。

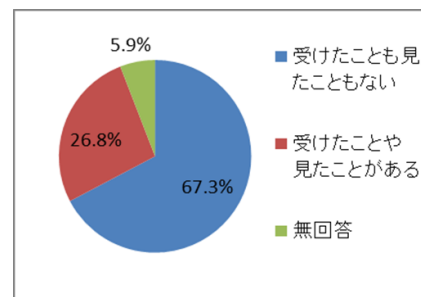
【DVを受けたことや見たことがあるか】

【DVを受けたことや見たことがあるか】



資料：[花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査](#)（R5 市民意識調査）

令和5年度調査（n=796）



資料：[花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査](#)（R5 市民意識調査）

【DVを受けたことや見たことがある場合、誰かに相談したか】(すべて選択)

回答者数:人

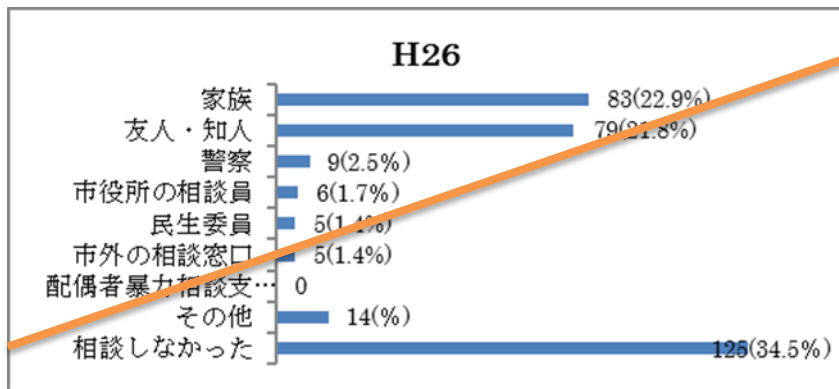
単位：件

【DVを受けたことや見たことがある場合、誰かに相談したか (すべて選択)】

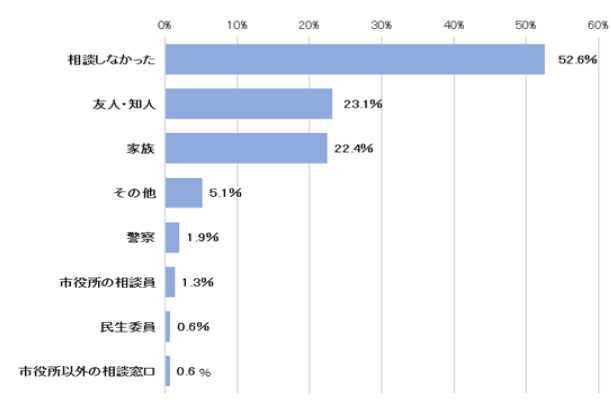
回答者数:人

単位：件

令和5年度調査（n=156）



資料: 花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査 (R 5 市民意識調査)



資料: 花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査 (R 5 市民意識調査)

DV 相談件数の推移

単位: 件

年度	花巻市における相談件数	DV相談支援センター			警察署	
		全国	DV相談プラス	岩手県	全国	岩手県
H28	20	106,367		1,865	69,908	433
H29	31	106,110		1,780	72,455	403
H30	25	114,481		1,762	77,482	346
R1	24	119,276		2,175	82,207	416
R2	21	129,491	52,697	1,872	82,643	405
R3	16	122,478	54,489	1,987	83,042	417

※花巻市における相談件数は、婦人相談員が相談を受けた件数。

※DV相談支援センターは、内閣府、岩手県の調べによる。

DV相談支援センターは、県内12か所(令和5年3月31日現在)。

※警察署は警視庁、岩手県警察本部の調べによる(暦年)。

DV 相談件数の推移

単位: 件

年度	花巻市における相談件数	配偶者暴力相談支援センター		DV相談プラス	警察署	
		全国	うち岩手県	全国	全国	岩手県
H28	20	106,367	1,865		69,908	433
H29	31	106,110	1,780		72,455	403
H30	25	114,481	1,762		77,482	346
R1	24	119,276	2,175		82,207	416
R2	21	129,491	1,872	52,697	82,643	405
R3	16	122,478	1,987	54,489	83,042	417
R4	19	—	—	47,971	84,496	328

※花巻市における相談件数は、婦人相談員が相談を受けた件数。

※DV相談支援センターは、内閣府、岩手県の調べによる。

DV相談支援センターは、県内12か所(令和5年3月31日現在)。

※警察署は警視庁、岩手県警察本部の調べによる(暦年)。

◆ 施策の展開

(1) DVや性暴力の防止のための教育と啓発

配偶者や交際相手等からの暴力は重大な人権侵害であるとの認識に立ち、DVについて正しく理解できるようにするため、市民向けのセミナーや、広報紙・ホームページ等の様々なメディアを活用した啓発に取り組みます。

また、子どもの頃から暴力を許さない意識づくりを行い、将来のDVや性暴力の被害者・加害者をつくらぬよう、若年層に対するDV防止教育・啓発に努めます。

<施策の展開>

- ①DV、性暴力に関する啓発事業の推進及び情報提供
- ②若年層に対するDV、性暴力防止教育の推進

(2) DV被害者に配慮した相談の実施やDV、性暴力に対する相談窓口等の周知

DV、性暴力の被害者を支援するためには、被害者の安全確保、秘密の保持等に十分配慮しながら、被害者に対する適切な情報提供と迅速な対応をすることが必要です。そのため、市職員に対する住民基本台帳の閲覧・写しの交付制限の徹底や庁内関係各課との連携強化を図るための研修を実施します。

また、広報紙やホームページ等を活用し、岩手県配偶者暴力相談支援センターなど他の相談窓口についても情報提供を行い、早期発見につながるよう相談窓口の周知の拡大に努めます。

◆ 施策の展開

(1) DVや性暴力の防止のための教育と啓発

配偶者や交際相手等からの暴力は重大な人権侵害であるとの認識に立ち、DVについて正しく理解できるようにするため、市民向けのセミナーや、広報紙・ホームページ等の様々なメディアを活用した啓発に取り組みます。

また、子どもの頃から暴力を許さない意識づくりを行い、将来のDVや性暴力の被害者・加害者をつくらぬよう、若年層に対するDV防止教育・啓発に努めます。

<施策の展開>

- ①DV、性暴力に関する啓発事業の推進及び情報提供
- ②若年層に対するDV、性暴力防止教育の推進

(2) DV被害者に配慮した相談の実施やDV、性暴力に対する相談窓口等の周知

DV、性暴力の被害者を支援するためには、被害者の安全確保、秘密の保持等に十分配慮しながら、被害者に対する適切な情報提供と迅速な対応をすることが必要です。そのため、市職員に対する住民基本台帳の閲覧・写しの交付制限の徹底被害者の秘密の保持の徹底や庁内関係各課との連携強化を図るための研修を実施します。

また、広報紙やホームページ等を活用し、岩手県配偶者暴力相談支援センターなど他の相談窓口についても情報提供を行い、早期発見につながるよう相談窓口の周知の拡大に努めます。

<施策の展開>

- ①各種相談の実施
- ②DV防止に関する市職員研修の実施
- ③広報紙やホームページ等によるDV相談窓口の周知

(3) DV相談窓口の相互連携強化

DVは複雑な問題であり、被害者を支援するためには、配偶者暴力相談支援センターを中核とした各種関係機関と連携しながら保護・自立支援・通報などに適切に対応していかなければなりません。

被害者が抱える複合的な問題に効果的・継続的に対応することができるよう、医療関係者や福祉関係者なども含む各種関係機関との連携強化を図ります。

<施策の展開>

- ①関係機関との連携強化による被害者支援

<施策の展開>

- ①各種相談の実施
- ②DV防止に関する市職員研修の実施
- ③広報紙やホームページ等によるDV相談窓口の周知

(3) DV相談窓口の相互連携強化

DVは複雑な問題であり、被害者を支援するためには、配偶者暴力相談支援センターを中核とした各種関係機関と連携しながら保護・自立支援・通報などに適切に対応していかなければなりません。

被害者が抱える複合的な問題に効果的・継続的に対応することができるよう、医療関係者や福祉関係者なども含む各種関係機関との連携強化を図ります。

<施策の展開>

- ①関係機関との連携強化による被害者支援

3 成果指標一覧

本計画の進捗状況を計るため、次の項目を成果指標として設定します。

成果指標一覧

基本目標	No.	成果指標	単位	R3実績	R13目標
I 男女共同参画の理解の促進	1	職場や学校、地域など身のまわりで男女の平等が図られていると感じる市民の割合②	%	41.2	60.0
	2	男女共同参画学習講座等の参加者の割合	%	43.5	100.0
	3	男女共同参画推進員による出前講座実施回数	回	1	4
	4	男女共同参画サポーターの認定者数（累計）	人	91	93
II 男女の社会における参画の促進	5	市政へ意見を述べる機会が確保されていると思う市民の割合②	%	26.8	50.0
	6	審議会委員等に占める女性の割合	%	28.1	40.0
	7	男女いずれかの委員が30%未満の審議会等の割合	%	57.4	20.0
	8	市の管理職の女性の割合	%	16.7	18.0
				15.8	30.0
				69.0	90.0
				12.8	30.0
				14.3	12.1
				63.0	85.0
				58.0	75.0
III 男女のワーク・ライフ・バランスの推進				3	4
				38.3	50.0
				29.4	50.0
				151	—
		生きがいを持って暮らしている市民の割合② ※参考指標	%	60.6	—
	19	職場の産前産後ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に満足している労働者の割合②	%	45.7	50.0
	20	子育てしやすいまちだと感じる市民の割合②	%	54.2	65.0
21	保育所の待機児童数	人	75	0	
22	子育て支援サービス（延長保育、一時預かり保育、休園不登園保育）を実施可能な施設の数	%	61.2	60.0	
23	子育て講座の男性の参加者の割合	%	50.0	50.0	
24	高齢者が必要ときに必要なサービスを受けていると感じる市民の割合②	%	64.9	80.0	
25	この1年間に地域の活動に参加した市民の割合② [再掲]	%	69.0	90.0	
26	事業所に対するワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座・広報の回数	回	3	4	
IV 男女間の暴力の防止と根絶	27	DVに関する相談窓口を知っている市民の割合②	%	77.1	70.0
	28	DVに関する啓発講座・広報の回数	回	4	7
	29	DVに関する市職員研修の受講者数	人	62	40
		DV相談件数 ※参考指標	件	16	—

②…まちづくり市民アンケート結果より算出する

3 成果指標一覧

本計画の進捗状況を計るため、次の項目を成果指標として設定します。

成果指標一覧

基本目標	No.	成果指標	単位	R3実績	R13目標
I 男女共同参画の理解の促進	1	職場や学校、地域など身のまわりで男女の平等が図られていると感じる市民の割合②	%	41.2	60.0
	2	男女共同参画学習講座等の参加者の割合	%	43.5	100.0
	3	男女共同参画推進員による出前講座実施回数	回	1	4
	4	男女共同参画サポーターの認定者数（累計）	人	91	93
II 男女の社会における参画の促進	5	市政へ意見を述べる機会が確保されていると思う市民の割合②	%	26.8	50.0
	6	審議会委員等に占める女性の割合	%	28.1	40.0
	7	男女いずれかの委員が30%未満の審議会等の割合	%	57.4	20.0
	8	市の管理職の女性の割合	%	16.7	18.0
				15.8	30.0
				69.0	90.0
				12.8	30.0
				14.3	12.1
				63.0	85.0
				58.0	75.0
III 男女のワーク・ライフ・バランスの推進				3	4
				38.3	50.0
				29.4	50.0
				151	—
		生きがいを持って暮らしている市民の割合② ※参考指標	%	60.6	—
	19	職場の産前産後ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に満足している労働者の割合②	%	45.7	50.0
	20	子育てしやすいまちだと感じる市民の割合②	%	54.2	65.0
21	保育所の待機児童数	人	75	0	
22	子育て支援サービス（延長保育、一時預かり保育、休園不登園保育）を実施可能な施設の数	%	61.2	60.0	
23	子育て講座の男性の参加者の割合	%	50.0	50.0	
24	高齢者が必要ときに必要なサービスを受けていると感じる市民の割合②	%	64.9	80.0	
25	この1年間に地域の活動に参加した市民の割合② [再掲]	%	69.0	90.0	
26	事業所に対するワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座・広報の回数	回	3	4	
IV 男女間の暴力の防止と根絶	27	DVに関する相談窓口を知っている市民の割合②	%	77.1	70.0
	28	DVに関する啓発講座・広報の回数	回	4	7
	29	DVに関する市職員研修の受講者数	人	62	40
		DV相談件数 ※参考指標	件	16	—

②…まちづくり市民アンケート結果より算出する

<p>第4章 計画の推進</p>	<p>第4章 計画の推進</p>
<p>第1節 推進体制</p>	<p>第1節 推進体制</p>
<p>1 庁内推進体制</p> <p>男女共同参画を推進するための施策は広範囲にわたるため、庁内推進組織を設置し、男女共同参画の視点を反映させながら総合的・効果的な施策の推進を図ります。男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について情報共有し、各部署間で連携しながら施策を推進します。</p>	<p>1 庁内推進体制</p> <p>男女共同参画を推進するための施策は広範囲にわたるため、庁内推進組織を設置し、男女共同参画の視点を反映させながら総合的・効果的な施策の推進を図ります。男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について情報共有し、各部署間で連携しながら施策を推進します。</p>
<p>2 花巻市男女共同参画審議会</p> <p>花巻市男女共同参画推進条例に基づき設置される「花巻市男女共同参画審議会」は、男女共同参画の推進に関する重要事項などについて調査審議します。</p> <p>市は、審議会からの提言などを踏まえ、施策のより効果的な推進を図ります。</p>	<p>2 花巻市男女共同参画審議会</p> <p>花巻市男女共同参画推進条例に基づき設置される「花巻市男女共同参画審議会」は、男女共同参画の推進に関する重要事項などについて調査審議します。</p> <p>市は、審議会からの提言などを踏まえ、施策のより効果的な推進を図ります。</p>
<p>3 花巻市男女共同参画推進員</p> <p>花巻市男女共同参画推進条例に基づき設置される「花巻市男女共同参画推進員」は、地域や学校、事業所などへ出向いて講座を実施するなど、様々な場面で男女共同参画の視点が取り入れられるよう活動を行います。</p> <p>市は、男女共同参画推進員と連携・協働しながら、地域における男女共同参画を推進します。</p>	<p>3 花巻市男女共同参画推進員</p> <p>花巻市男女共同参画推進条例に基づき設置される「花巻市男女共同参画推進員」は、地域や学校、事業所などへ出向いて講座を実施するなど、様々な場面で男女共同参画の視点が取り入れられるよう活動を行います。</p> <p>市は、男女共同参画推進員と連携・協働しながら、地域における男女共同参画を推進します。</p>
<p>4 県や事業者などとの連携</p> <p>市は、国や県、他市町村の男女共同参画に関する取組などの情報を収集</p>	<p>4 県や事業者などとの連携</p> <p>市は、国や県、他市町村の男女共同参画に関する取組などの情報を収集</p>

し、県などと連携しながらより効果的な施策展開を図ることができるよう努めます。

また、民間企業やNPO、各種団体などの事業者、教育機関などとの連携を深め、社会全体で男女共同参画が推進されるよう働きかけます。

第2節 計画の進行管理

計画の達成状況を評価するにあたっては、それぞれの成果指標について数値目標を定めるとともに、花巻市男女共同参画審議会の場で提案や助言をいただくことなどにより、より客観的な評価を行い、計画の実効性を高めていきます。

また、本計画の進捗状況を把握するため、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し公表するなど、適切な進行管理を行います。

し、県などと連携しながらより効果的な施策展開を図ることができるよう努めます。

また、民間企業やNPO、各種団体などの事業者、教育機関などとの連携を深め、社会全体で男女共同参画が推進されるよう働きかけます。

第2節 計画の進行管理

計画の達成状況を評価するにあたっては、それぞれの成果指標について数値目標を定めるとともに、花巻市男女共同参画審議会の場で提案や助言をいただくことなどにより、より客観的な評価を行い、計画の実効性を高めていきます。

また、本計画の進捗状況を把握するため、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し公表するなど、適切な進行管理を行います。

用語解説

(五十音順)

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産で退職し、子育てが一段落すると再就職する人が多いことを表している。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査

幼児期の学校教育・保育及び地域子育て支援事業の需要の量を把握し、見込みを推計するとともに、子育て支援に係る保護者のニーズを把握することを目的として、平成25年度に市が小学4年生までの児童の保護者を対象に実施した意識調査をいう。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーという。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として平成15年(2003年)に制定された法律。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取り組みに関し、基本理念を定め、国・地方公

用語解説

(五十音順)

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産で退職し、子育てが一段落すると再就職する人が多いことを表している。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査

幼児期の学校教育・保育及び地域子育て支援事業の需要の量を把握し、見込みを推計するとともに、子育て支援に係る保護者のニーズを把握することを目的として、平成25年度に市が小学4年生までの児童の保護者を対象に実施した意識調査をいう。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーという。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として平成15年(2003年)に制定された法律。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取り組みに関し、基本理念を定め、国・地方公

共団体・事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。

市民意識調査

男女共同参画に関する現状を把握することを目的として、平成15年度、平成26年度、令和5年度に市が市民を対象に実施した意識調査をいう。

性的少数者

LGBT や自分を男女どちらとも思わないXジェンダーなど、 多数派とは違う性のあり方をもつ人 を含む。LGBTはレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー （性同一性障害を含む） 身体 の性に違和感をもつ人 の頭文字。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識される。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

セクシュアル・ハラスメント

共団体・事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。

市民意識調査

男女共同参画に関する現状を把握することを目的として、平成15年度、平成26年度、令和5年度に市が市民を対象に実施した意識調査をいう。

性的少数者

LGBT や自分を男女どちらとも思わないXジェンダーなど、等、 多数派とは違う性のあり方をもつ人 を含む。LGBTはレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー （性同一性障害を含む） 身体 こころの性とからだの性が一致しない人や、からだの性に違和感を持つ人 の頭文字 で、性的少数者の総称として用いられることもある。LGBTを含む性的少数者を広く表現する「クィア」と、性自認や性的指向について迷っている人・あえて決めていない人などをいう「クエスチョニング」の頭文字「Q」を付けて「LGBTQ」と表記することもある。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識される。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる性的な言動である。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

男女共同参画サポーター

岩手県が行う男女共同参画サポーター養成講座を受講し、岩手県知事の認定を受けた方。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成11年（1999年）に制定された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

男女共同参画推進員

「花巻市男女共同参画推進条例」に基づき、地域における男女共同参画を円滑に推進するため、男女共同参画推進員を配置している。

男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関し、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として昭和47年（1972年）に制定された法律。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる性的な言動である。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

男女共同参画サポーター

岩手県が行う男女共同参画サポーター養成講座を受講し、岩手県知事の認定を受けた方。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成11年（1999年）に制定された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

男女共同参画推進員

「花巻市男女共同参画推進条例」に基づき、地域における男女共同参画を円滑に推進するため、男女共同参画推進員を配置している。

男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関し、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として昭和47年（1972年）に制定された法律。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振られる暴力のこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすものまたはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む）」を「配偶者からの暴力」としている。

デートDV

交際相手からの暴力。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力（DVの項目参照）に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年（2001年）に制定された法律。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、配偶者暴力相談支援センターや被害者の保護や保護命令制度に関する事項を定めている。

配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者からの相談、医学的・心理学的な指導、緊急時における安全確保・一時保護、就労・住居・保護施設の利用等に関する情報提供その他の援助を行う。都道府県の婦人相談所その他の施設においてその機能を果たすこととされ、また、平成19年（2007年）の法改正により、市町村の適切な施設においてもその機能を果たすよう努めるものとされた。

花巻市男女共同参画推進条例

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振られる暴力のこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすものまたはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む）」を「配偶者からの暴力」としている。

デートDV

交際相手からの暴力。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力（DVの項目参照）に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年（2001年）に制定された法律。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、配偶者暴力相談支援センターや被害者の保護や保護命令制度に関する事項を定めている。

配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者からの相談、医学的・心理学的な指導、緊急時における安全確保・一時保護、就労・住居・保護施設の利用等に関する情報提供その他の援助を行う。都道府県の婦人相談所その他の施設においてその機能を果たすこととされ、また、平成19年（2007年）の法改正により、市町村の適切な施設においてもその機能を果たすよう努めるものとされた。

花巻市男女共同参画推進条例

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的として、市が平成18年（2006年）に制定した条例。男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市・市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めている。

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

まちづくり市民アンケート

「花巻市まちづくり総合計画」に掲げる施策ごとの成果指標の現状値を把握し、目標値を設定するための資料を作成するとともに、市政への市民参画を促進することを目的として、市が市民を対象に毎年度実施している意識調査をいう。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的として、市が平成18年（2006年）に制定した条例。男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市・市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めている。

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

まちづくり市民アンケート

「花巻市まちづくり総合計画」に掲げる施策ごとの成果指標の現状値を把握し、目標値を設定するための資料を作成するとともに、市政への市民参画を促進することを目的として、市が市民を対象に毎年度実施している意識調査をいう。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

資料		
1 計画策定の経過 ※要更新		
時 期	項 目	内 容
令和5年3月20日	男女共同参画審議会	計画策定方針等について
令和5年5月22日～ 7月31日	市民意識調査	現状と課題の把握

資料		
1 計画策定の経過 ※要更新		
時 期	項 目	内 容
令和5年3月20日	男女共同参画審議会	計画策定方針等について
令和5年5月22日～ 7月31日	市民意識調査	現状と課題の把握
<u>令和5年6月28日</u>	<u>男女共同参画審議会</u>	<u>第3次花巻市男女共同参画基本計画骨子案等について</u>
<u>令和5年7月24日</u>	<u>男女共同参画幹事会</u>	<u>第3次花巻市男女共同参画基本計画骨子案等について</u>
<u>令和5年8月3日</u>	<u>男女共同参画審議会</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>第2次花巻市男女共同参画基本計画に係る令和4年度年次報告について</u> <u>第3次花巻市男女共同参画基本計画骨子案等の中間報告について</u>

2 花巻市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日)

	氏名	所属等
会長	高橋 秀憲	富士大学名誉教授
副会長	早野 こずえ	いわて男女共同参画サポーター
委員	熊谷 久	花巻労働基準監督署長
〃	氏家 潤	花巻警察署生活安全課長
〃	佐藤 道輝	花巻農業協同組合
〃	小田島 裕樹	花巻商工会議所
〃	沼田 弘二	花巻市校長会
〃	高橋 岳志	花巻市PTA連合会
〃	多田 恵	花巻市私立幼稚園・認定こども園協議会
〃	工藤 直人	岩手県看護協会花巻地区支部
〃	平賀 朋枝	花巻市社会福祉協議会
〃	草木 幸子	花巻市民生委員児童委員協議会
〃	晴山 淳子	花巻市地域婦人団体協議会
〃	佐藤 貴哉	花巻青年会議所
〃	渡邊 ひとみ	公募委員

2 花巻市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日)

	氏名	所属等
会長	高橋 秀憲	富士大学名誉教授
副会長	早野 こずえ	いわて男女共同参画サポーター
委員	熊谷 久	花巻労働基準監督署長
〃	氏家 潤	花巻警察署生活安全課長
〃	佐藤 道輝	花巻農業協同組合
〃	小田島 裕樹	花巻商工会議所
〃	沼田 弘二	花巻市校長会
〃	高橋 岳志	花巻市PTA連合会
〃	多田 恵	花巻市私立幼稚園・認定こども園協議会
〃	工藤 直人	岩手県看護協会花巻地区支部
〃	平賀 朋枝	花巻市社会福祉協議会
〃	草木 幸子	花巻市民生委員児童委員協議会
〃	晴山 淳子	花巻市地域婦人団体協議会
〃	佐藤 貴哉	花巻青年会議所
〃	渡邊 ひとみ	公募委員

3 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

3 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

<p>第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。</p> <p>(国際的協調)</p> <p>第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。</p> <p>(国の責務)</p> <p>第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(国民の責務)</p> <p>第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。</p> <p>(法制上の措置等)</p> <p>第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(年次報告等)</p>	<p>第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。</p> <p>(国際的協調)</p> <p>第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。</p> <p>(国の責務)</p> <p>第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(国民の責務)</p> <p>第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。</p> <p>(法制上の措置等)</p> <p>第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(年次報告等)</p>
---	---

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

<p>一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。</p> <p>4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（施策の策定等に当たっての配慮）</p> <p>第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。</p> <p>（国民の理解を深めるための措置）</p> <p>第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（苦情の処理等）</p> <p>第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（調査研究）</p> <p>第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。</p>	<p>一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。</p> <p>4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（施策の策定等に当たっての配慮）</p> <p>第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。</p> <p>（国民の理解を深めるための措置）</p> <p>第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（苦情の処理等）</p> <p>第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（調査研究）</p> <p>第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。</p>
--	--

<p>(国際的協調のための措置)</p> <p>第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)</p> <p>第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>第三章 男女共同参画会議</p> <p>(設置)</p> <p>第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。</p> <p>三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。</p> <p>四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。</p> <p>(組織)</p> <p>第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。</p> <p>(議長)</p>	<p>(国際的協調のための措置)</p> <p>第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)</p> <p>第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>第三章 男女共同参画会議</p> <p>(設置)</p> <p>第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。</p> <p>三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。</p> <p>四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。</p> <p>(組織)</p> <p>第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。</p> <p>(議長)</p>
--	--

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。
(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。
(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>(男女共同参画審議会設置法の廃止)</p> <p>第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。</p> <p>2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。</p> <p>3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。</p> <p>附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>(男女共同参画審議会設置法の廃止)</p> <p>第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。</p> <p>2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。</p> <p>3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。</p> <p>附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日</p>
---	---

<p>(職員の身分引継ぎ)</p> <p>第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。</p> <p>(別に定める経過措置)</p> <p>第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。</p> <p>附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第六十号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p>	<p>(職員の身分引継ぎ)</p> <p>第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。</p> <p>(別に定める経過措置)</p> <p>第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。</p> <p>附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第六十号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p>
--	--

4 岩手県男女共同参画推進条例

(平成14年10月9日条例第61号)

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる

4 岩手県男女共同参画推進条例

(平成14年10月9日条例第61号)

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる

事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果た

事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果た

<p>し、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。</p> <p>(5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。</p> <p>(6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。</p> <p>(7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。</p> <p>（県民の責務）</p> <p>第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。</p> <p>2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（性別による人権侵害の禁止）</p>	<p>し、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。</p> <p>(5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。</p> <p>(6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。</p> <p>(7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。</p> <p>（県民の責務）</p> <p>第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。</p> <p>2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（性別による人権侵害の禁止）</p>
--	--

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は

事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

- 2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。
- 3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

（調査研究）

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

（市町村に対する支援）

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（民間の団体との連携及び協働等）

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

- 2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

（拠点となる機能の整備）

事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

- 2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。
- 3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

（調査研究）

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

（市町村に対する支援）

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（民間の団体との連携及び協働等）

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

- 2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

（拠点となる機能の整備）

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

<p>(任期)</p> <p>第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第28条 審議会は、会長が招集する。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会)</p> <p>第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。</p> <p>3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。</p> <p>(会長への委任)</p> <p>第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(補則)</p> <p>第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>(任期)</p> <p>第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第28条 審議会は、会長が招集する。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会)</p> <p>第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。</p> <p>3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。</p> <p>(会長への委任)</p> <p>第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(補則)</p> <p>第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

5 花巻市男女共同参画推進条例

(平成18年1月1日条例第13号)
最終改正：平成29年3月10日条例第6号

すべての人は法の下に平等であり、男性も女性も性別にかかわらず個人として尊重されなければなりません。

国においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）において、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担や、それに基づく社会の制度や慣行が今なお存在している状況にあります。

一方、少子高齢社会や高度情報社会の進展など、社会経済情勢が急速に変化するなかで、物心ともに豊かな地域社会「イーハトーブ」を創造していくためには、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を發揮することができる社会を形成していくことが重要です。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

5 花巻市男女共同参画推進条例

(平成18年1月1日条例第13号)
最終改正：平成29年3月10日条例第6号

すべての人は法の下に平等であり、男性も女性も性別にかかわらず個人として尊重されなければなりません。

国においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）において、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担や、それに基づく社会の制度や慣行が今なお存在している状況にあります。

一方、少子高齢社会や高度情報社会の進展など、社会経済情勢が急速に変化するなかで、物心ともに豊かな地域社会「イーハトーブ」を創造していくためには、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を發揮することができる社会を形成していくことが重要です。

<p>ここに花巻市は、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女共同参画推進についての基本理念を明らかにするとともに、市、市民及び事業者が連携・協働して、男女が対等なパートナーとして生き生きと暮らすことができる活力あるまちを築くため、この条例を制定します。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(3) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。</p> <p>(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。</p> <p>(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や親密な関係にある者からの身体的又は精神的暴力をいう。</p> <p>(基本理念)</p>	<p>ここに花巻市は、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女共同参画推進についての基本理念を明らかにするとともに、市、市民及び事業者が連携・協働して、男女が対等なパートナーとして生き生きと暮らすことができる活力あるまちを築くため、この条例を制定します。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(3) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。</p> <p>(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。</p> <p>(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や親密な関係にある者からの身体的又は精神的暴力をいう。</p> <p>(基本理念)</p>
--	--

第3条 男女共同参画の推進は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、共に精神的、経済的及び生活的に自立することの必要性を自覚し、自ら主体的に責任を持ってあらゆる分野における活動を決定できるようにすることを基本として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の理解と協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動に対等に参画することができるようにすることを基本として行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠及び出産に関してその意思が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康の維持が図られるようにすることを基本として行われなければならない。

7 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協調の下に行われなければならない。
(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第3条 男女共同参画の推進は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、共に精神的、経済的及び生活的に自立することの必要性を自覚し、自ら主体的に責任を持ってあらゆる分野における活動を決定できるようにすることを基本として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の理解と協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動に対等に参画することができるようにすることを基本として行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠及び出産に関してその意思が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康の維持が図られるようにすることを基本として行われなければならない。

7 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協調の下に行われなければならない。
(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、自ら積極的にその推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し積極的に男女が共同して参画することができる環境の整備に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間におけるすべての暴力

(基本計画の策定)

第8条 市長は、男女共同参画社会の形成を促進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるとともに、花巻市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第9条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるための措置を講ずるよう努めること。
- (2) 学校教育等あらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するよう努めること。

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、自ら積極的にその推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し積極的に男女が共同して参画することができる環境の整備に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間におけるすべての暴力

(基本計画の策定)

第8条 市長は、男女共同参画社会の形成を促進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるとともに、花巻市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第9条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるための措置を講ずるよう努めること。
- (2) 学校教育等あらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するよう努めること。

<p>(3) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めること。</p> <p>(4) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。</p> <p>(5) 男女共同参画の推進に関する国際理解及び国際協力に係る活動に対し、必要な支援を行うよう努めること。</p> <p>(6) 男女共同参画に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究に努めること。</p> <p>(7) 男女共同参画の推進に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むため必要な体制の整備に努めること。</p> <p>(男女共同参画推進員)</p> <p>第10条 市は、地域における男女共同参画を円滑に推進するため、男女共同参画推進員を置くものとする。</p> <p>(相談)</p> <p>第11条 市は、男女共同参画の推進を阻害する行為等に関する市民の相談を受けるため、窓口を置くものとする。</p> <p>2 市は、前項の相談を受けたときは、関係機関と連携してこれに適切に対応するものとする。</p> <p>(年次報告)</p> <p>第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表するものとする。</p> <p>(男女共同参画審議会)</p> <p>第13条 男女共同参画の推進に関する次に掲げる事項を調査審議するため、花巻市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) その他施策の基本的事項及び重要事項に関すること。</p> <p>(組織及び任期)</p>	<p>(3) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めること。</p> <p>(4) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。</p> <p>(5) 男女共同参画の推進に関する国際理解及び国際協力に係る活動に対し、必要な支援を行うよう努めること。</p> <p>(6) 男女共同参画に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究に努めること。</p> <p>(7) 男女共同参画の推進に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むため必要な体制の整備に努めること。</p> <p>(男女共同参画推進員)</p> <p>第10条 市は、地域における男女共同参画を円滑に推進するため、男女共同参画推進員を置くものとする。</p> <p>(相談)</p> <p>第11条 市は、男女共同参画の推進を阻害する行為等に関する市民の相談を受けるため、窓口を置くものとする。</p> <p>2 市は、前項の相談を受けたときは、関係機関と連携してこれに適切に対応するものとする。</p> <p>(年次報告)</p> <p>第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表するものとする。</p> <p>(男女共同参画審議会)</p> <p>第13条 男女共同参画の推進に関する次に掲げる事項を調査審議するため、花巻市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) その他施策の基本的事項及び重要事項に関すること。</p> <p>(組織及び任期)</p>
---	---

第14条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、地域振興部において処理する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月19日条例第51号抄)

(施行期日)

第14条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、地域振興部において処理する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月19日条例第51号抄)

(施行期日)

<p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年12月16日条例第28号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月10日条例第6号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （平成13年4月13日法律第31号） 最終改正：令和5年5月19日法律第30号</p> <p>我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。</p> <p>ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。</p> <p>このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うも</p>	<p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年12月16日条例第28号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月10日条例第6号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （平成13年4月13日法律第31号） 最終改正：令和5年5月19日法律第30号</p> <p>我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。</p> <p>ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。</p> <p>このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うも</p>
---	---

のである。
ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防

のである。
ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防

<p>止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項</p> <p>二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項</p> <p>三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項</p> <p>3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（都道府県基本計画等）</p> <p>第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針</p> <p>二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項</p> <p>三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項</p> <p>3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。</p>	<p>止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項</p> <p>二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項</p> <p>三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項</p> <p>3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（都道府県基本計画等）</p> <p>第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針</p> <p>二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項</p> <p>三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項</p> <p>3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。</p>
---	---

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機

関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供する

関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供する

よう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

よう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送

者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送

<p>付し、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。</p> <p>4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者</p>	<p>付し、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。</p> <p>4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に</p>
---	--

<p>し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。</p> <p>5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。 （管轄裁判所）</p> <p>第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。</p> <p>一 申立人の住所又は居所の所在地</p> <p>二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 （保護命令の申立て）</p> <p>第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。</p> <p>一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況</p> <p>二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情</p> <p>三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止</p>	<p>対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。</p> <p>5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。 （管轄裁判所）</p> <p>第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。</p> <p>一 申立人の住所又は居所の所在地</p> <p>二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 （保護命令の申立て）</p> <p>第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。</p> <p>一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況</p> <p>二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情</p> <p>三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止</p>
--	---

<p>するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情</p> <p>四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情</p> <p>五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称</p> <p>ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所</p> <p>ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容</p> <p>ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容</p> <p>2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。</p> <p>（迅速な裁判）</p> <p>第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。</p> <p>（保護命令事件の審理の方法）</p> <p>第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶</p>	<p>するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情</p> <p>四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情</p> <p>五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称</p> <p>ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所</p> <p>ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容</p> <p>ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容</p> <p>2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。</p> <p>（迅速な裁判）</p> <p>第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。</p> <p>（保護命令事件の審理の方法）</p> <p>第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶</p>
--	--

者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

<p>3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らか な事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てによ り、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を 命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処 分を命ずることができる。</p> <p>4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる 場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているとき は、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。</p> <p>5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、 同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判 所は、当該命令をも取り消さなければならない。</p> <p>7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは 第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消 したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした 配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。</p> <p>8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を 取り消した場合について準用する。 (保護命令の取消し)</p> <p>第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てが あった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一 号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令 が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の 規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過 した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命 令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。</p> <p>2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が</p>	<p>3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らか な事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てによ り、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を 命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処 分を命ずることができる。</p> <p>4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる 場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているとき は、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。</p> <p>5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、 同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判 所は、当該命令をも取り消さなければならない。</p> <p>7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは 第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消 したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした 配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。</p> <p>8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を 取り消した場合について準用する。 (保護命令の取消し)</p> <p>第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てが あった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一 号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令 が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の 規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過 した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命 令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。</p> <p>2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が</p>
--	--

前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

<p>資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。</p> <p>(民間の団体に対する援助)</p> <p>第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>(都道府県及び市の支弁)</p> <p>第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。</p> <p>一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）</p> <p>二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用</p> <p>三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用</p> <p>四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用</p> <p>2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。</p> <p>(国の負担及び補助)</p> <p>第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。</p> <p>2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。</p>	<p>資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。</p> <p>(民間の団体に対する援助)</p> <p>第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>(都道府県及び市の支弁)</p> <p>第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。</p> <p>一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）</p> <p>二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用</p> <p>三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用</p> <p>四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用</p> <p>2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。</p> <p>(国の負担及び補助)</p> <p>第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。</p> <p>2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。</p>
---	---

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

<p>(検討)</p> <p>第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p> <p>附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日</p> <p>附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄 (施行期日)</p>	<p>(検討)</p> <p>第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p> <p>附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日</p> <p>附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄 (施行期日)</p>
--	--

<p>第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日 (その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討等)</p> <p>第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日 (政令への委任)</p> <p>第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規</p>	<p>第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日 (その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討等)</p> <p>第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日 (政令への委任)</p> <p>第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規</p>
--	--

定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共

定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共

団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっ

団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっ

とり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本

とり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本

<p>方針を公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県推進計画等)</p> <p>第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>第三章 事業主行動計画等 第一節 事業主行動計画策定指針</p> <p>第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項</p> <p>3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、</p>	<p>方針を公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県推進計画等)</p> <p>第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>第三章 事業主行動計画等 第一節 事業主行動計画策定指針</p> <p>第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項</p> <p>3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、</p>
---	---

又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したとき

又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したとき

<p>は、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。</p> <p>5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。</p> <p>6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。</p> <p>7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。</p> <p>(基準に適合する一般事業主の認定)</p> <p>第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。</p> <p>(認定一般事業主の表示等)</p> <p>第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告 又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。</p>	<p>は、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。</p> <p>5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。</p> <p>6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。</p> <p>7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。</p> <p>(基準に適合する一般事業主の認定)</p> <p>第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。</p> <p>(認定一般事業主の表示等)</p> <p>第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告 又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。</p>
---	---

<p>2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。</p> <p>三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。</p> <p>(基準に適合する認定一般事業主の認定)</p> <p>第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。</p> <p>(特例認定一般事業主の特例等)</p> <p>第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。</p> <p>2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。</p> <p>(特例認定一般事業主の表示等)</p> <p>第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することが</p>	<p>2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。</p> <p>三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。</p> <p>(基準に適合する認定一般事業主の認定)</p> <p>第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。</p> <p>(特例認定一般事業主の特例等)</p> <p>第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。</p> <p>2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。</p> <p>(特例認定一般事業主の表示等)</p> <p>第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することが</p>
---	---

できる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなった

できる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなった

<p>と認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。</p> <p>4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。</p> <p>7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従</p>	<p>と認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。</p> <p>4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。</p> <p>7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従</p>
---	---

事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情につ

事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情につ

いて分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表

いて分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表

<p>しなければならない。</p> <p>3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。</p> <p>(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)</p> <p>第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。</p> <p>一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績</p> <p>二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績</p> <p>第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)</p> <p>第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。</p> <p>4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>しなければならない。</p> <p>3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。</p> <p>(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)</p> <p>第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。</p> <p>一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績</p> <p>二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績</p> <p>第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)</p> <p>第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。</p> <p>4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
---	---

<p>(財政上の措置等)</p> <p>第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(国等からの受注機会の増大)</p> <p>第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。</p> <p>(啓発活動)</p> <p>第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。</p> <p>(情報の収集、整理及び提供)</p> <p>第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p> <p>(協議会)</p> <p>第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において</p>	<p>(財政上の措置等)</p> <p>第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(国等からの受注機会の増大)</p> <p>第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。</p> <p>(啓発活動)</p> <p>第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。</p> <p>(情報の収集、整理及び提供)</p> <p>第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p> <p>(協議会)</p> <p>第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において</p>
--	--

<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。</p> <p>3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。</p> <p>一 一般事業主の団体又はその連合団体</p> <p>二 学識経験者</p> <p>三 その他当該関係機関が必要と認める者</p> <p>4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。</p> <p>5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</p> <p>（秘密保持義務）</p> <p>第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>（協議会の定める事項）</p> <p>第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>第五章 雑則</p> <p>（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。</p> <p>3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。</p> <p>一 一般事業主の団体又はその連合団体</p> <p>二 学識経験者</p> <p>三 その他当該関係機関が必要と認める者</p> <p>4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。</p> <p>5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</p> <p>（秘密保持義務）</p> <p>第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>（協議会の定める事項）</p> <p>第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>第五章 雑則</p> <p>（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）</p>
--	--

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、
 第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、
 第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、

<p>第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</p> <p>3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</p> <p>4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>（検討）</p> <p>第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日</p>	<p>第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</p> <p>3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</p> <p>4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>（検討）</p> <p>第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日</p>
--	--

<p>二及び三 略</p> <p>四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定め</p>	<p>二及び三 略</p> <p>四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定め</p>
---	---

<p>る日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日</p> <p>二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(検討)</p> <p>第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日</p> <p>二 略</p> <p>三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」</p>	<p>る日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日</p> <p>二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(検討)</p> <p>第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日</p> <p>二 略</p> <p>三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」</p>
---	---

を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日
 （政令への委任）
 第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
 附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
 （施行期日）
 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第五百九条の規定 公布の日

を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日
 （政令への委任）
 第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
 附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
 （施行期日）
 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第五百九条の規定 公布の日

9 花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査（H26）報告書

調査の目的と概要

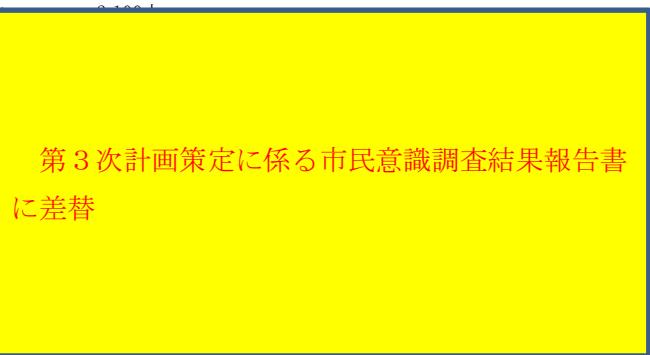
○調査の目的

花巻市は、平成19年3月に策定した花巻男女共同参画基本計画が平成27年度末をもって計画期間が満了し、全面的な見直しを実施することから市民の皆様への男女共同参画に関する現状を把握するため実施したものです。

○調査の概要

①調査対象 市内に居住する15歳以上の男女

②標本数 2,100人



③抽出

④抽出

⑤調査

⑥調査期間 平成27年1月20日～3月31日

⑦有効回収数 874人

⑧回収率 41.6%

※前回調査（旧花巻市において実施したもの）

標本数	1700人	
内訳	18歳～19歳	200人
	20歳～29歳	300人
	30歳～39歳	300人
	40歳～49歳	300人
	50歳～59歳	300人
	60歳～69歳	300人
調査期間	平成15年8月7日～9月15日	
有効回収数	543人	
回収率	31.9%	

8 第3次花巻市男女共同参画基本計画策定のためのアンケート調査
（令和5年度市民意識調査）報告書（案）

【調査概要】

(1) 目的

第3次花巻市男女共同参画基本計画（令和6年度～令和13年度）を策定するに当たり、第2次花巻市男女共同参画基本計画策定時との市民の意識変化を把握するとともに、第3次花巻市男女共同参画基本計画に反映させるため、アンケートによる調査及び集計・分析を行ったもの。

(2) 調査対象

◇ 標本数 花巻市在住の15歳以上の男女2,100人（住民基本台帳から無作為抽出）

【内訳】	15歳～19歳	300人
	20歳～29歳	300人
	30歳～39歳	300人
	40歳～49歳	300人
	50歳～59歳	300人
	60歳～69歳	300人
	70歳～	300人

(3) 調査方法

◇ 郵送による配布・回収（※回収はwebフォーム併用）、集計・分析

(4) 調査期間

◇ 令和5年5月22日～令和5年7月31日

(5) アンケート実施

◇ 配布日 令和5年5月22日 回収期限 令和5年6月20日

(6) 回収結果

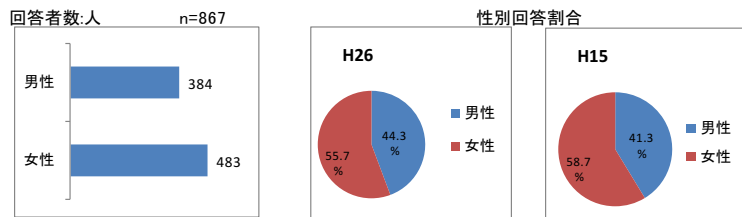
- ◇ 配布数 2,100人
- ◇ 回収数 796人（web回答分193人）
- ◇ 回収率 37.9%

(前回調査)	標本数	2,100人	調査期間	平成27年1月20日
【内訳】	15歳～19歳	300人		～3月31日
	20歳～29歳	300人	回収数	874人
	30歳～39歳	300人	回収率	41.6%
	40歳～49歳	300人		
	50歳～59歳	300人		
	60歳～69歳	300人		
	70歳～	300人		

花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査
(平成27年1月 2,100人に調査票を郵送)

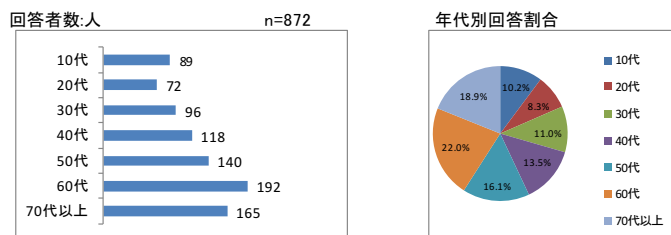
1. 自身やご家族について

【1-1】性別

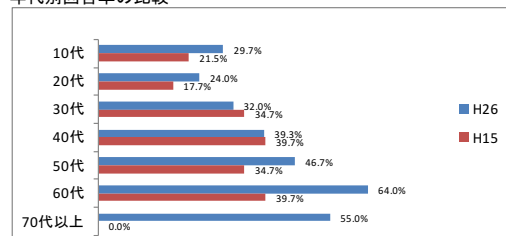


◇回答者の割合は、男性が44.3%、女性が55.7%であり、前回調査より男性の割合が3.0%増加している。

【1-2】年代



年代別回答率の比較



◇回答者の年代別割合では、60代が最も多く22.0%を占め、次が70代以上の18.9%となっている。
◇年代別の回答率を前回調査と比較すると、10代、20代、50代、60代で回答率が上がり、30代、40代で前回調査から微減している。(前回の調査では70代以上は調査していない。)

n・・・各設問における回答者数

(参考) 回収手段別年代別集計表

		10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
郵送	603	41	32	56	84	109	132	148	1
	100.0%	6.8%	5.3%	9.3%	13.9%	18.1%	21.9%	24.5%	0.2%
Web	193	46	27	38	40	27	13	2	0
	100.0%	23.8%	14.0%	19.7%	20.7%	14.0%	6.7%	1.0%	0.0%

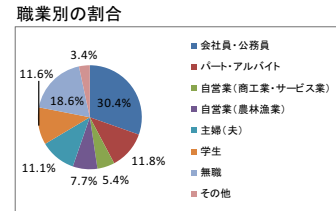
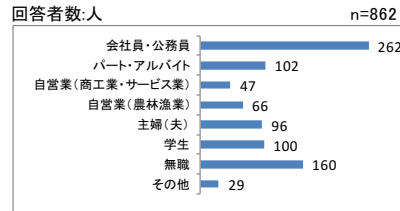
(7) 調査内容 (大項目)

- 1 あなた自身やご家族について
- 2 男女共同参画社会について
- 3 配偶者等からの暴力について
- 4 家庭生活について
- 5 女性と仕事について
- 6 社会の方針決定等への女性の参画について
- 7 性的少数者、多様な性への配慮について

【本文中の集計結果図表について】

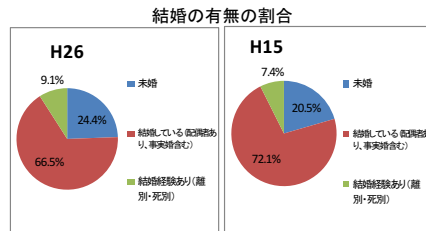
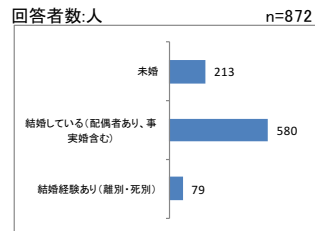
- 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出している。このため、百分率の合計が100.0%にならないことがある。
- 全回答者の数は「総数」欄に記し、各グラフの比率は「総数」を母数とした割合を示している。
- 1人の回答者が複数回答する場合には、その比率の合計が100.0%を上回ることがある。

【1-3】職業



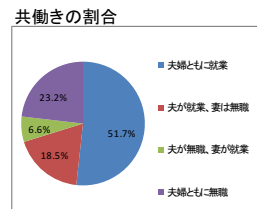
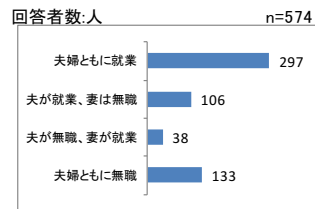
◇回答者を職業別に見ると「会社員・公務員」が最も多く30.4%となっている。次に「無職」18.6%、「パート・アルバイト」11.8%となっている。

【1-4】結婚の有無



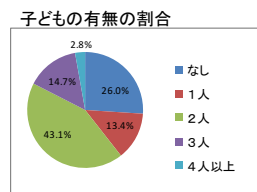
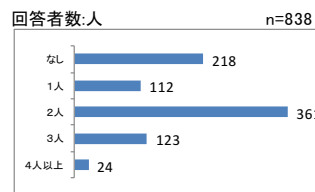
◇結婚の有無では「未婚」が前回調査より3.9%多い24.4%で、「結婚している(配偶者あり, 事実婚含む)」は前回より5.6%少ない66.5%となっている。

【1-5】共働きについて



◇夫婦ともに就業している割合が51.7%と過半数を占めている。

【1-6】子どもの有無



◇子ども有無では「なし」が26.0%、「あり」が74.0%となっている。
◇子どもの数では「2人」が最も多く43.1%、次いで「3人」が14.7%となっている。

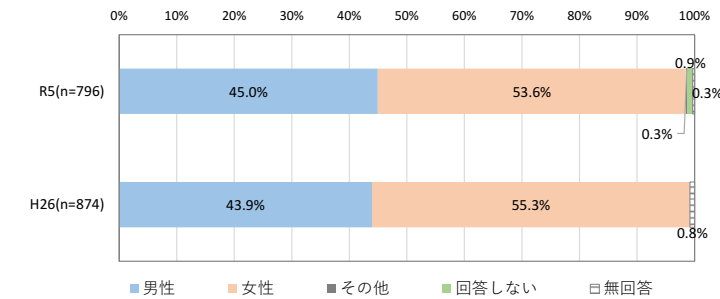
【調査結果】

1 あなた自身やご家族について

ア あなたの性別

◇回答者の割合は、男性が45.0%、女性が53.6%であり、前回調査より男性の割合がやや増加している。

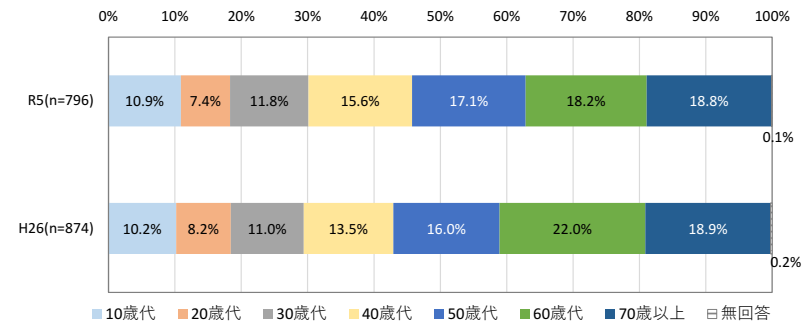
総数	男性	女性	その他	回答しない	無回答
796	358	427	2	7	2
100.0%	45.0%	53.6%	0.3%	0.9%	0.3%



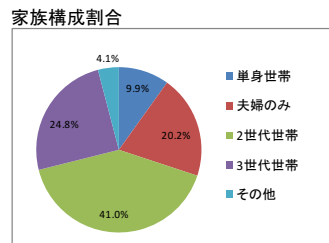
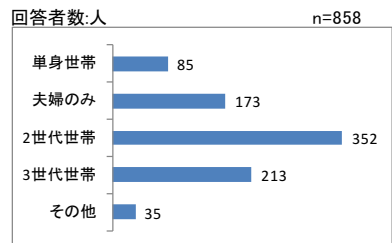
イ あなたの年代

◇年代別割合では、70歳以上が18.8%で最も多く、次いで60歳代(18.2%)となっている。
◇前回調査と比較すると、10歳代、30~50歳代で回答率が上昇した一方、20歳代、60歳代~はやや減少している。

総数	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
796	87	59	94	124	136	145	150	1
100.0%	10.9%	7.4%	11.8%	15.6%	17.1%	18.2%	18.8%	0.1%



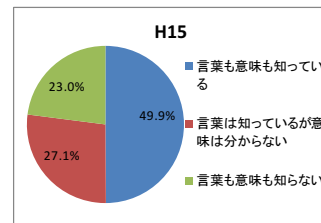
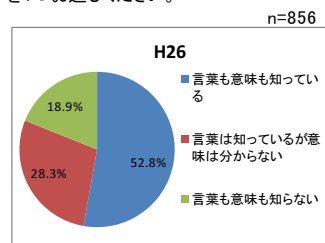
【1-7】家族構成について



◇2世代世帯が最も多く41.0%、次いで3世代世帯が24.8%、夫婦のみ世帯が20.2%となっている。

2.男女共同参画社会について

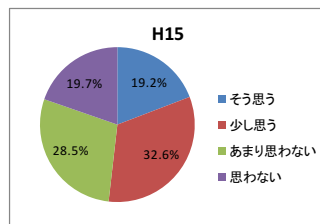
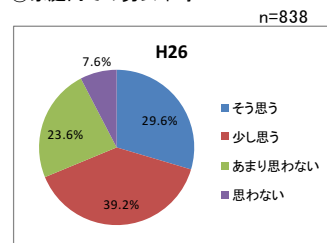
問1 あなたは、男女共同参画社会という言葉を知っていますか。次のうちからあてはまる番号を1つお選びください。



◇「言葉も意味も知っている」は52.8%と全体の約半数を占め、前回調査より2.9%増加している。
◇「言葉も意味も知らない」は18.9%と前回調査より4.1%減少した。

問2 あなたの周りでは、次の項目について男性と女性の地位が平等になっていると思いますか。あてはまる番号を1つお選びください。

①家庭内での男女平等



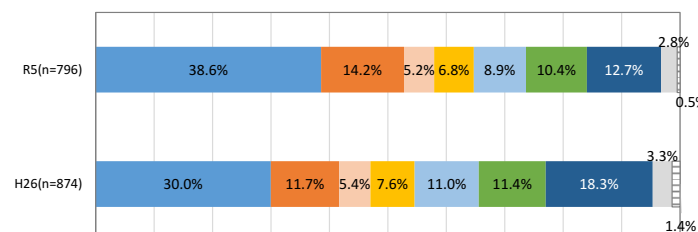
◇家庭での男女平等について「そう思う」「少し思う」を合わせて68.8%。前回調査と比べ17.0%増加している。

ウ あなたの主な職業

◇職業別に見ると「会社員・公務員など」が38.6%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」(14.2%)、「無職」(12.7%)となっている。

総数	会社員・公務員など	パート・アルバイトなど	自営業(商工業、サービス業)	自営業(農林漁業)	家事(家事・育児・介護などに従事)	学生	無職(家事や学生を除く)	その他	無回答
796	307	113	41	54	71	83	101	22	4
100.0%	38.6%	14.2%	5.2%	6.8%	8.9%	10.4%	12.7%	2.8%	0.5%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



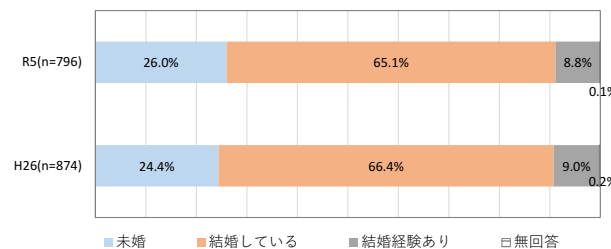
■会社員・公務員など ■パート・アルバイトなど
■自営業(商工業、サービス業) ■自営業(農林漁業)
■家事(家事・育児・介護などに従事) ■学生
■無職(家事や学生を除く) ■その他
□無回答

エ あなたは結婚していますか

◇結婚の有無では「未婚」が26.0%で前回調査からやや増加した一方、「結婚している」、「結婚経験あり」はいずれも減少している。

総数	未婚	結婚している(事実婚、パートナーとの同居含む)	結婚歴あり	無回答
796	207	518	70	1
100.0%	26.0%	65.1%	8.8%	0.1%

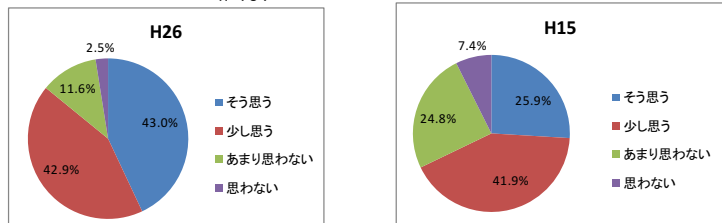
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



■未婚 ■結婚している ■結婚経験あり □無回答

②学校での男女平等

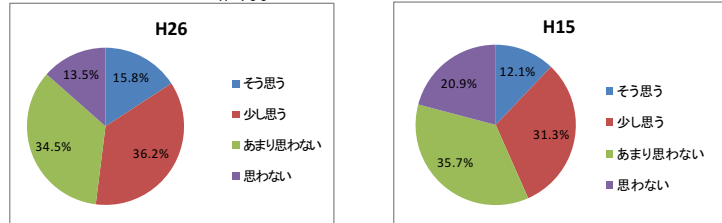
n=784



◇学校での男女平等について「そう思う」「少し思う」を合わせて85.9%となっており、前回調査と比べ18.1%増加している。

③職場での男女平等

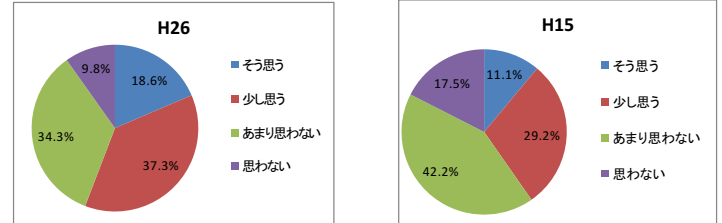
n=796



◇職場での男女平等について「そう思う」「少し思う」を合わせて52.0%となっており、前回調査と比べ8.6%増加している。

④地域活動での男女平等

n=824

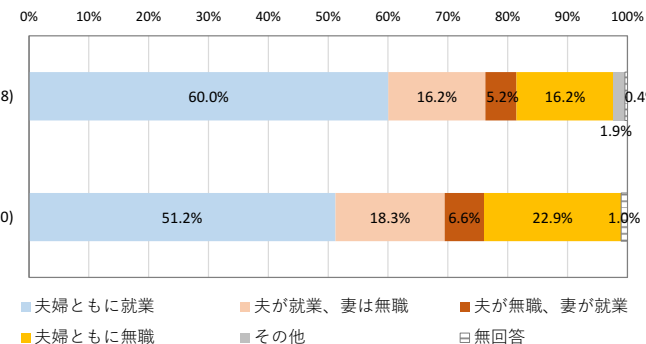


◇地域での男女平等について「そう思う」「少し思う」を合わせて55.9%となっており、前回調査と比べ15.6%増加している。

オ エで「(2) 結婚している」と回答した方にお伺いします。お二人とも働いていますか

◇「夫婦ともに就業」が60.0%で最も多く、前回調査からも増加している。

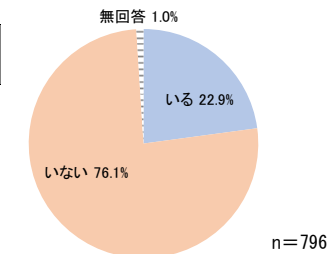
総数	夫婦ともに就業	夫が就業、妻は無職	夫が無職、妻が就業	夫婦ともに無職	その他	無回答
518	311	84	27	84	10	2
100.0%	60.0%	16.2%	5.2%	16.2%	1.9%	0.4%



カ あなたに18歳未満のお子さんはいますか

◇18歳未満の子どもの有無では「いない」が76.1%、「いる」が22.9%となっている。

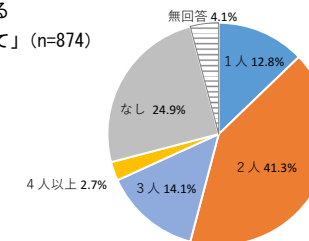
総数	いる	いない	無回答
796	182	606	8
100.0%	22.9%	76.1%	1.0%



<参考>

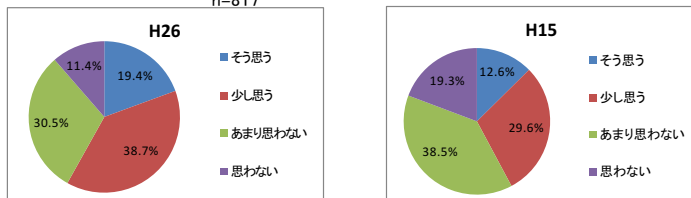
※今回調査の設問とは内容が異なる

前回調査「子どもの有無について」(n=874)



⑤法律や制度での男女平等

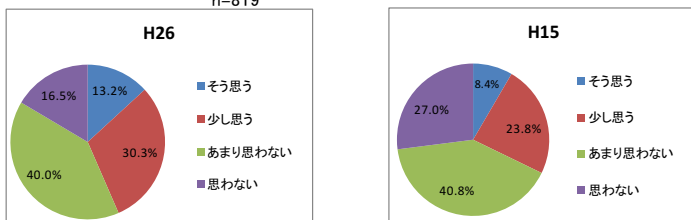
n=817



◇法律や制度での男女平等について「そう思う」「少し思う」を合わせて58.1%となっており、前回調査と比べ15.9%増加している。

⑥政治や政策決定での男女平等

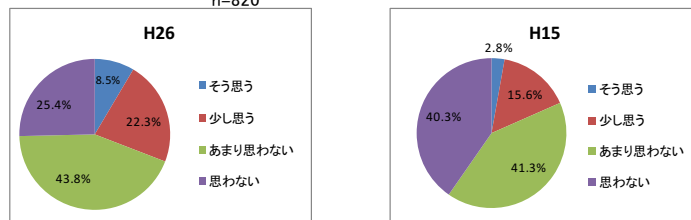
n=819



◇政治や政策決定での男女平等について「そう思う」「少し思う」を合わせて43.5%となっており、前回調査と比べ11.3%増加している。

⑦社会の習慣やしきたりでの男女平等

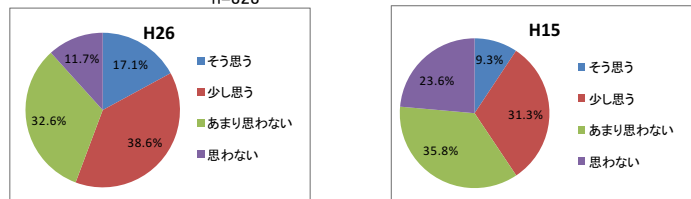
n=820



◇社会の習慣やしきたりでの男女平等について「そう思う」「少し思う」を合わせて30.8%となっており、前回調査と比べ12.4%増加している。

⑧言葉や会話での男女平等

n=828



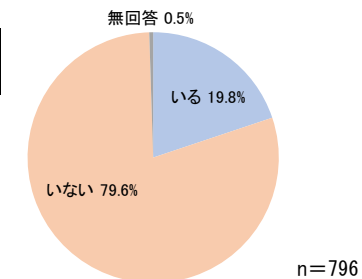
◇言葉や会話での男女平等について「そう思う」「少し思う」を合わせて55.7%となっており、前回調査と比べ15.1%増加している。

キ あなたには同居・別居を問わず、現在介護を必要とする方がいますか

※前回調査では設問設定なし

◇介護を必要とする人については「いない」が79.6%、「いる」が19.8%となっている。

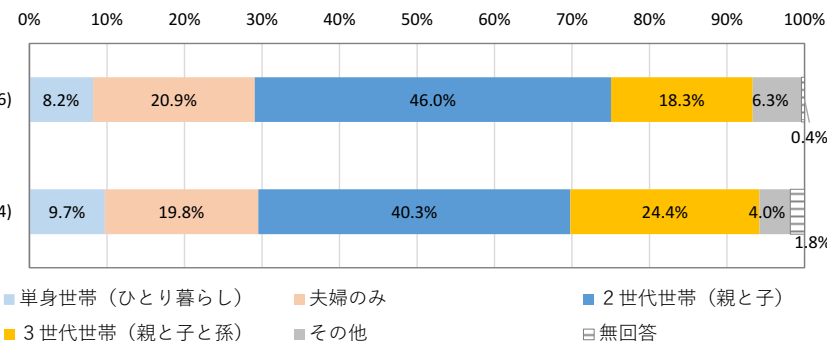
総数	いる	いない	無回答
796	158	634	4
100.0%	19.8%	79.6%	0.5%



ク あなたの家族構成（同居している家族）

◇2世代世帯が46.0%で最も多く、次いで夫婦のみ（20.9%）、3世代世帯（18.3%）となっている。

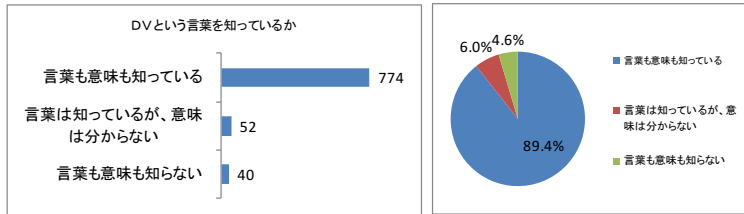
総数	単身世帯（ひとり暮らし）	夫婦のみ	2世代世帯（親と子）	3世代世帯（親と子と孫）	その他	無回答
796	65	166	366	146	50	3
100.0%	8.2%	20.9%	46.0%	18.3%	6.3%	0.4%



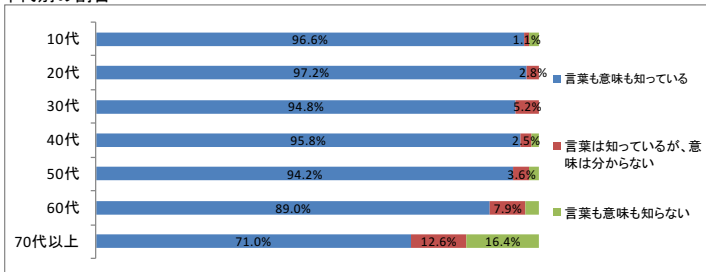
3. 男女間の暴力について

問3 DV(ドメスティック・バイオレンス)という言葉を知っていますか。次のうちからあてはまる番号を1つお選びください。

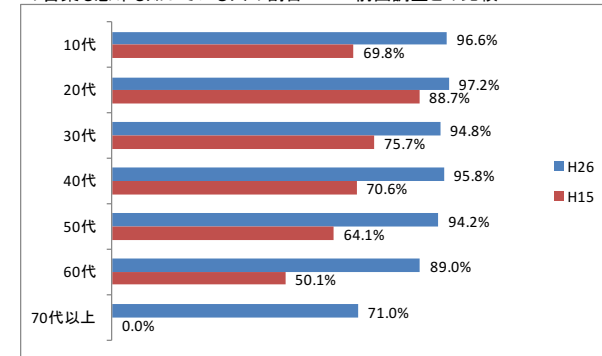
回答者数:人 n=866



年代別の割合



DVの言葉も意味も知っている人の割合 前回調査との比較



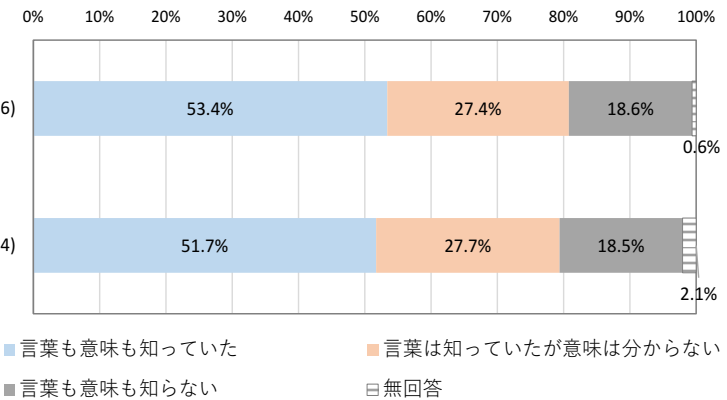
◇10代から50代では、9割以上の方が、60代でも9割近くの方が「言葉も意味も知っている」と回答しており、前回調査と比較しても全世代で増加している。
※前回の調査では、70代以上は調査していない。

2 男女共同参画社会について

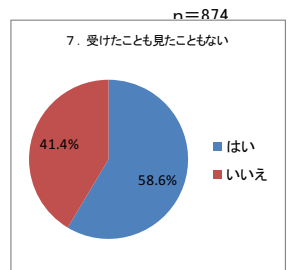
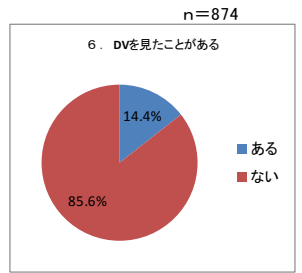
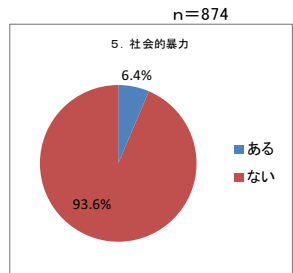
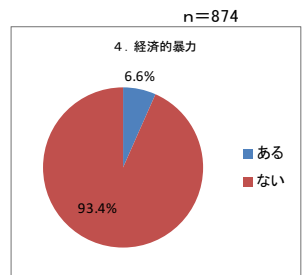
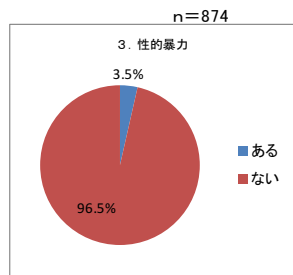
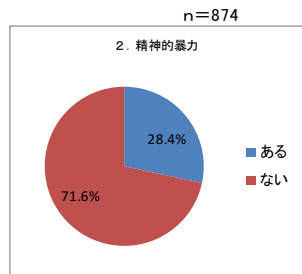
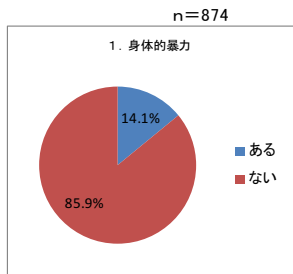
問1 あなたは、男女共同参画社会という言葉を知っていましたか

◇「言葉も意味も知っていた」は53.4%と全体の過半数を占め、前回調査よりやや増加している。

総数	言葉も意味も知っていた	言葉は知っていたが意味は分からない	言葉も意味も知らない	無回答
796	425	218	148	5
100.0%	53.4%	27.4%	18.6%	0.6%



問4 あなたは、これまでに次のようなDVを受けたことや見たことがありますか。あてはまる番号をすべてお選びください。



◇DVの中でも、精神的暴力を受けたことや見たことがある方の割合が28.4%と最も高く、次に身体的暴力が14.1%となっている。また、受けたことも見たこともない方が58.6%となっている。

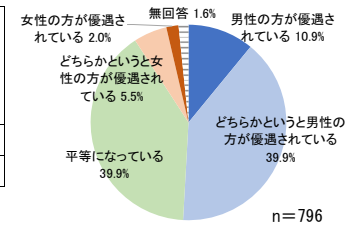
問2 あなたの周りでは、次の①～⑧の項目について男性と女性の地位が平等になっていると思いますか

※以下、前回調査と①～⑧の設問は同様だが選択肢を変更している
 ※「男性の方が優遇されている」または「どちらかというと男性の方が優遇されている」と回答したものを『男性が優遇されている』、「女性の方が優遇されている」または「どちらかというと女性の方が優遇されている」と回答したものを『女性が優遇されている』とする

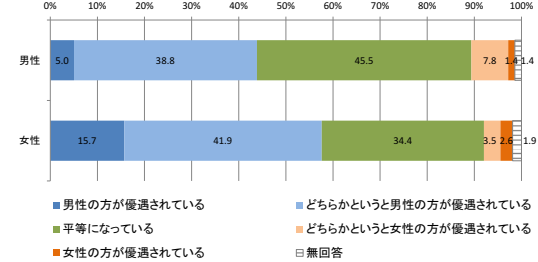
①家庭での男女平等

◇全体では『男性が優遇されている』という回答が半数以上となっている。
 ◇『男性が優遇されている』という回答傾向は女性の方が高く、年代では60歳代で高くなっている。

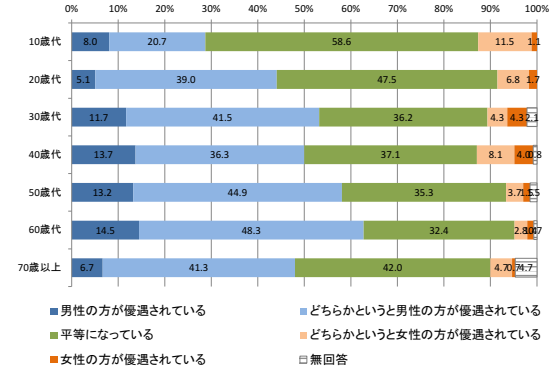
総数	男性の方が優遇されている	どちらかというと男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかというと女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	無回答
796	87	318	318	44	16	13
100.0%	10.9%	39.9%	39.9%	5.5%	2.0%	1.6%



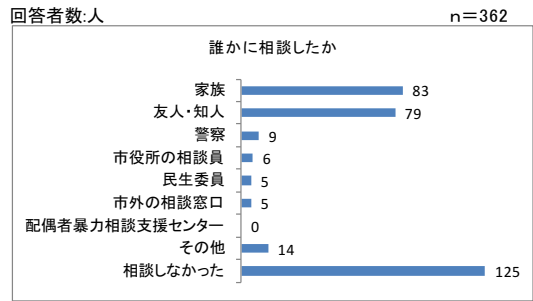
<性別クロス集計>



<年代別クロス集計>



問5 問4でDVを受けたことや見たことがあると答えた方に伺います。そのとき、どなたかに相談されましたか。次のうちからあてはまる番号をすべてお選びください。

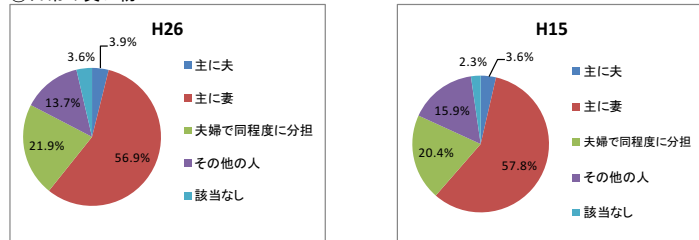


◇「相談しなかった」が125人で、34.5%となっている。
◇相談先は主に「家族」、「友人・知人」となっている。

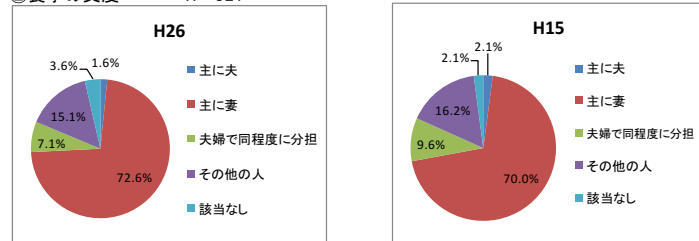
4. 家庭生活について

問6 あなたの家庭では、次にあげる家事などを主に誰が行っていますか。あてはまる番号を1つお選びください。

① 日常の買い物 n=822



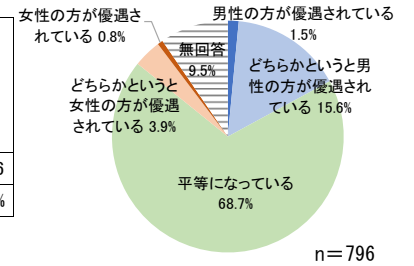
② 食事の支度 n=821



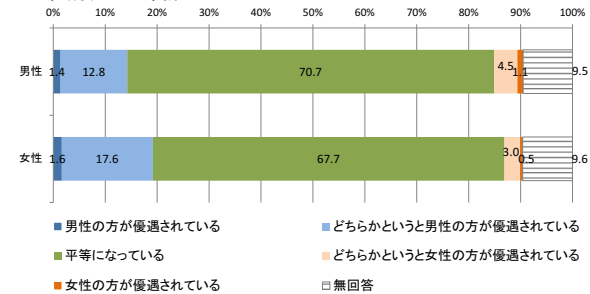
② 学校での男女平等

◇全体では「平等になっている」が68.7%で最も多くなっている。
◇この回答傾向は男性の方が高く、年代では20歳代が高くなっている。

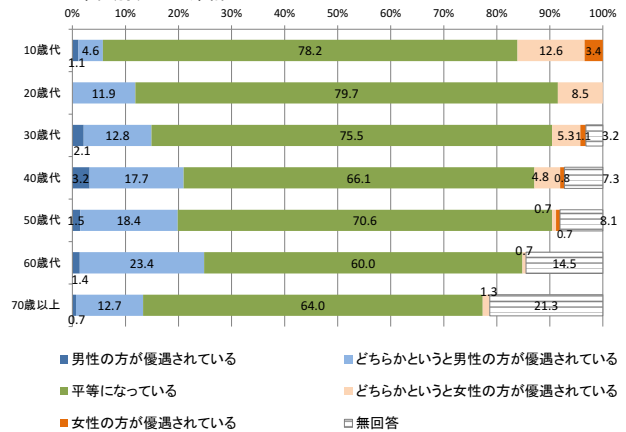
総数	男性の方が優遇されている	どちらかという男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかという女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	無回答
796	12	124	547	31	6	76
100.0%	1.5%	15.6%	68.7%	3.9%	0.8%	9.5%



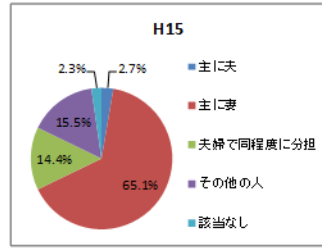
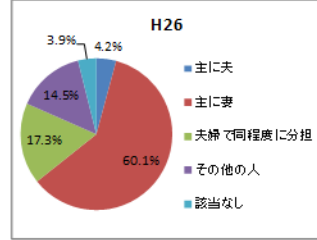
<性別別クロス集計>



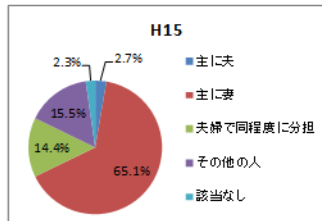
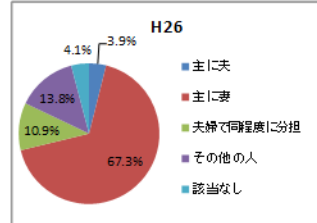
<年代別クロス集計>



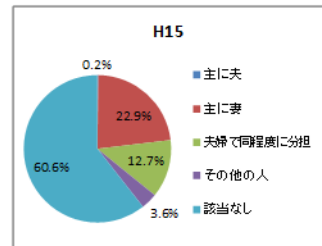
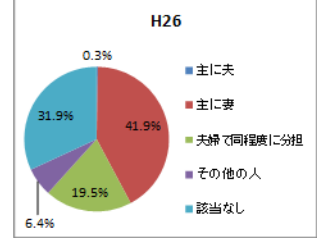
③掃除 n=820



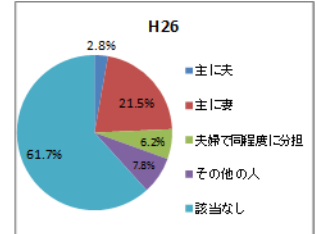
④洗濯 n=817



⑤育児 n=734



⑥介護 n=721

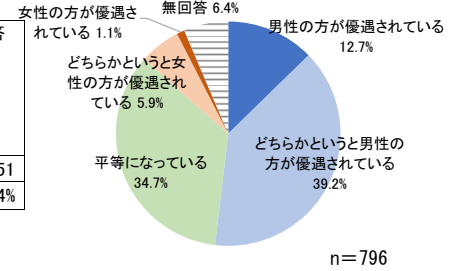


※前回調査では回答項目を設けていません。

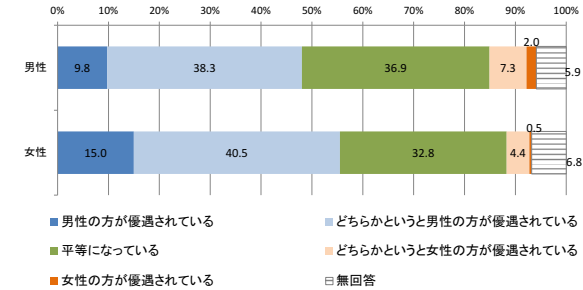
③職場での男女平等

- ◇全体では『男性が優遇されている』という回答が半数以上となっている。
- ◇この回答傾向は女性の方が高く、年代では60歳代が高くなっている。

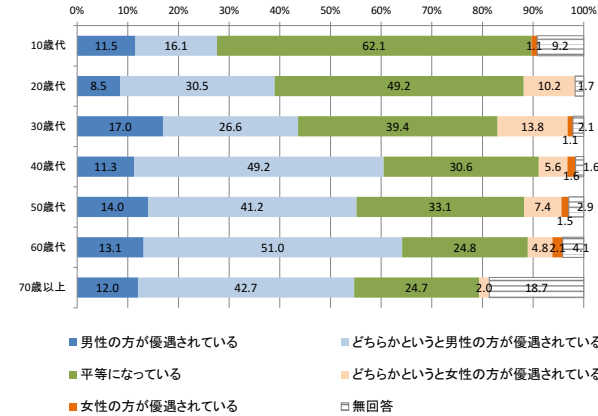
総数	男性の方が優遇されている	どちらかというとも男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかというとも女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	無回答
796	101	312	276	47	9	51
100.0%	12.7%	39.2%	34.7%	5.9%	1.1%	6.4%



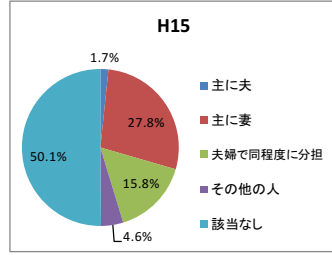
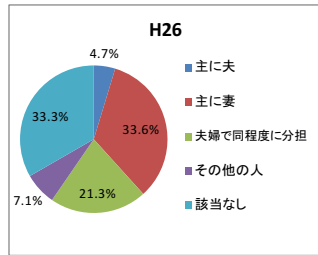
<性別クロス集計>



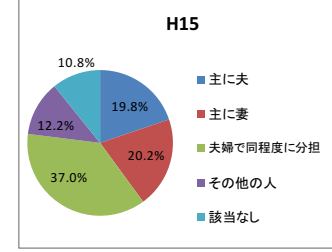
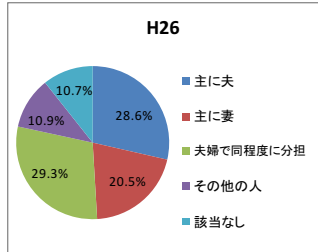
<年代別クロス集計>



⑦学校行事 n=732



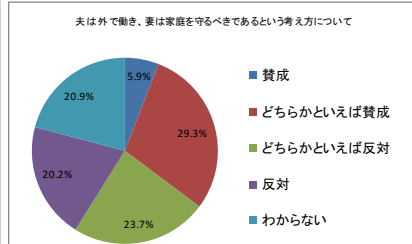
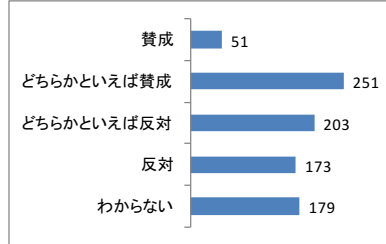
⑧地区行事 n=805



◇掃除については、「主に妻」が減少し「主に夫」「夫婦で同程度」が若干増えている。
 ◇地区行事については、「夫婦で同程度」が減り、「主に夫」が増加している。

問7 あなたは、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方についてどう思いますか。
 次のうちからあてはまる番号を1つお選びください。

回答者数:人 n=857

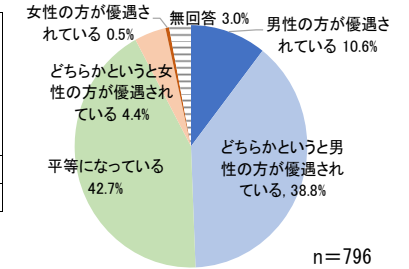


◇「賛成」「どちらかといえば賛成」が合わせて35.2%となっており、「反対」「どちらかといえば」が43.9%と反対の割合が多くなっている。
 (※前回調査では、この項目を設けていない)

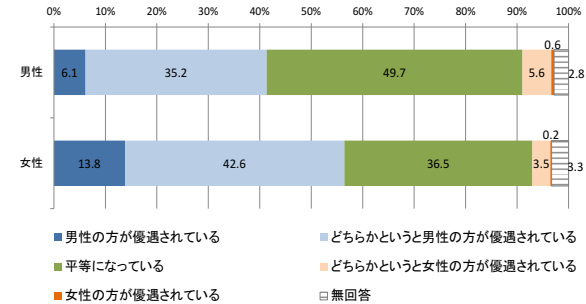
④地域活動での男女平等

◇全体では「平等になっている」が42.7%で最も多くなっている。
 ◇この回答傾向は男性の方が高く、年代では10歳代が高くなっている。

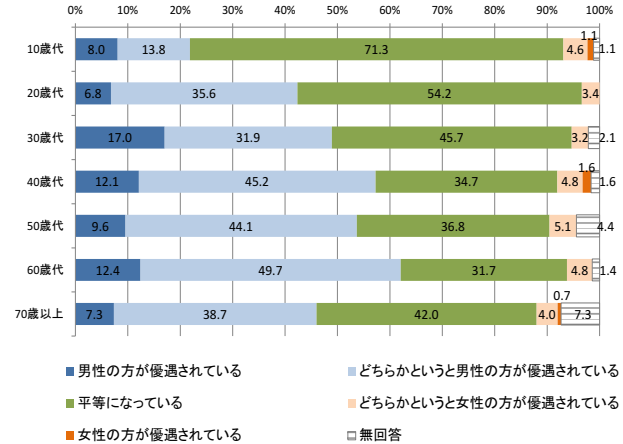
総数	男性の方が優遇されている	どちらかという男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかという女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	無回答
796	84	309	340	35	4	24
100.0%	10.6%	38.8%	42.7%	4.4%	0.5%	3.0%



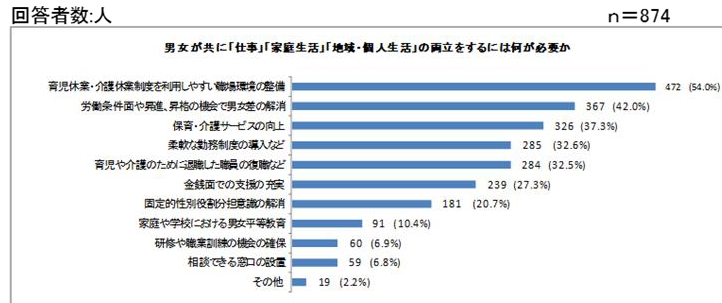
<性別クロス集計>



<年代別クロス集計>



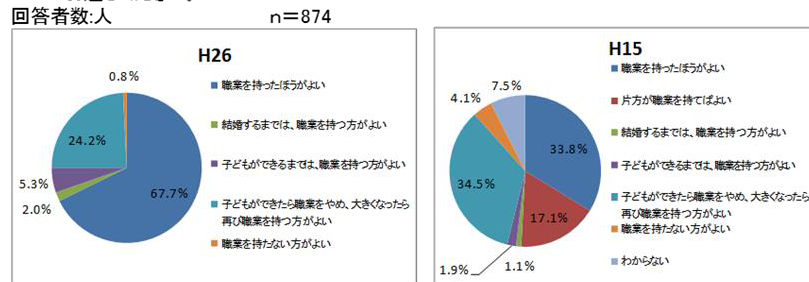
問8 一般に、男女が共に「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の両立を可能とするためには、特にどのようなことが必要だと考えますか。次のうちからあてはまる番号を3つ以内でお選びください。



◇両立に必要なものとして「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」が最も多く、次に、「労働条件面や昇進、昇格の機会での男女差の解消」があげられている。

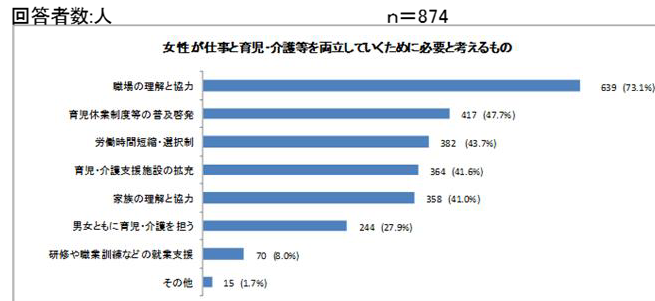
5. 女性と職業について

問9 女性が職業を持つことについて、あなたはどのようにお考えですか。自分の考えに最も近い番号を1つお選びください。



◇「職業を持ったほうがよい」が前回調査との比較すると大幅に増加している。
※ただし、今回調査では、「片方が職業を持てばよい」、「わからない」の項目を設けていない。

問10 女性が出産や子育てのために仕事を続けたくてもやむを得ず退職するケースがあります。女性が仕事と育児・介護等を両立していくために必要と考えるものを次の番号から3つ以内でお選びください。

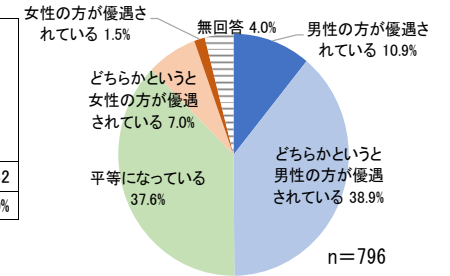


◇両立に必要なものとして「職場の理解と協力」が最も多く、次に「育児休業制度等の普及啓発」、「労働時間短縮・選択制」があげられている。

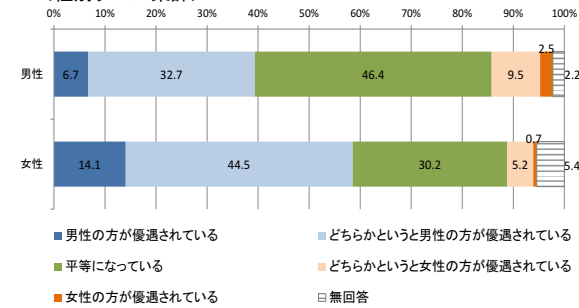
⑤法律や制度での男女平等

◇全体では『男性が優遇されている』という回答がおよそ半数となっている。
◇この回答傾向は女性の方が高く、年代では60歳代が高くなっている。

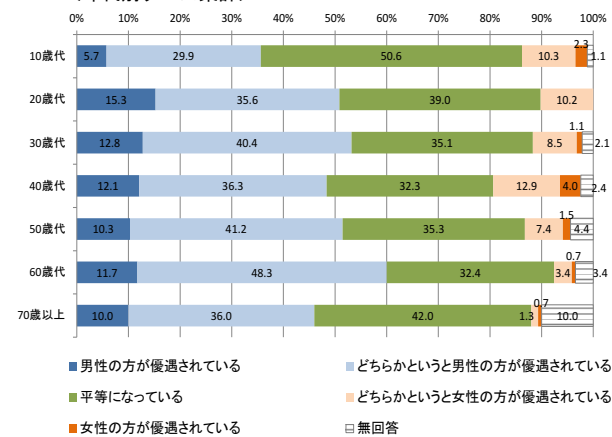
総数	男性の方が優遇されている	どちらかという男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかという女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	無回答
796	87	310	299	56	12	32
100.0%	10.9%	38.9%	37.6%	7.0%	1.5%	4.0%



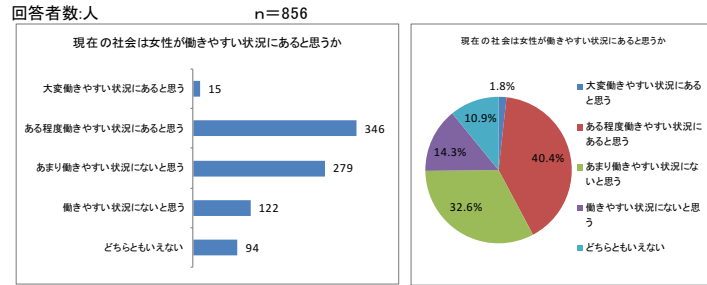
<性別別クロス集計>



<年代別クロス集計>



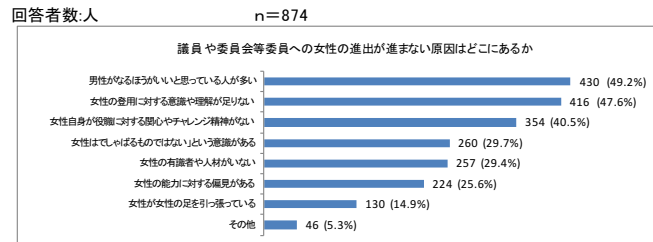
問11 現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか。あてはまる番号を1つお選びください。



◇「大変働きやすい状況にあると思う」と「ある程度働きやすい状況にあると思う」とを合わせると42.2%であり、「あまり働きやすい状況にないと思う」と「働きやすい状況にないと思う」とを合わせると46.9%である。

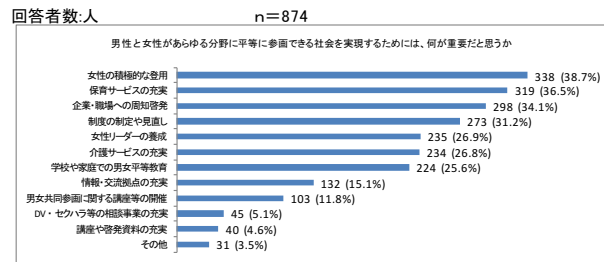
6.社会の方針決定等への参画について

問12 自治会、PTAなどの役職、議員や委員会等委員への女性の進出が進まない原因はどこにあると思われますか。次の中から原因として考えられる番号を3つ以内でお選びください。



◇「男性がなるほうが良いと思っている人が多い」が最も多く、次に「女性の登用に対する意識や理解が足りない」、「女性自身が役職に対する関心やチャレンジ精神がない」と続いている。

問13 男性と女性が家庭、職場、地域、政治の場などあらゆる分野に平等に参画することができる社会を実現するためには、何が重要だと思いますか。次の中からあてはまる番号を3つ以内でお選びください。

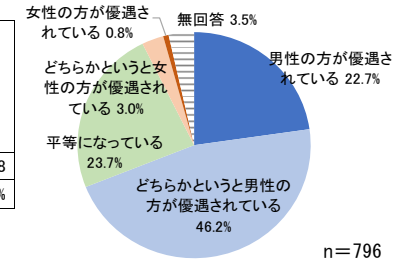


◇「女性の積極的な登用」が最も多く、次に「保育サービスの充実」、「企業・職場への周知啓発」があげられている。

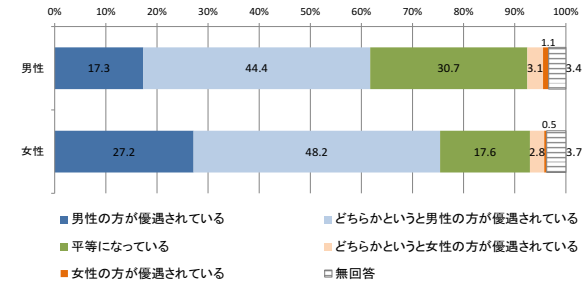
⑥政治や政策決定での男女平等

- ◇全体では『男性が優遇されている』という回答が68.9%となっている。
- ◇この回答傾向は女性の方が高く、年代では70歳以上が高くなっている。

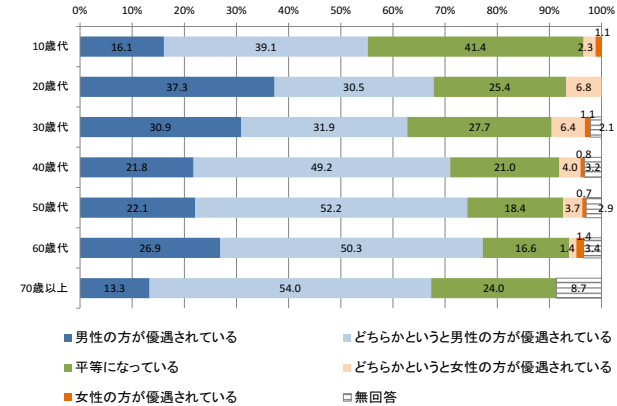
総数	男性の方が優遇されている	どちらかという男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかという女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	無回答
796	181	368	189	24	6	28
100.0%	22.7%	46.2%	23.7%	3.0%	0.8%	3.5%



<性別クロス集計>



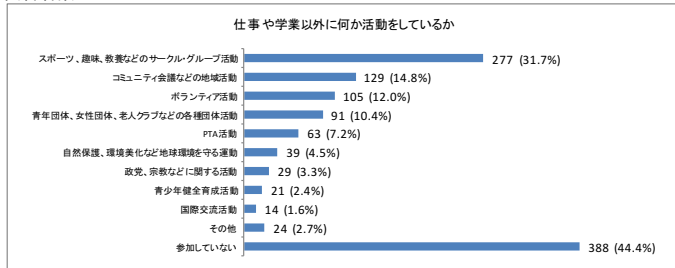
<年代別クロス集計>



7. 社会活動への参加について

問14 あなたは現在、仕事や学業以外に何か活動をしていますか。次の中からあてはまる番号をすべてお選びください。

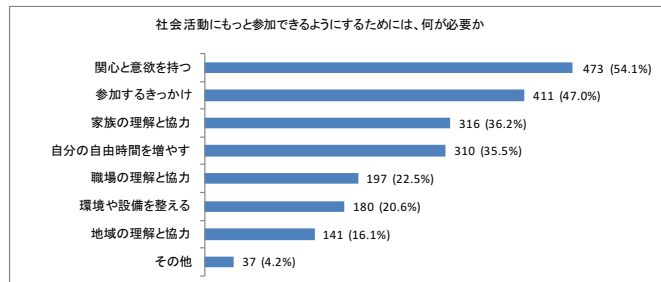
回答者数:人 n=874



◇仕事や学業以外の活動は、「スポーツ、趣味、教養などのサークル・グループ活動」が最も多いが、約半数の方は仕事や学業以外での活動に参加していないと回答している。

問15 あなたが社会活動にもっと参加できるようにするためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中からあてはまる番号を3つ以内でお選びください。

回答者数:人 n=874

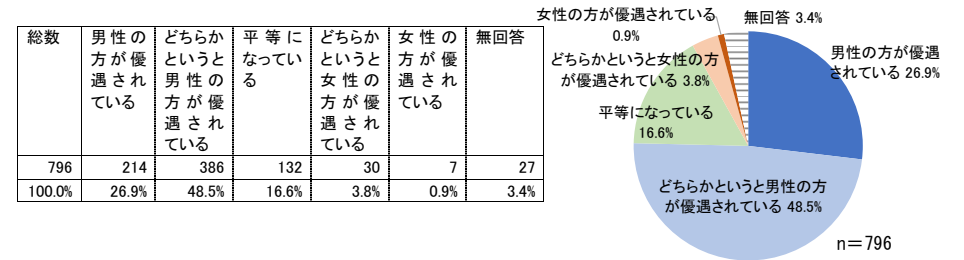


◇社会活動にもっと参加できるようにするためには、「関心と意欲を持つ」が54.1%と最も多く、次いで「参加するきっかけ」、「家族の理解と協力」となっている。

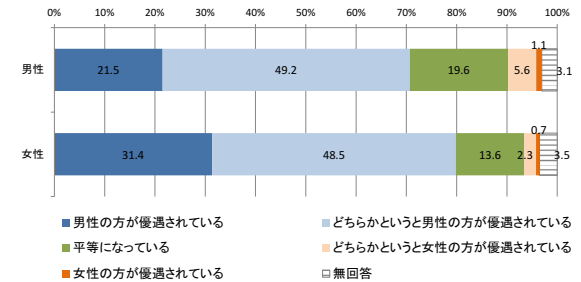
⑦社会の慣習やしきたりでの男女平等

◇全体では『男性が優遇されている』という回答が75.4%となっている。

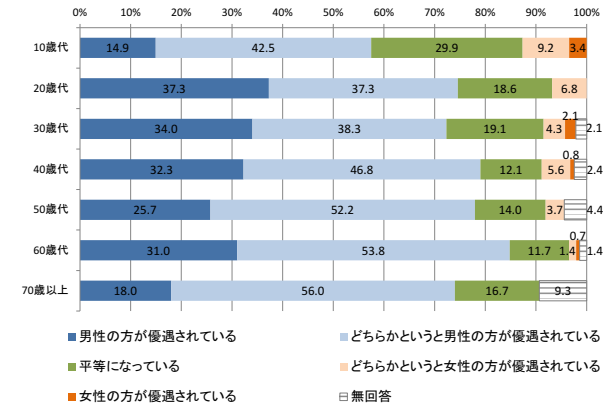
◇この回答傾向は女性の方が高く、年代では60歳代が高くなっている。



<性別クロス集計>



<年代別クロス集計>

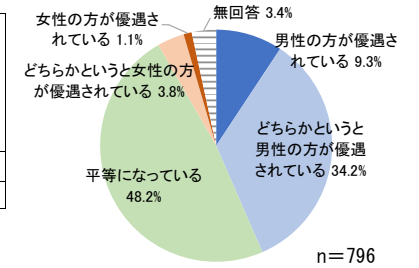


⑧言葉や文章の表現の中での男女平等

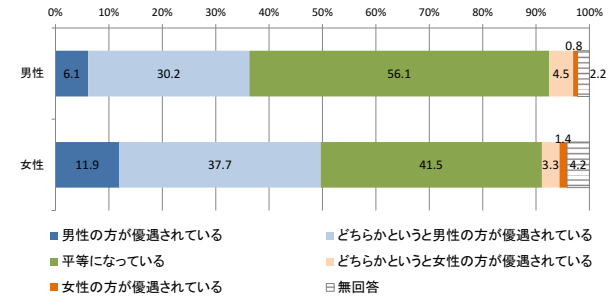
◇全体では「平等になっている」が48.2%で最も多くなっている。

◇この回答傾向は男性の方が高く、年代では10歳代が高くなっている。

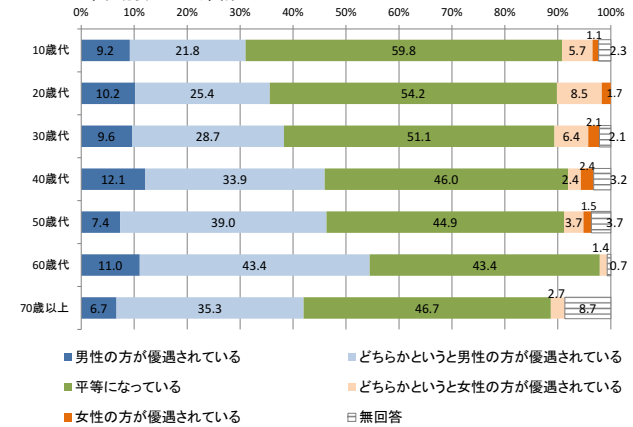
総数	男性の方が優遇されている	どちらかという男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかという女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	無回答
796	74	272	384	30	9	27
100.0%	9.3%	34.2%	48.2%	3.8%	1.1%	3.4%



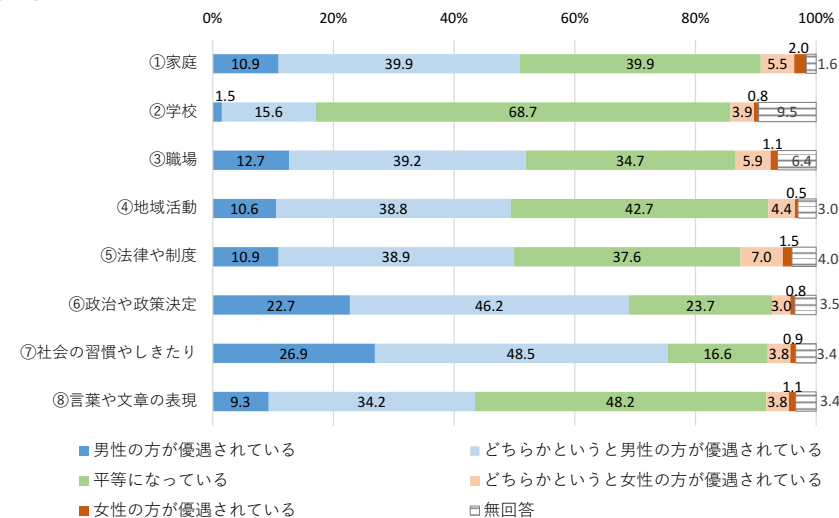
<性別クロス集計>



<年代別クロス集計>



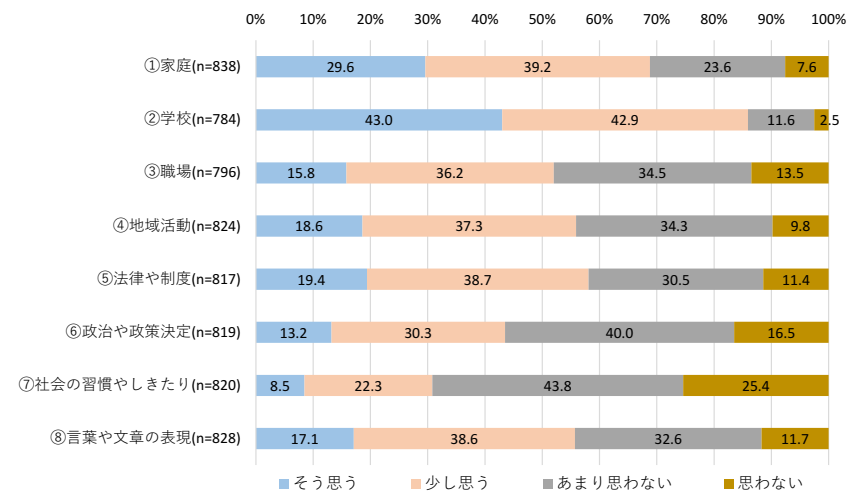
<①~⑧集計一覧 (n=796) >



<参考>

※今回調査の設問とは選択肢が異なる（無回答を除いた集計値）

前回調査「あなたの周りでは次の項目について男性と女性の地位が平等になっていると思いますか」



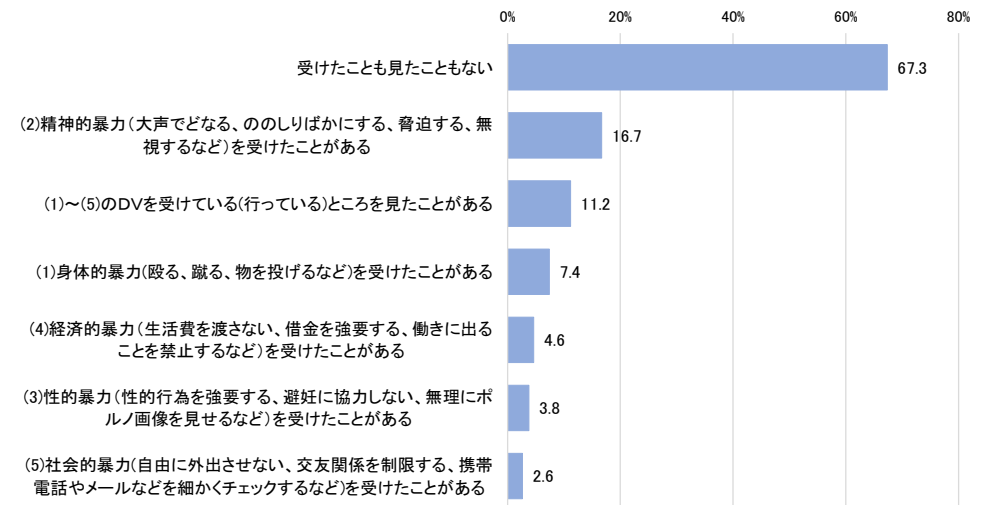
3 配偶者等からの暴力について

問3 これまでに次のようなDVを受けたことや見たことがありますか
(複数回答)

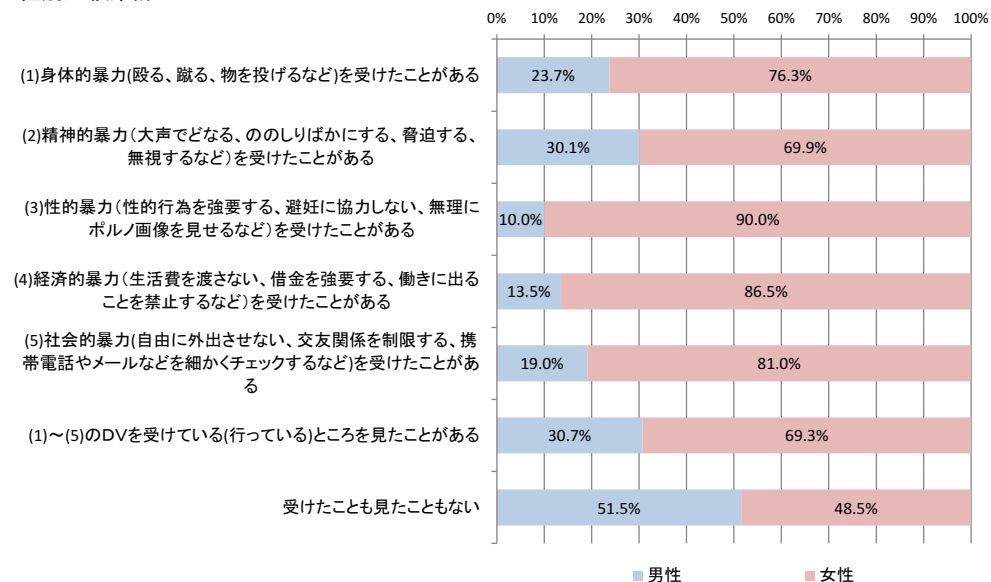
◇「受けたことも見たこともない」が67.3%で最も多い一方、何らかの暴力を受けたことが「ある」場合には「精神的暴力」(16.7%)が最も多くなっている。

	(1)身体的暴力(殴る、蹴る、物を投げるなど)を受けたことがある	(2)精神的暴力(大声でどなる、のしりばかにする、脅迫する、無視するなど)を受けたことがある	(3)性的暴力(性的行為を強要する、避妊に協力しない、無理にポルノ画像を見せるなど)を受けたことがある	(4)経済的暴力(生活費を渡さない、借金を強要する、働きに出ることを禁止するなど)を受けたことがある	(5)社会的暴力(自由に外出させない、交友関係を制限する、携帯電話やメールなどを細かくチェックするなど)を受けたことがある	(1)～(5)のDVを受けている(行っている)ところを見たことがある	受けたことも見たこともない	無回答
総数	59	133	30	37	21	89	536	47
	7.4%	16.7%	3.8%	4.6%	2.6%	11.2%	67.3%	5.9%

<回答割合順>



<性別比較集計>

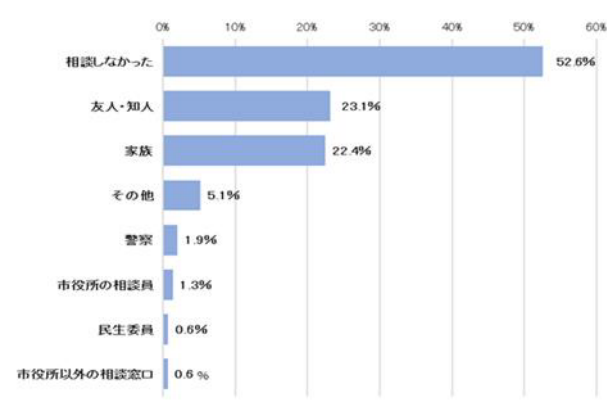


問4-1 そのとき、どなたかに相談されましたか（複数回答）

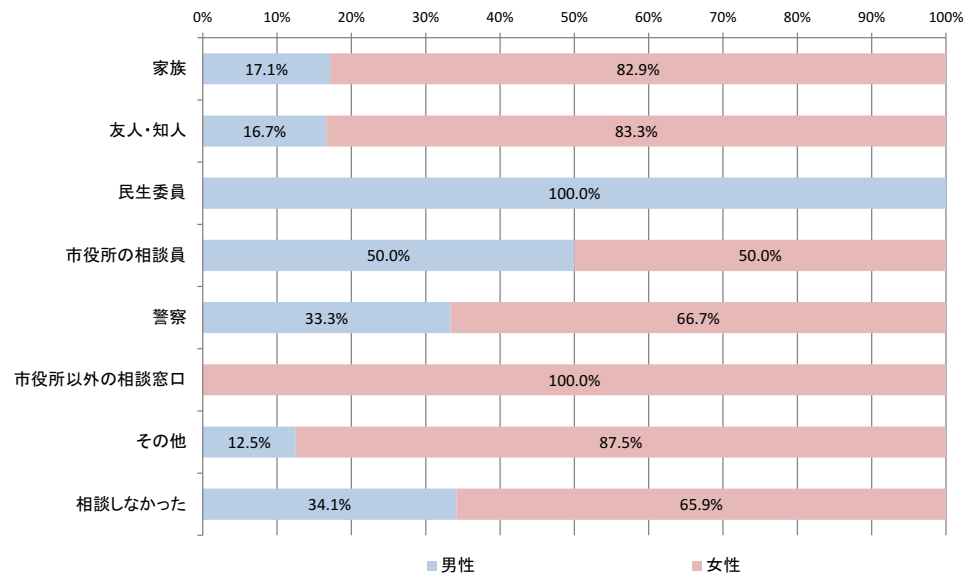
問3で(1)から(5)と答えた方(DVを受けたことや見たことがある方)

- ◇「相談しなかった」が52.6%で最も多くなっている。
- ◇相談先としては「友人・知人」(23.1%)、「家族」(22.4%)が多くなっている。

総数	家族	友人・知人	民生委員	市役所の相談員	警察	市役所以外の相談窓口	その他	相談しなかった	無回答
156	35	36	1	2	3	1	8	82	9
	22.4%	23.1%	0.6%	1.3%	1.9%	0.6%	5.1%	52.6%	5.8%



<性別比較集計>



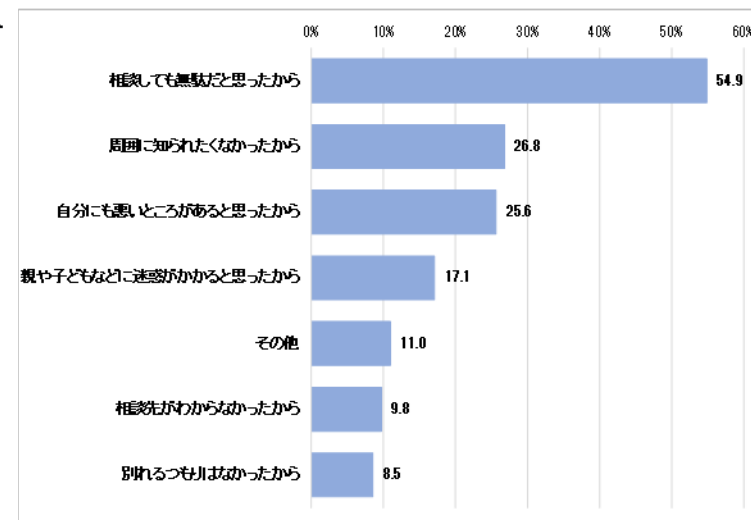
問4-2 相談しなかった理由（複数回答）

問4-1で「(8)相談しなかった」を選んだ方

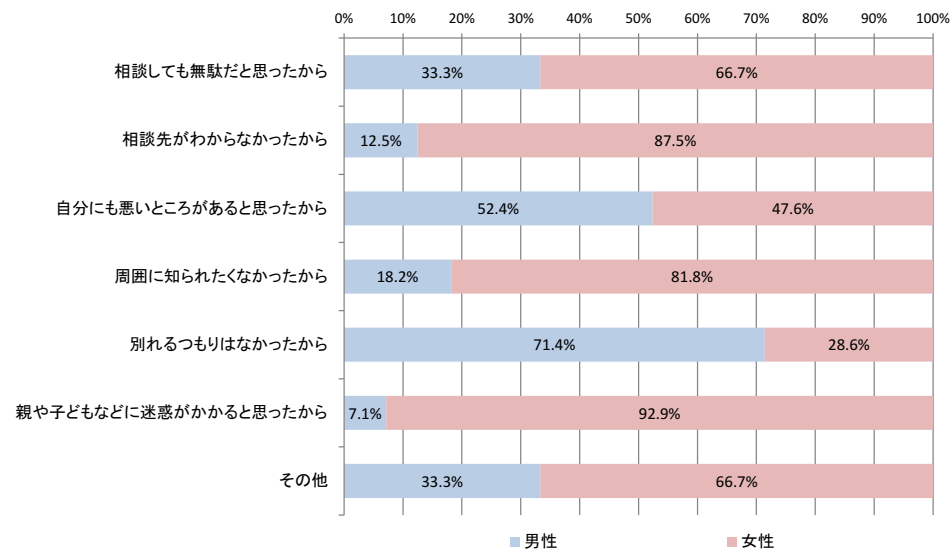
◇「相談しても無駄だと思ったから」が54.9%で最も多く、次いで「周囲に知られなくなかったから」(26.8%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(25.6%)となっている。

総数	相談しても無駄だと思ったから	相談先がわからなかったから	自分にも悪いところがあると思ったから	周囲に知られなくなかったから	別れるつもりはなかったから	親や子どもなどに迷惑がかわると思ったから	その他
82	45	8	21	22	7	14	9
	54.9%	9.8%	25.6%	26.8%	8.5%	17.1%	11.0%

<回答割合順>



<性別比較集計>



4 家庭生活について

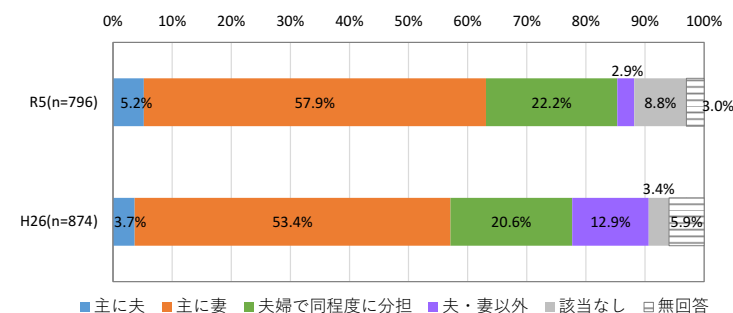
問5 次の①～⑧の項目について主に誰が行っていますか

※前回調査と設問は同様であるが、今回調査では「あなたの立場に合わせて夫を父・息子、妻を母・娘に読み替えてご回答ください。あなたの家庭に当てはまらない事項については『該当なし』を選択してください。」の文言を追記している。

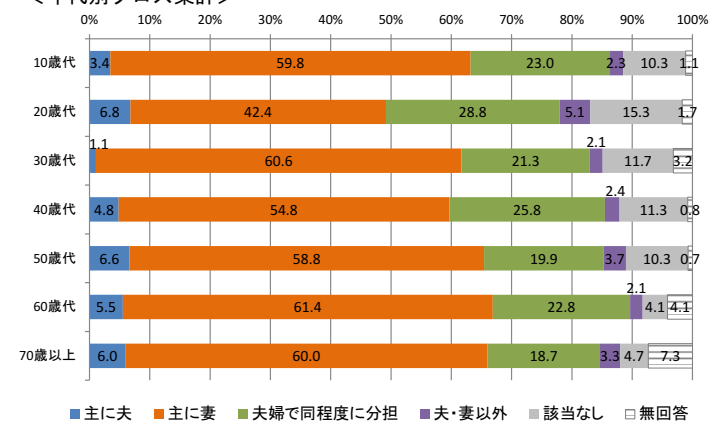
① 日常の買い物

◇「主に妻」が57.9%で最も多く、前回調査からやや増加している。

総数	主に夫	主に妻	夫婦で同程度に分担	夫・妻以外	該当なし	無回答
796	41	461	177	23	70	24
100.0%	5.2%	57.9%	22.2%	2.9%	8.8%	3.0%



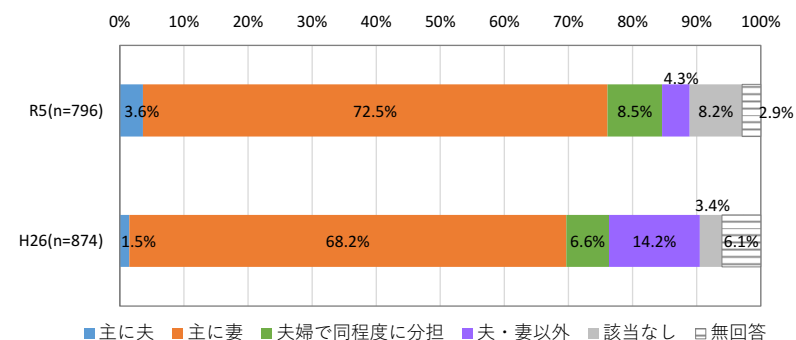
<年代別クロス集計>



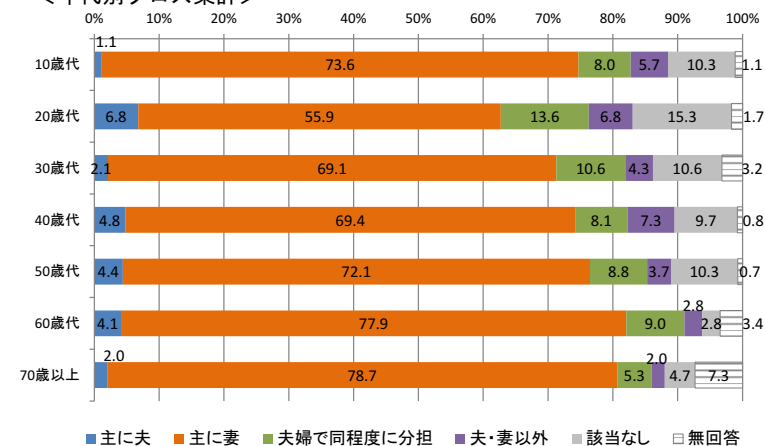
②食事の支度

◇「主に妻」が72.5%で最も多く、前回調査から増加している。

総数	主に夫	主に妻	夫婦で同程度に分担	夫・妻以外	該当なし	無回答
796	29	577	68	34	65	23
100.0%	3.6%	72.5%	8.5%	4.3%	8.2%	2.9%



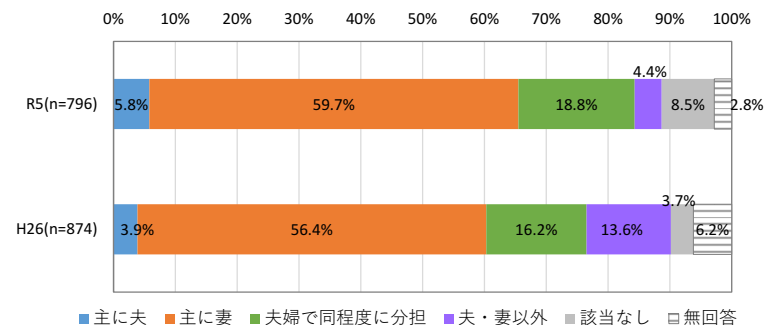
<年代別クロス集計>



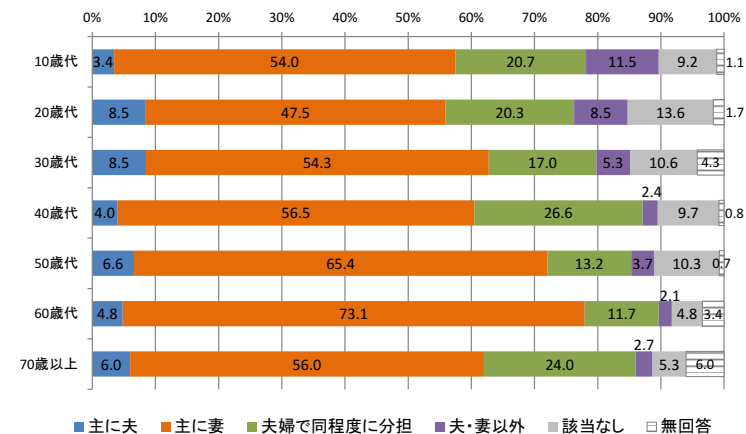
③掃除

◇「主に妻」が59.7%で最も多く、前回調査からやや増加している。

総数	主に夫	主に妻	夫婦で同程度に分担	夫・妻以外	該当なし	無回答
796	46	475	150	35	68	22
100.0%	5.8%	59.7%	18.8%	4.4%	8.5%	2.8%



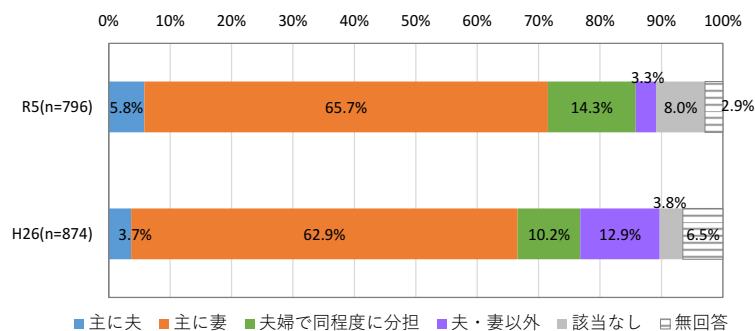
<年代別クロス集計>



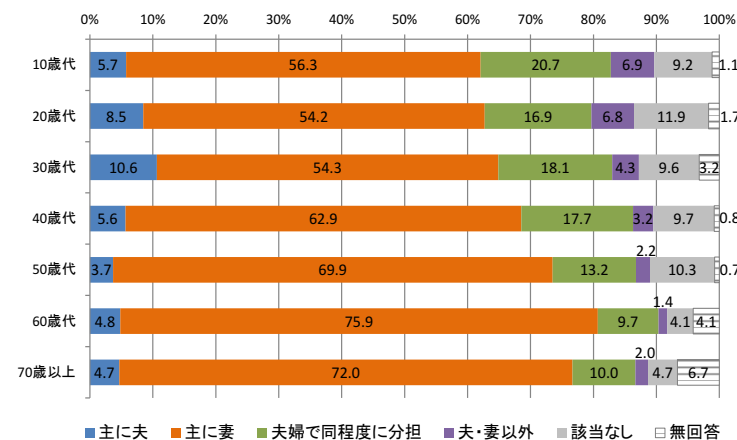
④洗濯

◇「主に妻」が65.7%で最も多く、前回調査からやや増加している。

総数	主に夫	主に妻	夫婦で同程度に分担	夫・妻以外	該当なし	無回答
796	46	523	114	26	64	23
100.0%	5.8%	65.7%	14.3%	3.3%	8.0%	2.9%



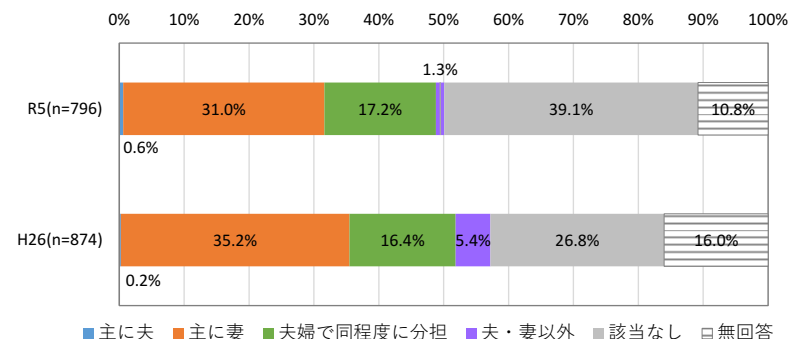
<年代別クロス集計>



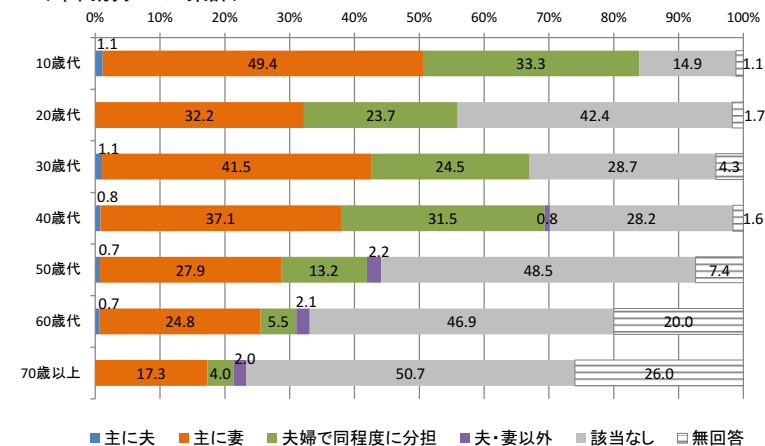
⑤育児

◇「主に妻」が3割以上となっている。

総数	主に夫	主に妻	夫婦で同程度に分担	夫・妻以外	該当なし	無回答
796	5	247	137	10	311	86
100.0%	0.6%	31.0%	17.2%	1.3%	39.1%	10.8%



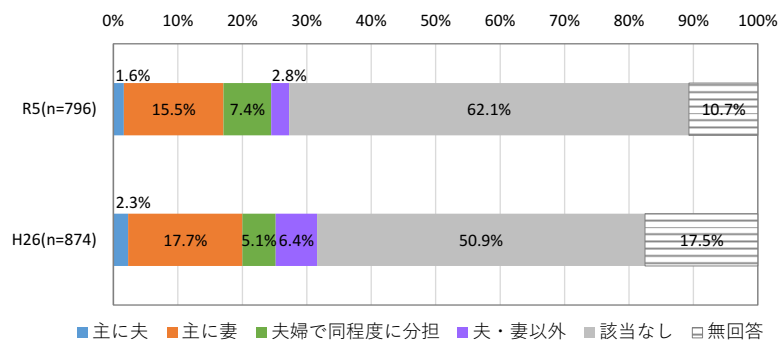
<年代別クロス集計>



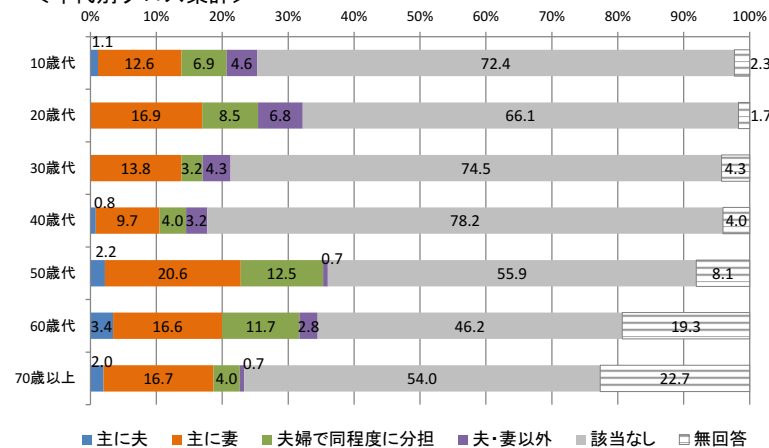
⑥介護

◇「該当なし」を除くと「主に妻」が最も多く、前回調査と比較すると「夫・妻以外」が減少し、「夫婦で同程度に分担」の割合が増加している。

総数	主に夫	主に妻	夫婦で同程度に分担	夫・妻以外	該当なし	無回答
796	13	123	59	22	494	85
100.0%	1.6%	15.5%	7.4%	2.8%	62.1%	10.7%



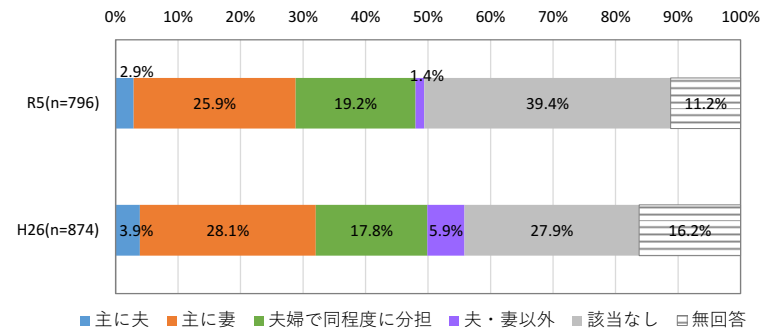
<年代別クロス集計>



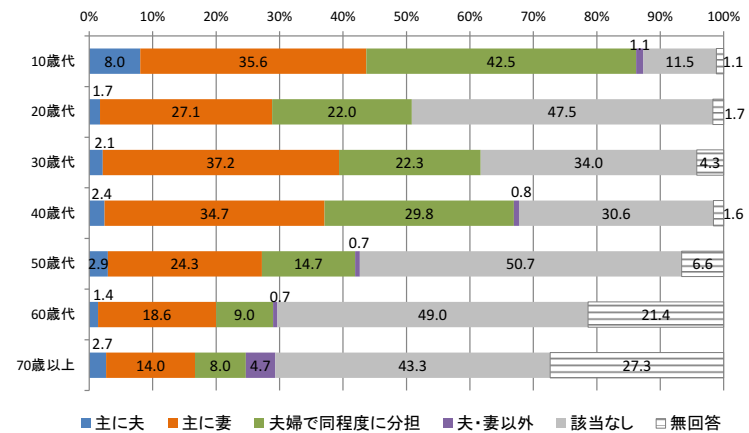
⑦学校行事

◇「該当なし」を除くと「主に妻」が25.9%で最も多い。前回調査と比較すると「夫・妻以外」が減少している。

総数	主に夫	主に妻	夫婦で同程度に分担	夫・妻以外	該当なし	無回答
796	23	206	153	11	314	89
100.0%	2.9%	25.9%	19.2%	1.4%	39.4%	11.2%



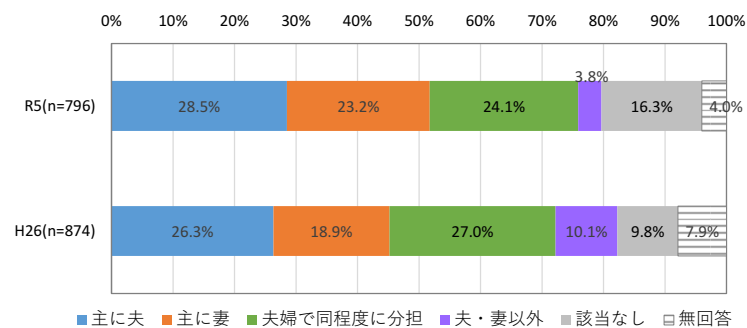
<年代別クロス集計>



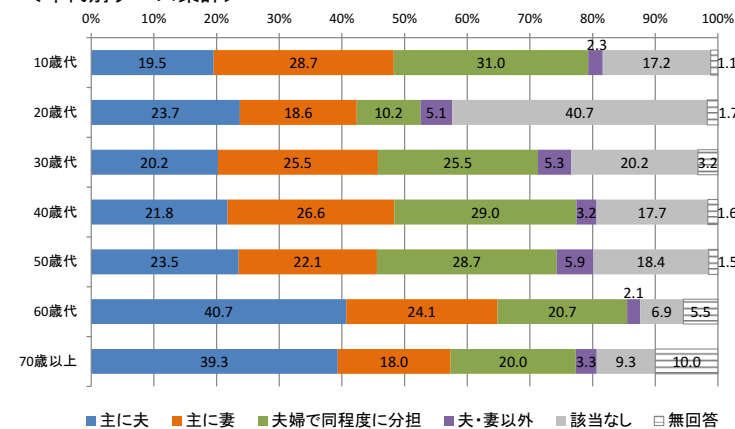
⑧地区行事

◇「主に夫」が28.5%で最も多く、前回調査をやや上回っている。

総数	主に夫	主に妻	夫婦で同程度に分担	夫・妻以外	該当なし	無回答
796	227	185	192	30	130	32
100.0%	28.5%	23.2%	24.1%	3.8%	16.3%	4.0%



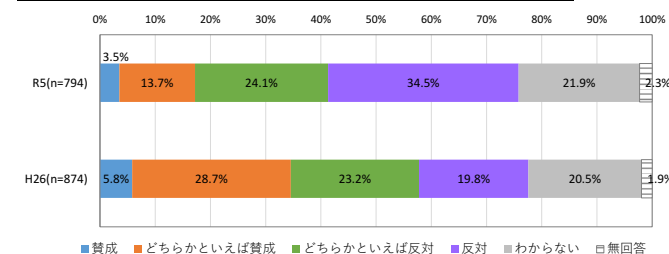
<年代別クロス集計>



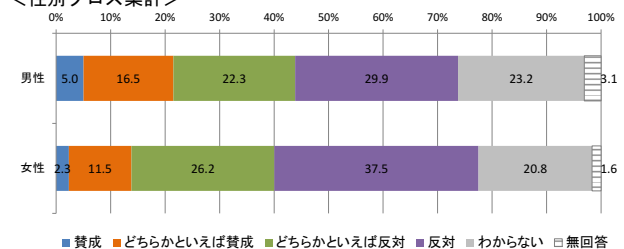
問6 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思いますか

◇「反対」「どちらかといえば反対」を合わせると58.6%となり、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた17.2%を上回っており、前回調査からも増加している。

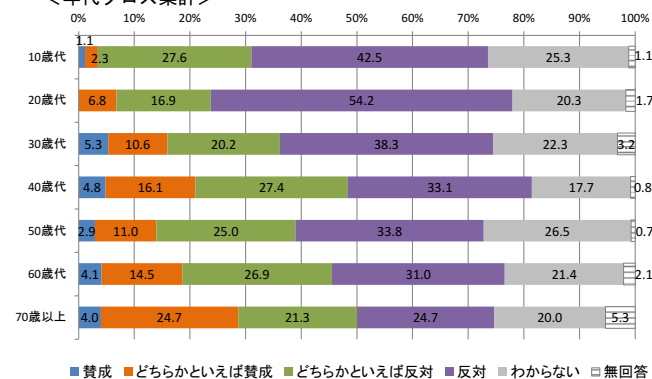
総数	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	わから ない	無回答
796	28	109	192	275	174	18
100.0%	3.5%	13.7%	24.1%	34.5%	21.9%	2.3%



<性別クロス集計>



<年代クロス集計>

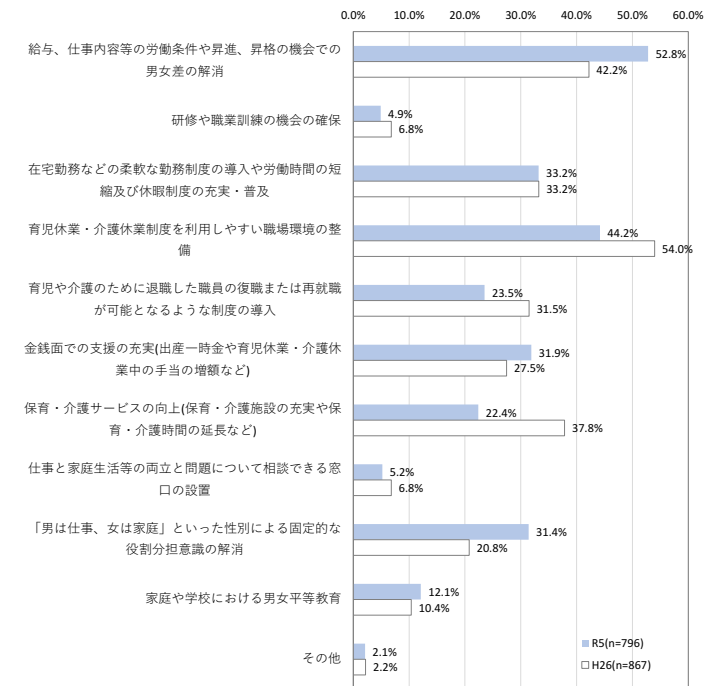


問7 一般に、男女が共に「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の両立を可能とするためには、特にどのようなことが必要だと考えますか

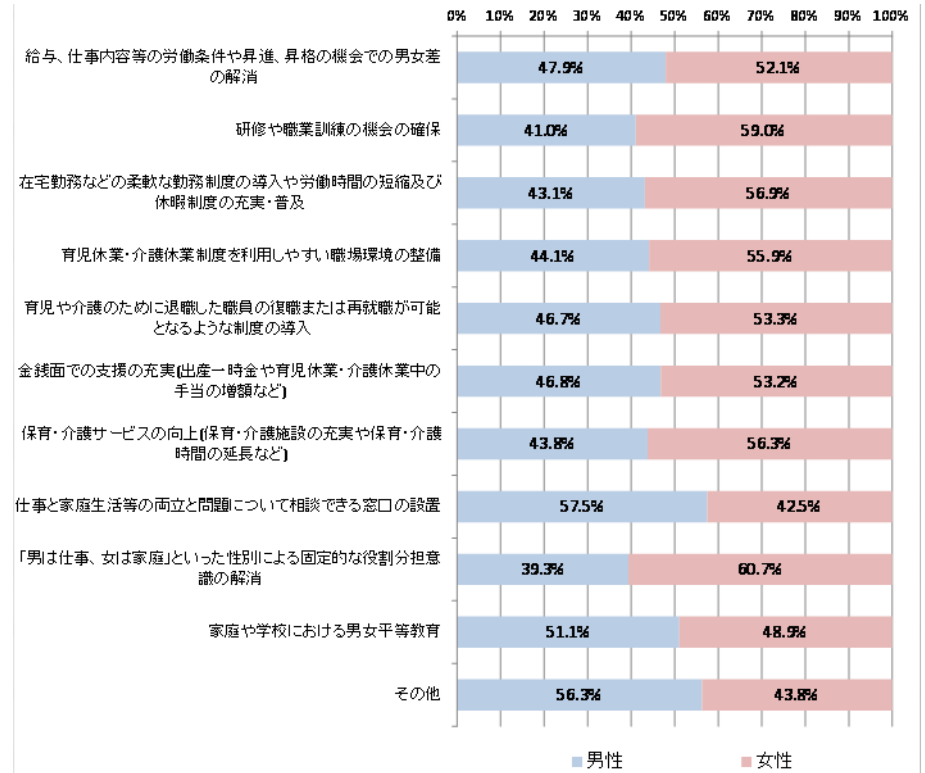
(複数回答)

◇「給与、仕事内容等の労働条件や昇進、昇格の機会での男女差の解消」が52.8%で最も多くなっている。

総数	給与、仕事内容等の労働条件や昇進、昇格の機会での男女差の解消	研修や職業訓練の機会の確保	在宅勤務などの柔軟な勤務制度の導入や労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及	育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備	育児や介護のために退職した職員の復職または再就職が可能となるような制度の導入	金銭面での支援の充実(出産一時金や育児休業・介護休業中の手当の増額など)	保育・介護サービスの向上(保育・介護施設の充実や保育・介護時間の延長など)	仕事と家庭生活等の両立と問題について相談できる窓口の設置	「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識の解消	家庭や学校における男女平等教育	その他	無回答
796	420	39	264	352	187	254	178	41	250	96	17	22
	52.8%	4.9%	33.2%	44.2%	23.5%	31.9%	22.4%	5.2%	31.4%	12.1%	2.1%	2.8%



<性別比較集計>



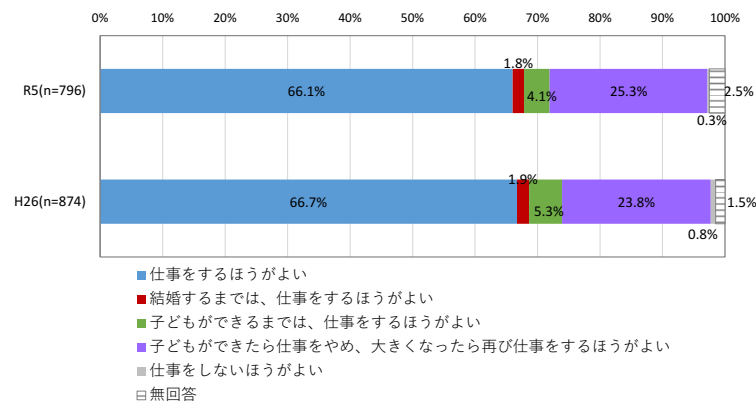
5 女性と仕事について

問8 女性が仕事に就くことについて

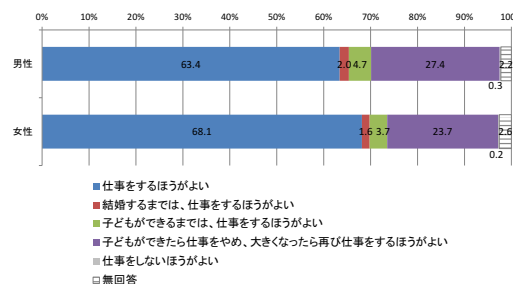
※一部の選択肢は、前回調査と文言を変更している

◇「仕事をするほうがよい」が66.1%で最も多く、前回調査と概ね同値となっている。

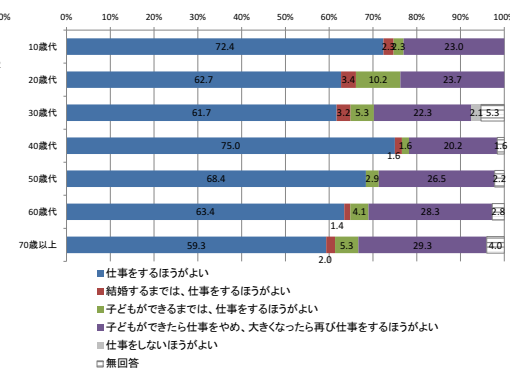
総数	仕事をするほうがよい	結婚するまでは、仕事をするほうがよい	子どもができるまでは、仕事をするほうがよい	子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をするほうがよい	仕事をしないほうがよい	無回答
796	526	14	33	201	2	20
100.0%	66.1%	1.8%	4.1%	25.3%	0.3%	2.5%



<性別クロス集計>



<年代別クロス集計>

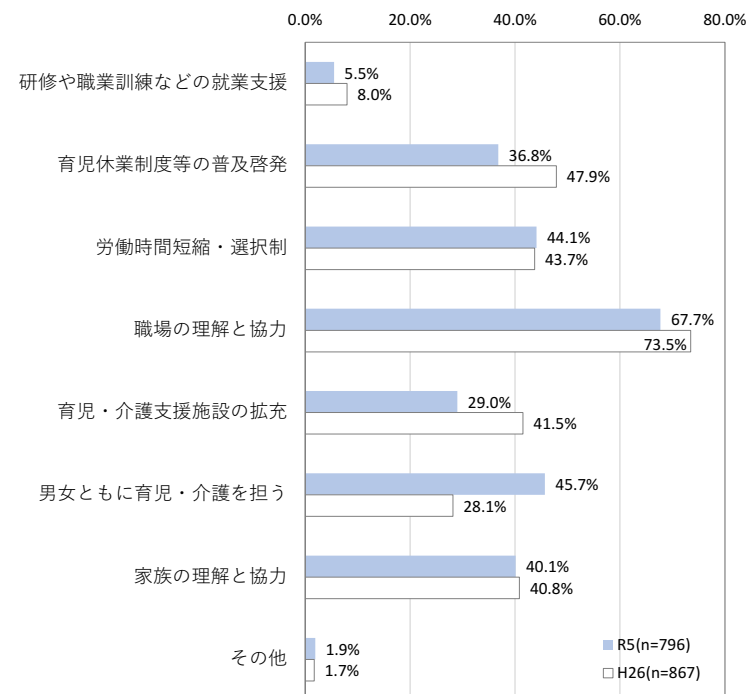


問9 女性が仕事と育児等を両立していくために必要と考えるもの

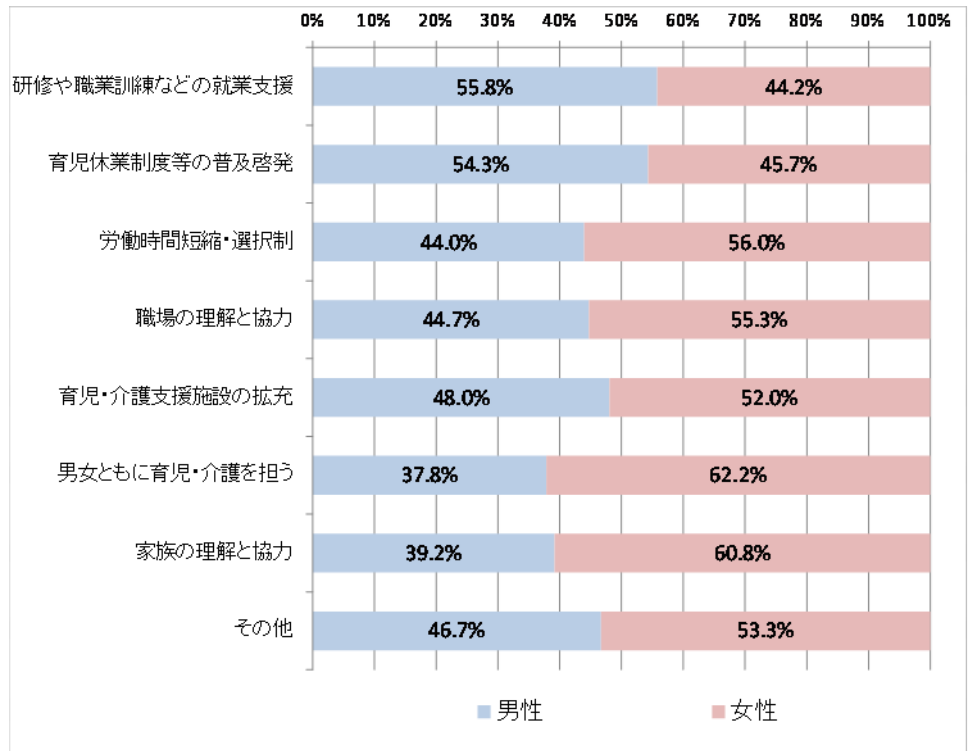
(複数回答)

◇「職場の理解と協力」が67.7%で最も多いが、前回調査からはやや減少している。

総数	研修や職業訓練などの就業支援	育児休業制度等の普及啓発	労働時間短縮・選択制	職場の理解と協力	育児・介護支援施設の拡充	男女ともに育児・介護を担う	家族の理解と協力	その他	無回答
796	44	293	351	539	231	364	319	15	15
	5.5%	36.8%	44.1%	67.7%	29.0%	45.7%	40.1%	1.9%	1.9%



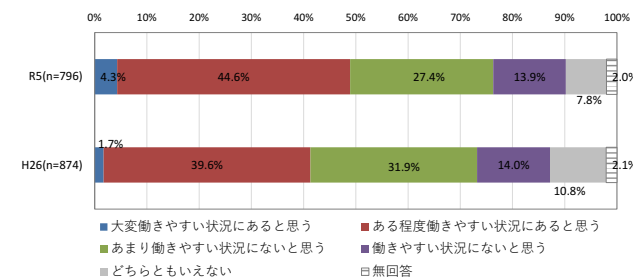
<性別比較集計>



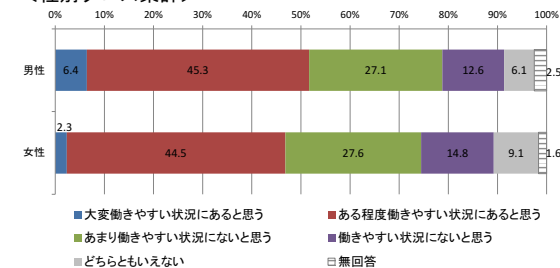
問 10 現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか

◇「ある程度働きやすい状況にあると思う」が44.6%で最も多く、前回調査から増加している。

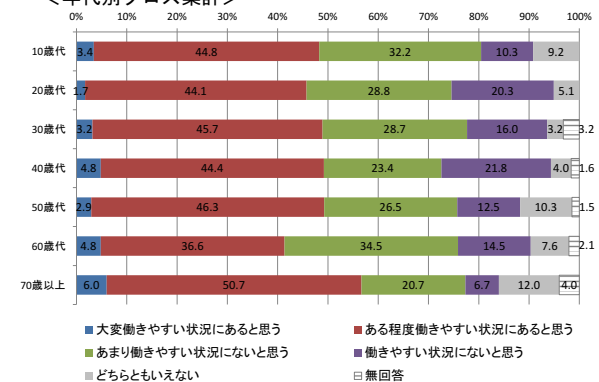
総数	大変働きやすい状況にあると思う	ある程度働きやすい状況にあると思う	あまり働きやすい状況にないと思う	働きやすい状況にないと思う	どちらともいえない	無回答
796	34	355	218	111	62	16
100.0%	4.3%	44.6%	27.4%	13.9%	7.8%	2.0%



<性別クロス集計>



<年代別クロス集計>



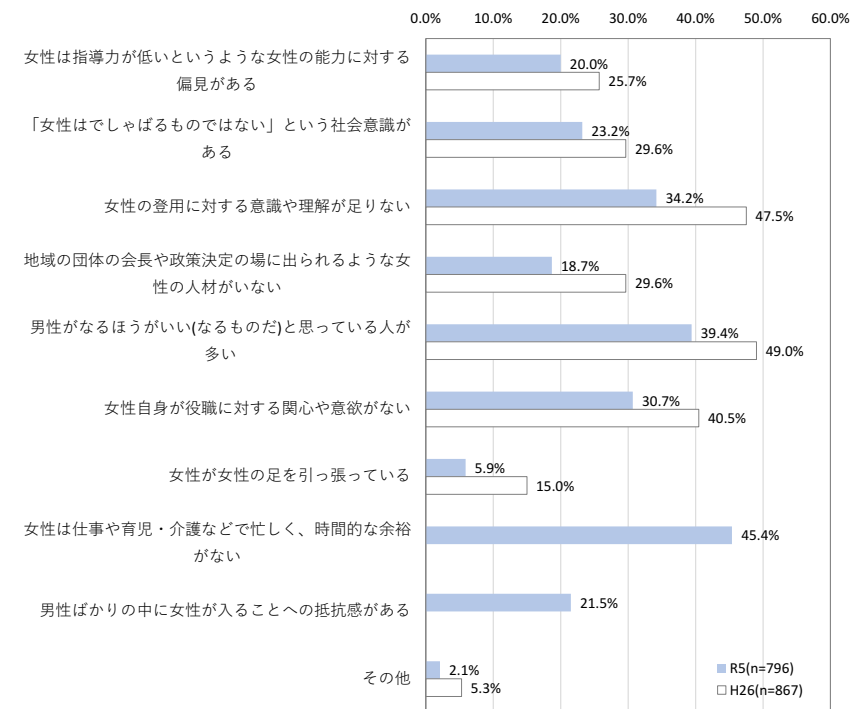
6 社会の方針決定等への女性の参画について

問 11 自治会などの地域の役職、議員や審議会等委員などへの女性の進出が進まない原因はどこにあると思われますか（複数回答）

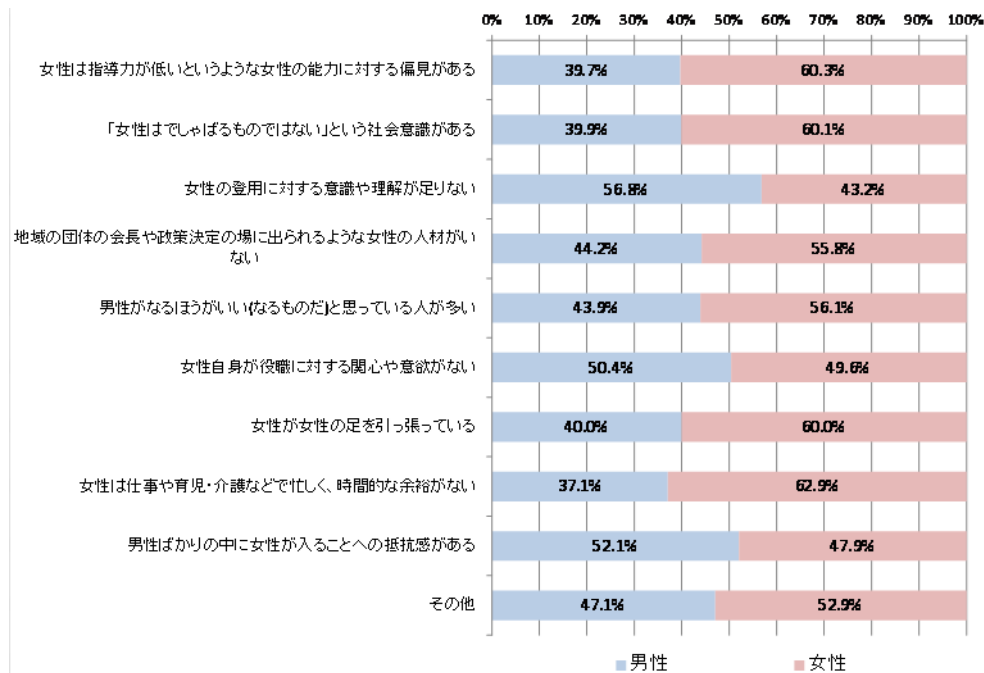
※一部の選択肢は、前回調査と文言を変更している。

◇「女性は仕事や育児・介護などで忙しく、時間的な余裕がない」が45.4%で最も多くなっている。

	女性は指導力が低いという女性 の能力に対する偏見がある	「女性はしゃべるものではない」 という社会意識がある	女性の登用に対する意識や理 解が足りない	地域の団体の会長や政策決定の場 に出られるような女性の人材が いない	男性がなるほうがいい(なるもの だ)と思っている人が多い	女性自身が役職に対する関心や意 欲がない	女性が女性の足を引っ張っている	女性は仕事や育児・介護などで忙 しく、時間的な余裕がない	男性ばかりの中に女性が入ること への抵抗感がある	その他	無回答
総数	159	185	272	149	314	244	47	361	171	17	21
	20.0%	23.2%	34.2%	18.7%	39.4%	30.7%	5.9%	45.4%	21.5%	2.1%	2.6%



<性別比較集計>

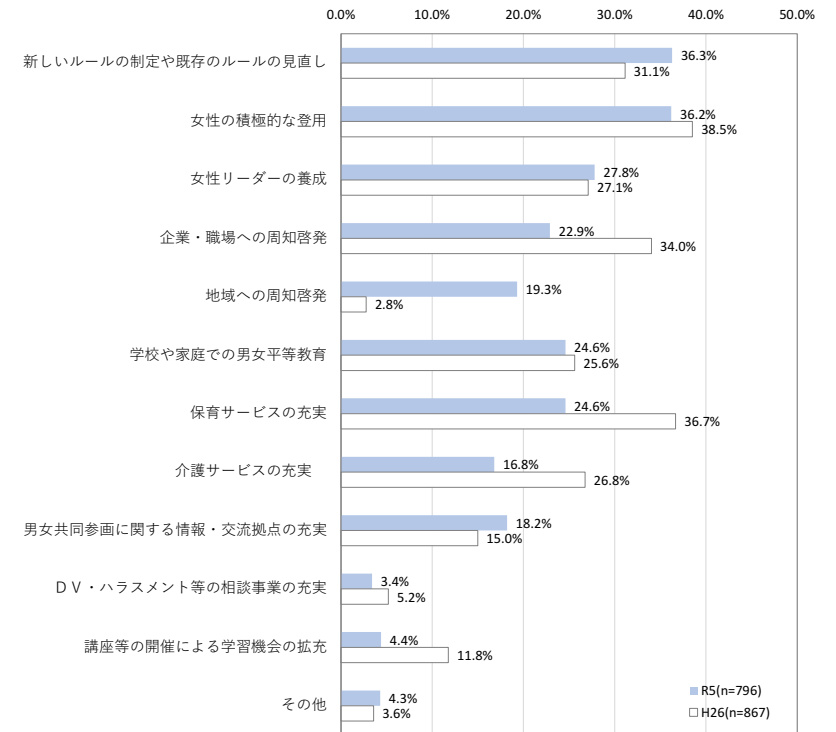


問 12 問 11 でお答えいただいた「女性の進出が進まない原因」を改善し、男性と女性が家庭、職場、地域、政治の場などあらゆる分野に平等に参画することができる社会を実現するためには、何が重要だと思いますか（複数回答）

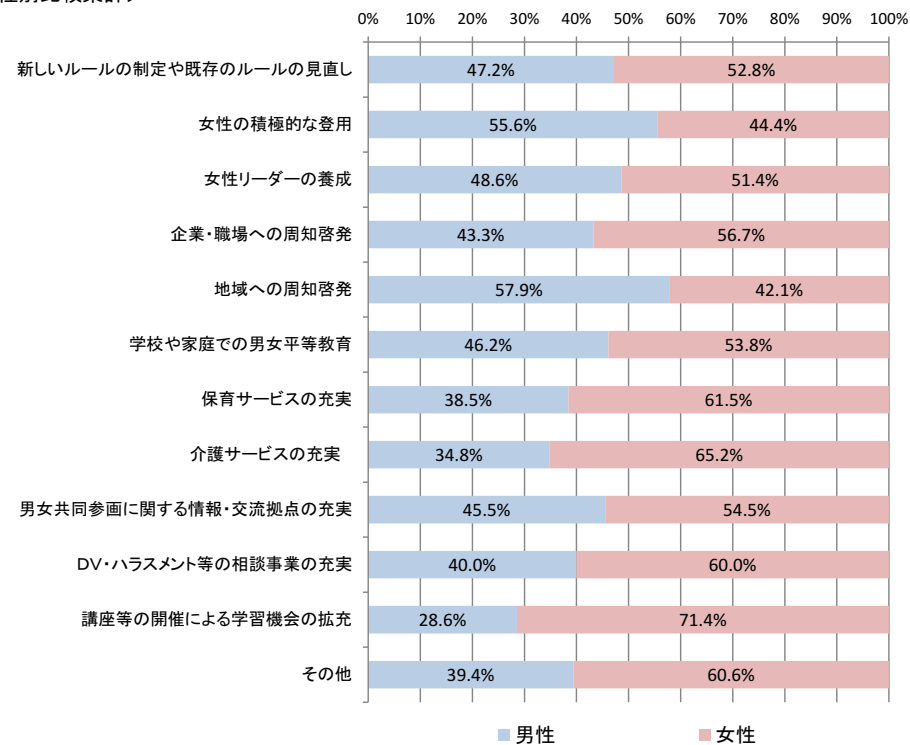
※一部の選択肢は、前回調査と文言を変更している

◇「新しいルールの制定や既存のルールの見直し」が36.3%で最も多くなっている。

	新しいルールの制定や既存のルールの見直し	女性の積極的な登用	女性リーダーの養成	企業・職場への周知啓発	地域への周知啓発	学校や家庭での男女平等教育	保育サービスの充実	介護サービスの充実	男女共同参画に関する情報・交流拠点の充実	DV・ハラスメント等の相談事業の充実	講座等の開催による学習機会の拡充	その他	無回答
総数	289	288	221	182	154	196	196	134	145	27	35	34	27
	36.3%	36.2%	27.8%	22.9%	19.3%	24.6%	24.6%	16.8%	18.2%	3.4%	4.4%	4.3%	3.4%



<性別比較集計>



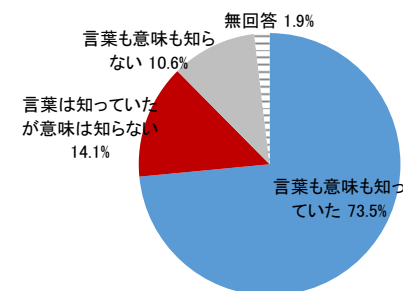
7 性的少数者、多様な性への配慮について

問 13 LGBTという言葉の意味を知っていましたか

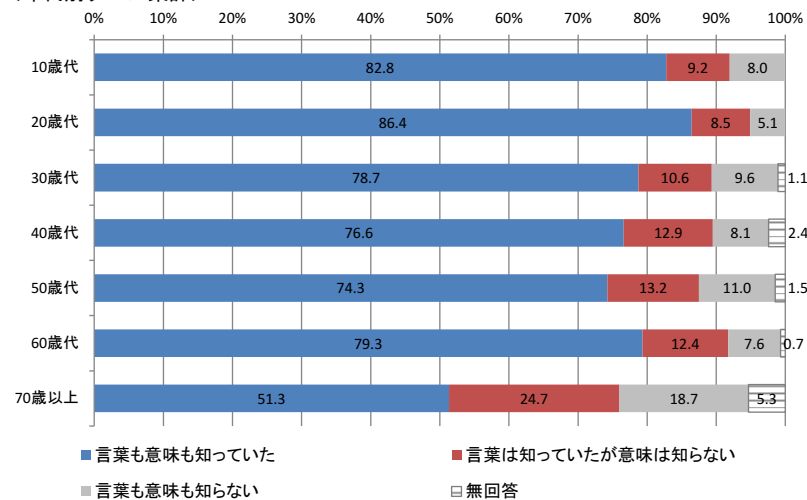
※前回調査では設問設定なし

◇「言葉も意味も知っていた」が73.5%で最も多く、10～60歳代では概ね8割程度の認知度となっている。

総数	言葉も意味も知っていた	言葉は知っていたが意味は知らない	言葉も意味も知らない	無回答
796	585	112	84	15
100.0%	73.5%	14.1%	10.6%	1.9%



<年代別クロス集計>



問 14 性的少数者の方への差別や偏見をなくし、多様な性への理解の促進のために何が重要だと思いますか（複数回答）

設問 13で、「言葉も意味も知っていた」と答えた方

◇「教育現場での児童・生徒への教育」が64.8%で最も多くなっている。

総数	いじめや差別を禁止する制度の制定	更衣室やトイレ、制服などの環境の整備	申請書類等の性別記載欄の見直し	市民や企業等への広報・啓発	行政職員や教職員に対する研修の充実	教育現場での児童・生徒への教育	相談窓口の充実	特に必要ない	その他	無回答
585	292	313	179	201	200	379	192	41	37	3
	49.9%	53.5%	30.6%	34.4%	34.2%	64.8%	32.8%	7.0%	6.3%	0.5%

